の絶影島に神と祭られたるが如き、(彰考館記錄)又後にしては朝鮮の貢ぎ奉らぬを憤りて、之をうちきため、呂宋に書を贈りて、不移時日、可假降幡而來服、若匍匐膝行於遲遠者、速可加征伐者必矣、(天正十八年太閤書翰)と云る豊臣朝臣あり、東奥に封を受て、志の伸難きを慨し、山科勝成等十二人を羅馬に遣しゝより、(天正二年)前後四回に及ぶまで使を遣せる蒲生氏鄕あり、亞米利加通航に供する大船を造り始めて太平洋をわたり、墨西哥の(アカプルコ)港に往しめたる源朝臣(東照公)あり、(慶長年錄采覽異言)其後三年にして伊達政宗は其臣支倉六左衛門經長を伊斯把爾亞に遣す時に、海外に國あり、地を擧て銀山なり、もし許可を得ば、手兵三千を以て、之を攻略し、我國の寶庫とせん事を、德川幕府に請ひ、邪法迷邦唱不終、欲征蠻國未成功、圖南鵬翼何時奮、久待扶搖萬里風と云ひ、後に南蠻(卽呂宋)の俗柔脆なるを聞に及て、我之を征せんに、朽を挫くよりも易しと云しかど、外敎の禁甚だ嚴なるによりて、志を果さず、僅に述懷の詩を作りて、四十年前少壯時、功名聊亦自私期、老來不識干戈事、只把春風桃李卮と云るは、唯其憂憤の氣を泄すを見る耳(歐南遺使考、伊達家記錄)この他原田孫七郎が呂宋群島(フリッピン)を入貢せしめんと企て、魚屋助左衛門が烏合の衆百餘人を以て、之を侵せる、松倉重政が此國を得て十萬石の領主たらんと乞し、角屋七郎兵衛か安南に往來し、長く交趾に住して、邦人を一域に集めて日本町と稱し、(據渡邊氏著書)また山田長政が邏羅を怒取し、南天竺の地方を畏服し、(邏羅興亡記)駿河人茶問屋長左衛門が韃靼の國王となり、(渡邊幸庵筆記)濱田彌兵衛かが肥前平土の產を以て臺灣を撫順し、明の正朔を保ちたるが如き、(臺灣紀事○此島の地形、我播磨の高沙浦に似たる故に、タカサゴと稱したるなり、また明治七年に、臺灣征討ありし以來、彼國人我國旗を其地に植たる風化に從ひ、今日に至りて、家々に日本の國旗を立るの風、のこれりと云も奇なり、彼國人は、自ら日本の人民なりと云ひて、日本人をいたく親しむよしなり、)いづれも國威を海表に耀せる、英豪の人々なり、近くは德川幕府の命を奉して、北地惠土呂府を巡視せる近藤重藏木村謙次の如き樺太より黑龍江岸德楞を探檢したる、間宮林藏の如き(回天詩史東韃紀行)ありて、我國と外國との關係やゝ明なるに合せて、元の太祖成吉思汗は義經と同人なりともいひ、また滿州は古は我領地なりしとも云ひ、淸主の先は淸和源氏に出るを以て、國を淸と云りなどいふ事の聞ゆるも、盖くは信じがたけれども、さもやと思ふ事なきにあらず、又仙臺伊達氏の潛士金忠輔か海外に功名を立んと、東察加に航し、露西亞に行き、それより安南に赴き、近時カリホルニヤの酋長となりし由風傳し、墨西哥の國グワダラハラ州に居

るトレンチノーと其弟某（ナニガシ）とは、共に其國の陸軍將官にて、日本人種なりともいへるは（據渡邊氏書）其功業こそ未だ大にあらはれずといへども、極めて天祖天神の陰祐冥護、自ら彼等が國々に、我日本人の血胤を遺して、皇化に趣かしむる大みはかりにて、古へ大山積神の海外に渡り給ひ、（伊豫風土記）素盞嗚尊五十猛命の新羅に降りまして、其金銀を貢くべく制給ひ、（日本紀）天孫氏の裔、世々沖繩の君となり、（南島志）稻飯命の新羅王となり給へるが如く數百歲の間に、大舟のもそろ〳〵に、八十綱うちかけて、引よするが如き、大繩打はへ給へる事の幽契あらんとさへ思はるゝを、神ならぬ人は知る事あたはざれども、之を知りてよく其力を盡すぞ、よく神道を明らむる人とはいふなる、かゝれば我舊藩主の源義公烈公の如きは、既（ヘヤ）く東照公の遺訓を守り、最も神道を重みし、その心をこの大日本國內のみならず、遠く外國の形勢にまで及ぼして、海外諸國をも經略し給はんとはかり給ひしは、凡人知慮の及ぶ可らざる處あり、之を君子と云ふか、英雄の略あり、之を英雄と云はんか、君子の德あり、君子にて英雄の如く、英雄にて君子の德を具へたり、是やがて神とも神と申すべきにや、義公は快風丸と云ふ大艦を造りて蝦夷を巡覽せしめ、又海外を經略するの意あり、烈公は士族の二三男と罪人の死刑に處すべき者とを率ゐて、海外の形勢を察知せんことを、幕府に請へり、共に皇威を四表に發揚せんとの志なり、義公の船を蝦夷に發せしは、元祿元年にあり、此時魯西亞王伯德（ベートル）碌眼を加良布登（カラフト）に注きて人を派遣し、清主玄曄（所謂聖祖）の兵を遣して、韃人と黑龍江邊に戰ひ、後に和を講して興安嶺を境界と定め、銅柱を建たるも亦今年に在り、かく三國英主の所見、北地を開拓するに意ある事の一に符節を合するが如きも、亦奇ならずや、是果して天の三國に英主を生じて、北荒萬里の地を闢しむるの氣運に際會せるものなるべし、既にして義公は十三年に薨したるが、其後船壞れて復修めず、其翌年に我東察加の地を魯人に掠奪せられて、遂に今日に至れるは、慨歎の極と謂へし、然るを今日の少壯人士は、さるものとも思ひたらず、唯いたづらに西洋のいさゝけき法律をこよなきものと思ひ、彼等が國の事物をのみいたゝき拜みて、我天つ祖だち天津神だち御世御世の　天皇大命だちの御心を心として、大き道を振起し、大き威稜を耀かさんとしも思はさるは、何ちふ稚（ヲサナ）く膽稚（キモワカ）き心ぞもや、

栗里先生雜著卷一 終

栗里先生雜著卷二

男栗田勤輯

住吉神社神代記考證 明治三十一年四月稿

座攝津職住吉大社司解 申言上神代記事

合

從三位住吉大明神大社神代記

住吉現神大神顯坐神緣起

坐玉野國淳名椋長岡玉出峽墨江御峽大神

今謂住吉郡神戸鄉墨江住吉大神

○玉野國と云る事古書に未だ見當らず珍らしき國名なり淳名椋長岡は神功紀息長帶比賣命西國より海路を歸り上り給ふ所に忍熊王引軍更返屯於住吉時皇后聞忍熊王起師以待之命武內宿禰懷皇子橫出南海泊于紀伊水門皇后之船直指難波于時皇后之船廻於海中以不能進更還務古水門而卜之於是天照大神誨之曰云々亦表筒男中筒男底筒男三神誨之曰吾和魂宜居大津淳中倉之長峽便因看往來船於是隨神敎以鎭

座焉、則平得渡海、また攝津風土記に、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇、世、住吉大神現出、而巡幸天下、覓可住國、時到於沼名椋之長岡之前、(前者今神宮南邊是其地)乃謂斯實可住之國、遂讚稱之云眞住吉國、乃是定神社、今俗畧之直稱須美乃叙とある所是なり、この地の事を記傳に、大津渟中倉之長峽は、和名抄に、同國兎原郡住吉郷ある其所にて、今も住吉村と云ひ、本住吉とて神社もあるなり、住吉村古き名、ぬなくらの里と云しとぞ、此地は武庫山の支別の、南方へ長く引延たる尾崎にて、まことに長峽と云つべき地なり、今海邊へは村より七八町あり、さて今の住吉郡なる住吉は、後に移されたる處にて、此渟中倉之長峽とある地には非す、今地にては、神功紀に、云々直指難波、于時皇后之船廻於海中、以不能進更還務古水門、而卜之、云々則平得度海、とあるに叶はす、兎原郡の住吉にてよく叶へり、とあるが如し、玉出峽は、攝津志住吉、郡大玉手冢、小玉手塚、俱在住吉、村玉出岡上、因地名幕、とある玉手に同じきか如く聞ゆれと、郡違へれば異なり、今謂住吉、郡神戸、郷墨江坐住吉大神とは、菟原郡の本住吉神社にはあらで、今の住吉郡にます由を云るものなり、(墨江の下に、坐字ありしか脫たるべし)神戸郷、抄に脫せり、この文に依れは、住道郷の上に、住吉戸神などありしが、郡名と住道に渉りて、脫簡せしなるへし、攝津風土記に、眞住吉國と云へる地なるべし、

御神殿四宮、
第一宮表筒男、
第二宮中筒男、
第三宮底筒男、

右三前、令三軍大明神、(亦御名向匿男聞幾大歷五御魂速狹騰尊、又速逆騰尊、)

第四宮(姫神宮)御名氣長帶姫皇后宮、

○御神殿四宮とは、式に、住吉坐神社四座(並名神大月次相嘗新嘗)とあり、四座は私記に、稱四座者神功皇后坐別殿歟、と云る如く次々の第四宮にます、姫神宮までを申せるなり、さて第一宮より第三宮までは、古事記御禊の段に、於是詔之上瀨者瀨速下瀨者瀨弱而初於中瀨墮迦豆伎而滌時所成坐神名、(○中畧)於水底滌時所成神、名底津綿津見神、次底筒之男命、於中滌時所成神、名中津綿津見神、次中筒之男命、於水上滌時所成神、名上津綿津見神、次上筒之男命、(○中畧)其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命三柱神者、墨江之三前大神也、とある神を申すなり、右三前令三軍大明神の令三軍三字は疑はし、神功紀に、住吉神の和魂云々、荒魂云々、とある前文に、皇后親執斧鉞、令三軍之語を見誤りて記せるにやと思へど、皇師を導むと認へる事の由みえ、下文に此大神を軍神とも

あれば、さも申せる歟、なほよく考ふべきなり、三前大明神、亦御名向匿男聞襲大歷五御
魂速狹騰尊、とつゞけるにて、三前大神の亦名をかく申せりとの事なるべし、其は神功
紀の注に、一云、足仲彦天皇居筑紫橿日宮、是有神託沙麼縣主、祖內避高國避高松屋種以
誨天皇曰、御孫尊也、若欲得寶國耶、將現授、便復曰、琴將來以進于皇后、則隨神言而皇
后撫琴、於是神託皇后、以誨之曰、今御孫尊所望之國、譬如鹿角、以無寶國也、其今御孫尊、
所御之船、及穴戶直踐立所貢之水田名大田爲幣、能祭我者、則如美女之睞、而金銀多之
眼炎國以授御孫尊、時天皇對神曰、其雖神、何誑語耶、何所將有國、且朕所乘船、既奉於神、
朕乘舟船、然未知誰神、願欲知其名、時神稱其名曰、表筒雄、中筒雄、底筒雄、如是稱三神名、且
重曰、吾名向匿男聞襲大歷五御魂速狹騰尊也、時天皇謂皇后曰、聞惡事之言坐婦人乎、何
言速狹騰也、於是神謂天皇曰、汝王如是不信、必不得其國、唯今皇后懷妊之子、蓋有猶歟、是
夜天皇忽疾發以崩之、とあるにて知るべし、此文にて見る時は、住吉の神の亦の御名
と聞ゆるを、記傳（三十の四十九丁）に、速狹騰尊は、天照大御神にて、伊邪那岐大神天御
柱以て天上に送上奉給ひて、天上に騰り坐る由の御名なり、万葉にも指上日女命とあ
るが如しと云るは、證ある事にや、なほよく考ふべし、第四宮、（姬神宮、）御名氣長帶姬皇
后宮は、みな人の知る如くなれば、云までもなけれど、其御系統は、開化の皇子、日子坐王の

子、山代之大筒木眞若王の子、迦邇米雷王の子、息長宿禰王の子、息長帶比賣命にませり、
この姬命の御母葛城高額比賣は、新羅國より參來つる天之日矛の末、多遲摩比多訶と
云人の女にて、但馬國にて生れたる人と聞えたるに、大和の高額をしも名に負へるは、
其地に移居れりけるにやあらむ、
墨江大神は、底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命と申して、三柱の神におはしませり、故
に之を墨江之三前大神とも申す、卽伊邪那岐大神の御子神なり、帶中日子天皇の大后
とます、息長帶比賣命の韓國を征服け給ひて、かの國を內都屯家と定め給ひしは、あま
たの神たちの神助もありける事には侍れど、專ら天津御祖天照大神と、この墨江大神
の神教に本つけるものなり、其由をいさゝか言むに、帶中日子天皇は穴門の豐浦宮、ま
た筑紫の訶志比宮に坐まして、天下治しめしき、此天皇息長帶比賣命に娶ひて、生坐る
御子品夜和氣命、次に大鞆和氣命、亦名品陀和氣命二柱ませり、此太子の御名を、大鞆、
和氣命と負せる故は、初生ませる時に御腕に鞆如る宍在し故に、其御名に着まつりき、
是を以て腹中に坐まして、國定めましゝけゝる事知らえたり、其大后息長帶日賣命は、
當時神より給へりき、故天皇筑紫の訶志比宮に坐まして熊曾國を擊給はむとせし時
に、天皇御琴を彈して、建內宿禰の大臣清庭に居て、神命を請奉りき、爰に大后神かゝり

して言教さとし給ひつらくは、西方に國あり、金銀をはしめて日の耀く種々の珍寶其國に多なるを、吾今其國を歸給はむと詔給ひき、爾天皇答へ白し給はく、高き地に登りて西方を見れば國土は見えず、唯大海のみこそあれと白して、僞りせす神と思ほして、御琴を押退て彈給はず、默坐しぬ、爾其神大く忿らして宣給はく、大かた茲天下は汝の知すべき國にあらず、汝は一道に向ひませとのり給ひき、於是建內宿禰大臣白しけらく、恐し我天皇猶大御琴遊ばせと白しき、爾やゝ其御琴を取依てなま〳〵に彈ましけるに、幾だも在ずして御琴の音聞えずなりぬ、卽火を擧て見奉れば既く崩り坐き、爾驚き懼みて殯宮にませ奉りて、更に國の大幣を取て、生剝、逆剝、畔放、溝埋、屎戶、上通下通婚、馬婚、鷄婚、犬婚の罪の類を雜々求て、國の大祓して、又建內宿禰淸庭に居て神の命を請奉りき、こゝに教さとし給ふ狀は具さに先の如くにて、大かた此國は、汝命の御腹にます御子の御さむ國なりと教へさとし給ひき、爾建內宿禰恐こし我大神其神の腹にます御子は、何の御子ぞもと白せば、男子ぞと詔給ひき、爾具さに請奉りけらく、今如此言教へ給ふ大神は、其御名を知らまく欲と白せば、答給ひつらく、是は天照大神の御心なり、又底筒男、中筒男、上筒男三柱大神なり、（此時にぞ其三柱の大神の御名は顯れ給へる）今實に其國を求めむと思さば、天神地祇また山神海河の諸神に、悉に幣帛を奉り、我

御魂を御船の上に坐て、眞木の灰を瓢に納れ、又箸と平手を多に作りて、皆々大海に散浮て渡り坐すべしと宣給ひき、故備さに教へ給へる如くして、軍を整へて御船をつらなめて渡り幸す、時に海原の魚ども大きなる小さき悉に御船を負て渡りき、爾追風大に吹きて御船浪のまに〳〵ゆきつ、故其御船の波瀾新羅の國に押騰りて、既に國半らまでに至りき、こゝに其國主畏惶みて奏しけらく、今より以後天皇命のまに〳〵御馬甘として毎年船双て船腹ほさず、舵檝乾さず、天地の與常磐に仕奉らむと白しき、故是以新羅の國をば御馬飼と定め給ひ、百濟國をば渡屯家とさため給ひき、爾其御杖を新羅國王の門に衝立給ひき、卽墨江大神の荒御魂を國守ります神と鎭祭りて、還り渡りましき、故其政未た竟給はさる程に、妊ませる御子產まさむとしつ、卽御腹を鎭ひ給はむ爲に、石を取らして御裳の腰に纏して、（神代記に去る田裳見足尼の故事は、此時の事也、）筑紫國に渡りましてぞ其御子は生ましける、故其御子生給へる地を宇美とぞ名けゝる、又其御裳に纏せりし石は、筑紫國の伊斗村になもある、（古事記）こゝに軍に從ましゝ神、上筒男、中筒男、底筒男三神、大皇后に誨して宣給はく、我荒魂は穴門の山田邑に祭らしめ給へと白しき、時に穴門直の祖、踐立津守連の祖、田裳見宿禰大后に啓して、神の願ひ給ふ地を必ず定め奉り給へと白す、則踐立を荒魂を祭る神主として、祠を

穴門の山田邑に立給ひき、(日本紀)於是息長帶日賣命倭に還り上ります時に、八の心疑はしきに因て喪船一を具へて、御子を其喪船に載奉りて、先御子は既く崩り坐ぬと白さしめ給ひき、如此して上幸時に香坂王、忍熊王聞て待取らむと思ほして、斗賀野に進出て誓ひ狩し給ひき、爾香坂王歷木に上り坐まして見給ふに、大きなる怒猪出て其歷木を堀て、卽其香坂王を咋殺しつ、(古事記)其弟忍熊王、倉見別に是は大じき惟也、此に敵を待可きに非すと云て、軍を引て返りて住吉に屯みき、時に大后忍熊王の師を起て待つと聞して、建內宿禰に御子を懷き奉らしめ、南の海より出て紀伊の水門に泊しめ、大后の御船は直に難波を指て渡る、時に其御船海中に廻りて得進ます、更に務古水門に還りてトひ給ひき、於是天照大神我荒魂は皇居に近く可らず、御心の廣田國に居べしと誨へ給ひき、卽山背根子の女葉山媛をして祭らしめき、又稚日女尊も吾は活田長峽國に坐べしと誨へ給ひき、因海上五十狹茅をして祭らしむ、事代主尊も吾を御心の長田國に祠り給へと誨へき、かれ葉山媛の弟長媛をして祭らしむ、表筒男、中筒男、底筒男三神、吾和魂は大津の渟中倉の長峽に居て、往來船を看べしと誨へ給ひき、於是神の教へのまゝに鎭まり坐しめ給ひしかば、平けく得わたりましき、(日本書紀)とある が如く、此時より攝津の住吉の大津の渟中倉の長峽の地にましけるを、後に今の住吉

郡の住吉に移らしめ給ひしなり、上に引る文に此時には其三柱の大神の御名は顯はれ給へる、とは記傳に先度に命を請奉りし時には、御名告無く何神とも知られざりしを、此度問奉りしに依て、始めて如此御名告し賜へるを云なるべし、水垣宮段に、大物主大神顯於御夢曰、是者我之御心とある顯に同じ、こは如此疫病の起れるは、此大神の御心ぞと、其神の御名の顯れ知られ給ふ意にて云るなり、抑世間の事は、吉も凶も顯露事の外に幽事ありて、其幽事は何の故、誰が所爲と云ことの顯に知られぬを、神の御教を祈乞て此を知ことなり、さて天照大神の御名の顯れ賜へることをば申さずて、此三柱大神をのみ申せるも、此度の事に主と坐が故なりとみえ、また顯とは此大神は、万葉六にも、住吉乃荒人神とよめる、荒は現にて御形の人と現れ坐るよしなり、朝倉宮段に、葛木一言主神の事を記して、彼時所顯也と見え、書紀景行卷、雄略卷などに現人神とある も、人と現れ坐る神にて此と同じ、又津國風土記にも、昔息長足比賣天皇、世住吉大神現出而巡行天下云々宇佐八幡宮緣起にも、皇后將征異國于時白髮老人來而奉導云々老翁者住吉大明神也と云へり此緣起の中にはいかゞなる事ども、あれど、現人神と申すを思へば、いかさまにも此時の御形現坐りし古き傳說ありしなるべし、されは此に顯とあるは御體を現して出給へる謂かとも思へど、此は御名者とあれば其事にはあ

らず」(以上)と云れど、此神代紀の始に、現神大神とあるは、何となく現人神と坐す大神と云ふに似たれば、決めて本社には御形の現れ坐しける事の傳へありしなるべし、かくて此三柱大神の神階は、續紀に、延暦三年六月、叙正三位住吉神、従二位、日本紀畧、大同元年四月、攝津國住吉大神、奉授従一位、以遣唐使祈也とある是なり、また此大神の往來船を看そなはし給ふ事は、万葉十九、天平五年、贈入唐使歌に、虚見都山跡乃國、青丹與之平城、京師由、忍照難波爾久太里、住吉乃三津爾船能利、(これまでは、奈良の京より、難波に下り、難波より陸路を經て、住吉の津より發船せしと聞えたり、道唐使はここに、住吉大神を拜祭ることいみしく嚴重なりければ、其大神のましますより、船發せしにやあらむ、)直渡日入國爾所遣、和我勢能君乎、懸麻久乃、由由志恐伎、墨吉乃吾大御神船乃倍爾、宇之波伎坐船勝毛爾、御立坐而、(直渡は唐國をさして、直乘にわたるよしなり、日入國は唐國を云り、書紀纂疏に、隋書を引て吾國より遣し給へる國書に、日出處天子致書日、沒處天子、とある是なり、船乃倍は船舳なり、船勝毛は船艫なり、宇之波伎座また御三座は、共に住吉大神の主領まし御立します由なり、)佐之與良牟磯乃崎々、許藝波底牟泊々爾、荒風浪爾安波世受、平久幸而可歸理麻世、毛等能國家爾、などあり凡て異國に關れる事は、主と此大神の所知看すなり、又さらでもなべて海

路の平安をも主と此大神に祈れり、万葉卅に、須美乃延能、安我須賣可未爾、奴佐麻都利、伊能理麻乎之氏、奈爾波都爾、船乎宇氣須恵、云々など見ゆ、今世に海路の守神と、齋き祭ること同じ、

(イシヒフカ(マツルカムスシノ)モリ)
○本齋祀神主津守宿禰、氏人者、元手楛見足尼後、

○津守宿禰は、姓氏錄攝津神別に、天孫、津守、宿禰、尾張、宿禰同祖、火明命八世孫、大御日足尼之後也、また津守、火明、命之後也とみえ、手楛見足尼は、神功紀に、津守連之祖田裳見宿禰とある是なり、この氏人の事は、下に云ふを待て見るべし、

神戸二百十四烟、(當國四十烟、播磨國八十二烟、長門國九十五烟、□烟、)

○こは本社すべての神戸を云りと聞ゆ、當國とは攝津國にて、其它播磨長門次の國名缺たれとも、二百十四烟とあるを新抄格勅符につきて考ふるに、住吉神二百卅九戸、攝津五十戸、丹波一戸、播磨八十二戸、安藝廿戸、長門六十六戸とありて、二百十九戸にて、總數粗あたれるにや、卅九の卅は誤れるなるべし、又本文に國名缺けたるは、この文によれば安藝國なるべし、

播磨國八十二烟、抄に播磨明石郡住吉、賀古郡住吉、賀茂郡住吉と三鄉あり、この八十二烟は、この三鄉に散在せしならん、

長門國九十五烟、抄に長門阿武郡住吉郷、また豊浦郡に神田郷(式の住吉社あり)大津郷に神戸郷あり、さて四時祭式に、攝津國住吉神封在長門國者、令封戸俗夫運送租穀、但在豊浦郡封戸便留充御薗社、御節社は類史にみえて、式の本郡住吉坐荒御魂神社なり、」

齋垣内四至、(限□□道、限南墨江、□海埼及限、限北住道郷、)

○限□□道、限南墨江、□海埼及限、限北住道郷とある闕文詳かならねど、下條神財部の次にゆくゝなく、四至限東驛路、限南朴津水門、西海埼及限、限北住道郷とあるは、之と同しきが、彼所に混れ入りしもの、と思ゆ、住道、朴津は、和名抄、攝津國住吉郡住道(須無知)枳津(以奈豆)とある是なり、

海埼は新年祭祝詞に、青海原者埼枚不干、舟艫能至留極、推古紀に、不乾船柁、毎歳必朝とみえ、和名抄、楫使舟捷疾也、和名加遲、また在旁撥水曰櫂、字赤作棹とある、棹をかく云なり、高橋氏文に、山野海河者、多爾久々乃佐和多流支波、加奴良乃加用布支波とある、加奴良は、棹間良の義にて、新年月次の祝詞いつれも棹枚とかけるも、加伊比良にて同言と聞ゆれば、其棹枚を海埼とも通はし云る歟、又は海埼と潮の字を省きて、海潮の及限りと云るに無思ひ定めかたし、

凡大神宮所在九箇所、

酒見社、勅符ニ、播磨國酒見神ニ、奉相記ニ、酒見大神ト引注シアリ、タキ様ナリ、乞新羅式ニ、凡新羅客入朝者、給酒料二、其酒顯百四十東、住吉社ニハ、住道ト稱セル

當國住吉大社四前、西成郡座摩社(二前)菟原郡社(三前)

播磨國賀茂郡住吉酒見社(三前戸三烟)

長門國豊浦郡住吉忌宮(一前)

筑前國那珂郡住吉社(三前)

紀伊國伊都郡丹生川上天手力男意賀々流住吉大神、

大唐國一處住吉大神社(三前)

新羅國一處住吉荒魂(三前)

○凡太神宮所在九箇所とは此住吉神を祭れる神社諸國に九箇所あるよしなり、一は當國住吉大社、(上に云へり)二は西成郡座摩社にて、住吉大神の御魂を云ふ由次にみゆ、三は菟原郡三座並に河内國魂神社、大國主西神社保久良神社を申せるに似たり、四は播磨賀茂郡住吉酒見社三前、新抄格勅符に、播磨國酒見神、奉相記に酒見大神ありて、和名抄に、播磨國賀茂郡酒見郷みえ、播磨事始に、加西郡酒見北條祭神住吉五所王子當國第三宮領五十石とありて、式外の神なりと聞ゆ、此に住吉酒見社と云るによりて、式同郡住吉神社なるへく思はるれど、此は今加東郡喜多島村鎮座にて、垂井住吉神社と唱來れる由なれば、是にはあらじ、五は長門國豊浦郡住吉

「上ノ四至ニテ明カナリ、酒見ハ酒看部ニ由アリ、

忌宮一前は、式に同郡忌宮神社、六。は筑前國那珂郡住吉神社三座とある是なり、七。は紀伊國伊都郡丹生川上天手力男意續々流住吉大神は誤字あるべし、考る所なし、八。は唐國にあり、九。は新羅にあり、是も今は考ふべきたづきなければ、新羅なるは古事記仲哀天皇の段に、新羅國王降伏の事を、於是其國王畏惶奏言自今以後隨天皇命而爲御馬甘、毎年双船不乾舳艫、共與天地無退仕奉、故是以新羅國者定御馬甘、百濟國者定渡屯家、爾以其御杖衝立新羅國主之門、即以墨江大神之荒御魂爲國守神、而祭鎭還渡也、とあるにかなひていとめでたき事なれど、是もめで度傳説にてはあるなり、古への天皇命等の神を敬ふとして、武き御威稜を耀し給ふ事を忘れず、武き業を奢ふ中にも神祭りを踈かにし給はぬ雄々しき手振を深く思ふべし、扨記傳に、國守神は久爾麻毛理坐神と訓べし、韓國を鎭めて背く事あらせず、遠永に皇朝に服ひ朝貢るべく護賜ふ神なり、とあるは實にいはれたり、然るを又此記に還渡也と云文の上に在て、新羅國に鎭祭給ふ如くに聞ゆるはいかゞ、國守神と云るも韓國をたゞに國とのみ云むは其國にての言なり、若皇國に還坐て長門にて云むには、韓國守神などこそあるべけれ、されば是を長門の住吉のことゝするときは國守とは異國を防ぎて皇國を護賜ふ義とすべし、又長門なるとは、別に新羅國にも鎭祭り給へるかとも云ふべけれど、なほ然にはあらじ（以上）といはれたるは委しきに似たれど非なり、この神代紀に正しくかくあるにて、新羅と唐國に祀られしものなる事、また國守神の國は上文新羅國とある文をうけし事を思ひ辨ふべし、

部類神

當國廣田大神、筑前國橿日廟宮、糟屋郡阿曇社、（三前）

播磨國明石郡垂水明神、紀伊國名草郡丹生晝姫神、

○部類神とは、韓治の事につきて、住吉大明神と同しく神威を顯はし給へるは申すまでもなく、大かたは伊弉諾尊の御子神にて、御兄弟にませば部類神とはいへりと見ゆ、

廣田大神は、式に本國武庫郡廣田神社にて、天照大御神を祭り、糟屋郡阿曇社三前は、式同郡志加海神社三座にて海神を祭り、播磨國明石郡垂水明神は、式に同郡海神社三座とある同神にまし紀伊名草郡丹生晝姫神は式に伊都郡丹都比女神社、即稚日女神にませり、唯筑前橿日廟宮は、神功皇后にませば部類神にはあらねど、住吉同殿に祭られ給へればかくも申つるなるべし、

子神、

座摩神、（二前一名爲婆照神）　中臣住道神、（須牟地）

住道(スムヂノ)神、　須牟地曾禰(スムヂソネノ)神、　住道(スムヂノ)神、

件住道神八前、

天平元年十一月七日、依託宣移徙坐河内

國丹治比部猪原里、故號住道里住道神、

赤留比賣命神、(中臣須牟地神草津神)　船玉神、(今謂齋祀紀國紀氏神□神、靜□神、伊達神、本社)多米神、　須牟道曾禰神、　止杼侶伎比賣命神、

天水分豐浦命神、　奴能太賣命神、

津守安必登神、(二前、號海神、)　難破生國魂神、(二前)

下照賣神、　味早雄神、　萓津神、

長岡神、　大歳神、　忍海神、　伎八神、

片縣神、　阿閇神、　魚次神、　田蓑嶋神、

開速口姫神、　錦刀嶋神、　長柄神、　武雄神、

○子神とは、三代格に裔神など云へると同しく、かならずしも住吉大神の御子神にはあらざるなり、座摩神二前、一名を爲婆照神、この神の事は次に云り、合せ考ふべし、

中臣住道神以下十座は、式に住吉郡中臣須牟地神社、(今は河内國丹比郡住道村にありて、住吉と云ふ、)神須牟地神社、(今は寺岡村にありて、三宮といふ、)須牟地曾禰神社

開口神社、今泉州堺ノ南庄ニアリ、

伎入神、所謂ルシヒト伎人堤トマタ呉坂ト書紀ニアル地ニテ、今ノ喜連村ハクレノ轉ト聞ユ、杭全郷ニ屬シ、難波古圖ニ平野庄ト云フ地ナ

(今は河内八上郡南花田村にあり)赤留比賣命神社、(今は平野町にありて、住吉末社といふ、)船玉神社、(今は北花田宮邑にあり)多米神社、(今寺岡村にあり)止杼呂伎比賣命神社、(今澤田村にありて、田裳見宿禰の裔、神奴連の人禰宜職たり、)天水分豐浦命神社、(今安立町にありて、天水分神といふ、)努能太比賣命神社、(今杉本村野々太池の側にありとぞ)にて津守安必登神二前號海神は、式に同郡大海神社二座元津守安人神、(今住吉神社の境内にありて、大綿津見神玉依姫を祭るといふ、安人は古本に氏人とあるに從ふべし)とあり、次の三神は、東生郡難波坐生國魂神社二座、(今玉造の生玉莊にあり)比賣許曾神社、(今西成郡高津村にあり)阿遲速雄神社、(今放出村にあり、八劒と云、)次に萓津神、忍海神、阿閇神、田蓑島神、錦刀島神、武雄神は考へず、長岡神は、式に越前國丹生郡長岡神社あり、大歳神開速比賣神は、式和泉國大鳥郡大歳神社、(志に在市場村大歳神、素盞嗚尊之御子聖神御父也とあり、)開口神社、(和泉志に、在堺南莊とみえたり、此社の事は下の六月解除の條に云るを開き見るべし、)あり伎入神は伎人神にはあらざるか考べし、片縣神は、美濃國方縣郡方縣津神社あり、長柄神は、河内國若江郡長柄神社ある是にや詳かならず、武雄神とある次に、以上列ね擧たる神社祭神の因緣(イハレ)あるべき所なるが、なきは脱たる也、

ルヘシ、能勢郡岐尼ハ由ナキニヤ、

中臣住道神、住道神、須牟地曾禰神、住道神は件住道神八前とあるによらば、一社に各二座ましますなり、さて其須牟地神、幾柱もあるが中に姓氏錄未定雜姓（攝津）に、住道首伊弉諾命、男素盞嗚命之後者とみえたるを思ふに、決めて素盞嗚尊を祀れるなるべし、いかにとなれば此神は始めて新羅國にわたり給ひて皇孫の國に浮寶あらずは善からじと詔ひて、船に造るべき木をも定め給へる事みえ、又大和河內和泉攝津諸社の神稻を此社に送りて神酒を釀り、また生田神社は稚日女神を祭れる所なるが、此神は新羅征討の時に、丹土を賜ひて皇威を耀し給ふ事みえたるに、其社にも件の諸社より、神稻を送りて神酒を釀らしめて、新羅人入朝の時に、その新羅人に生田社の酒をは敏賣、崎に於て住道の社の酒をは難波館に於て賜ふは、やがて征韓の時の神威を著し給へる、又其國に由緣（ユカリ）ある神の威靈を仰がしめんとの、深き御思慮ありての御政と思はるゝにつけて、かくは思ひよれる也、また此神たちの、住吉大神の子神にてますことをも思ふべきなり、（この事は、延喜の玄蕃式にみえたり）またこの事は、舒明紀の四年にみえそめたれど、なほ三韓朝貢の時よりの御制なるべくこそ、思ひ奉られ侍るなり、

長門國豐浦郡齋宮
右社氣帶長足皇后祈宮

志賀ノ神ハ、征韓ノカヂトリト云フ、八幡託宣集愚童訓等ノ書ニアリ

さて此は、上に擧たる社々のいはれを記さむとして、重ねて擧たるものなれど、其事かきの脫たりしなり、其心して見るべし、

○この長門國といふより、以前大神所顯坐所幷御名注顯如右といふまでの文は、本書の奉幣時御歌本記の次に記せれど、よく思ふに決めて此にあるべきが彼に錯れ入りしなるべし、其は御名注顯如右とは、上に住吉現神大神顯座神緣記、とあるを承て結めたる詞と聞ゆればなり、

筑前國那珂郡住吉荒魂社（三前）
右社者擊熊襲二國新羅國時遣唐使將御社祭大宰府例供也幷能護島爲御厨所預從長門國西方九國內別小島皆所領御厨已了

○この住吉荒魂社は、熊襲新羅を征け給ふ時、顯坐大神なり、仍唐國に使を遣す時に、此御社を祭るに、太宰府の例として、供物を献る事也、故に其料に能護島、また西國の別小島を御厨と定められたりとの事なるべし、此も脫文ありげにてよみがたし、

志賀社征新羅時御船挾抄、大唐御社、新羅社、鎭服社也、

○この文も詳らかならねど、上文に大唐國一處住吉大神社、（三前）新羅國一所住吉荒魂社、（三前）と列ね擧たる例を思ふに、この二社は、此二國を鎭服け給へるによりて祀

れる神なる由の事書のありけるが脫たるなるべし、

紀伊國伊都郡丹生川上社(天子刀男意紲流住吉大神)

右毒滿九國領不令貢調時文忌寸材滿調伏祈請祭御神社子孫傳爲氏神

こも上に云るが如く、脫文あるべくおもはる、但し丹生川上社とあるにより、て、丹生都姫神とは別神の如くなれど、伊都郡三谷村丹生酒殿明神社の傳へに、本社丹生明神は、崇神帝の御宇大和國丹生川上より、榊を持して此地に降臨し給ひ、後天野に移り給ふ故に、森を榊山といふ、丹生明神此地に降臨の時、初めて神酒を献す、是神前に酒を献する始めなりとあるによらば此社を云るにか、注文の天手力云々はいまだ考へ得ず、毒滿九國とはいつの御世の時を云るにや詳らかならねど、賊亂起りて朝廷に調貢を献らざる事ありしを、文忌寸材麻呂がうれたく思ひて、其亂賊をことむけ奉るべく祈禱して此神を祭りしかば、其賊遂に順ひしより、文忌寸の氏人この神を氏神として祭りしとなり、材麻呂の材は禰麻呂にはあらざる歟、禰麻呂の禰と材と文字似たれば也、天智紀に、書首根麻呂みえ、續紀(二ノ六丁左)尼麻呂とあり、慶雲四年十月戊子卒とあり、古京遺文(二左)、

一猪加志利乃神二前一名爲波天利(元大神居坐爲唐飯所聞食地)

右大神者難波高津宮御宇天皇之御世天皇子波多毗若郎女之御夢奉喩覺耳久吾者住吉大神之御魂曾止號爲波天利神亦猪加志利之神止託給支仍神主津守宿禰令齋祀視戸爲加志利津守連等奉仕奉充神戸二烟神田七段百卌四步卽西成郡以前大神所顯坐處幷御名注顯如右

○この文も上に云る如く、文の錯亂して記の末に出たるなり、此に補ふべし、猪加志利乃神は、神名式宮中神卅六座の内に、座摩巫祭神五座、(並大月次新嘗)生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神とみえ、攝津國西成郡座摩神社、(大月次新嘗)とある神にて、祝詞に、座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前白久、生井、栄井、津長井、阿須波、々比支登御名者白氏、稱辭竟奉者、皇神能敷坐下都磐根爾、宮柱太知立、高天原爾千木高知氏、皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏、天御蔭登隱坐氏、四方國乎安國登平久知食故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣、とあり、祝詞考に、座摩は、本攝津國西生郡の所の名にて、式にも同郡に同神の社あり、皇神の敷坐云々ちふ文に依に、いにしへよりこの大神の敷坐し所に、仁徳天皇宮造し給ひて、宮中に齋まし、故に、其後大和山城と云ふを遷されても、同じくうつし齋はれて、そこを卽座摩といひしなるべし、是をゆかすりといふ言は、座は令集解に居とも書しかば、ゐとよむ事は定かなり、然れども居も摩も借字井之(ガシリ)後

ちふ所の名にや有けむ、しをすと云ふは音便なりといはれたるが如く、キガシリなる事は、此に猪加志利乃神とあるにて明らかなり、さて猪加志利と云ふ言の意は知られねども、住吉大神の御魂即猪加志利乃神に仕ふる祝を、爲加志利祝といふを思ふに、其神の鎭りませる地をも座摩どいひしなるべし、さて仁德天皇難波に宮居し給ふ時、其所にます御井神と阿須波々比岐の神を、宮中に祭られしが本にて、後の例となりしにもやあらん、かゝればキガシリは井之後の義にもあらず、また井の神に由あるにもあらざるなり、かくて猪加志利乃大神二前、一名爲婆天利神とも申せり、天利は上文照と もあれば、もとのまゝにてあるべき歟、もしくは天は之にて之利には非るか、若し然ら ば、猪加志利の神の誤にて、此神は宮中を守ります由にて、居所知の義か、爲婆は居場に て同義なるべし、注文に元大神居坐爲唐飯所聞食地とは此キガシリは元は此大神の 居坐る所にて、唐飯聞食しける地なりとの心と聞ゆれど詳かならず、この神難波高津 宮御宇天皇の御世に、天皇の御子波多毘若郎女の御夢に覺し奉らく、吾は住吉大神の 御魂ぞ、號をば爲婆天利神、亦名を猪加志利之神と神託し給ひき、仍神主には津守宿禰、 祝には爲加志利津守連等仕奉らしめて、神戸二烟、神田七段百卌四歩、を充奉り（即在 西成郡）、この五字は注文なるべし）しとなり、

禁秘抄に、劍璽寶云々、

鉾劍三尺、或二尺、或十一尺、其中一劍背有鉾北斗左白虎右青龍、其外不見是、白二百濟所獻之一劍、波二劍之一歟、日月護身劍、破軍劍等、也、納辛櫃、行幸、

劍二柄、是則百濟國所進、月護身劍、破軍劍等、也、納辛櫃、行幸、

また桃華鏡、名、劍、刀、節、刀、可、有、之、此外、

波多毘若郎女は、仁德紀に、又妃曰日向髮長媛、生大草香皇子幡梭皇女、古事記（仁德段）に娶日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣生御子波多毘能大郎子、亦名大日下王、次波多毘能若郎女、亦名長日比賣命、亦名若日下部命、（二柱）この皇女雄略天皇の大后となり坐り、書紀雄略紀に、草香幡梭姬皇女とありて、細書に更名橘姬とあり、

神財流代長財本記

○こは次々の例によるに、神財流代長財本記などあるべきが、脫たるにや、さて神財流代長財本記とよむべきなり、

神世草薙劒一柄、（在驗、）

日月五星、左精龍、右白虎、前朱雀、後玄武、

形俾文彫着也、（長三尺、金銀螺鈿上作、納唐錦袋、）

唐鏡、一尺四面、　白銅鏡、八面、（八寸、）　鐵鏡、八面、（八寸、）　納墨染筒、

鐵小刀、四柄、（納犀角鞘、）　大刀、卅捌、　弓、胡錄、卅具、（各納紬袋、）

鞆、八枚、　楯、卅枚、　桙、卅本、

御神殿裝束、

鈴、卅口、（大廿口、小廿口、）

三間絹班幡、一條、（御解除料、）

玉緌、一枚、（金銅幷骸居玉等、）

之時相副奉遷也（賢所被遷也）劍鏡合體ノ御正躰ニ坐ス事ハ三十四代ノ天皇ヨリ以上天武天皇ノ御宇ニ記シ見エタリ（以上七年玉ノ太刀契井劍度給失被遷ニ新造ニ之ニ似タリ）

柁頭二枚、（金銅）　廂桶筒、一口、（押金薄）
檜、一基、（平文）　蓋骨、四具、（胡彩粉カ繪）
柱、二枚、（金銀）　鏡、八面、（四面銅、四面鐵、）　鈴、卅二口、（金銅八口、中廿四口）
鏡筥、八合、（平文幷白綾縫立、）　大刀、四柄、（平文幷金銅金物、）　柱、卅二本、（胡彩粉カ繪、）
弓、四張、（赤染）　鞆、四枚、（墨染）　胡錄、四面、（在金物（銅カ）金物）
箭、二百枚、　几帳骨、四基、（金銅金物）　几帳帷、四條、（紫頗纈）
呉床、四脚、（平文金銅金物幷色草敷物、）　笇敷床、四脚、（墨染）　絹蓋、四條、（綿、）
弓袋、四條、（緋油衣、）　胡錄袋、四條、（緋油衣）　大刀袋、四條、（綿、）
緋綱、八條、　白馬、一疋、（色採儛）　衣韓櫃三合、（赤染加筥形幷鐵鎖）
唐儛鞍、一具、（雲薬一莖、銀面一枚、）　髮袋、一枚、　尾袋、一枚、
鎧、一懸、（泥繪）　手綱、一枚、　泥障、一懸、
唐鐙、一懸、（金銅）　頸総、（紫染加大鈴一口、）　紙、一具、（付杏葉）

已上神寶二具（內裝束一具析、表裝束一具
生絹壁代、四條、（長各六尺三寸五幅）　生絹幌、八條、（長各七尺四尺四幅在裏）　帛絹天井上覆、
（長尺各一丈四尺）　紫絹御帳帷、四條、（長各七尺十八幅）　細布御床土敷、四條、（長一丈、

四幅）　緋絹御床上覆、四條、　板枕、四枝、（端裏綿、錦カ）　疊、四枚、（端裏雲繝）　八重疊、四枚、
（長一丈四尺、八幅、端裏綿、錦カ）

○板枕は坂枕の誤なるべし、この神寶類は大かた考へ知らるべければ、今は委しく注釋を加へず、但し神財本紀は、次下の文の次條などにありしを、前後に寫しあやまれるものと、思はるれど、姑く原本のまゝにてあるなり、

四至（限東驛路、　限南朴津水門、　西海棹及限　限北住道郷）

右大明神、所以顯現者、古昔天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子、云々（○コレヨリ總テ諾册二尊御禊ノ時ニ生マセル神、凡有九神矣、ト云マテヲ記セリ）其底筒男命、中筒男命、表筒男命三所大神、（今謂墨江御峽大神、號稱住吉大明神也、）辭（ル）被除（テコトノモトナリ）緣發（自ニ此時一始也）云々、號曰ニ素盞鳴尊一、凡三神矣、（神代卷ノ文ナリ）

○三所大神は全く日本書紀神代卷の文を取りて記せるものにて、初發より住吉大明神の生れませるまでの本文と、注の一書とを取合せ記せるものにて、くだくだしく要なければ畧きて寫さゞるなり、讀者その心して見るべし、但し大神たちの生れます事なくては其事實明らかならざるにより、此に一書の文を引て云ふべし、其は伊奘諾尊其妹伊奘册尊の崩りませる事を悲みて、黄泉に往ましそれより還り坐る時の事を、伊

大明神トコノ云フ記ス延喜ノ時ニハ此ノ層アルヘキヘアラス然ルヲ此ニアルハ神名ナル官不擧ヘ名ノ書加ヘシモノナルヘシ

柴諾尊既還乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之所、故當濯去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橘之檍原、而祓除焉、遂將盪濯身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便濯之中瀨也、因以生神號曰八十枉津日神、次大直日神、次將矯其枉而生神、號曰神直日、神、又沈濯於海底、因以生神號曰底津少童命、次底筒男命、又潜濯於潮中、因以生神號曰底津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神號曰表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、其底筒男命、中筒男命、表筒男命、是卽住吉大神矣、底津少童命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、然後洗左眼、因以生神號曰天照大神、復洗右眼、因以生神號曰月讀尊、復洗鼻、因以生神號曰素盞嗚尊、凡三神矣、とあるにて此三柱の大神の筑紫日向に生れ給へる事を辨ふべし、さて神記の本文に、其底筒男、中筒男、表筒男、命、三所大神（今謂墨江、御崎大神、號稱住吉大明神也）禊祓除緣發（自此時始也）云々、號曰素盞嗚尊、凡三神矣、とあるは、神代卷の文にて、注文は神記の文なり、

十四代足仲彦天皇穴門豐浦宮御宇、（在長門國豐浦郡北樹社、今謂住吉齋宮、）父曰日本武尊云々、適當皇后之開胎、皇后則取石二枚、挿御裳腰而祈之曰、事竟還日、產於茲土、宣賜事在驗、（一云田裳見足尼取石、挿御裳腰、祈白、彦吾屢國美土賜、爰脫石落、因那波多佐波奈良波佐志止白強挾挿支、仍八幡止皇子白隨祈賜止、）譽田天皇（止號）曰故、改名手搓宿禰止詔賜、其石今在于伊都縣道側、（一枚長一尺一寸重卅斤、一枚長一尺一寸、重卅九斤、）既而則擣荒魂爲軍、先鋒、和魂爲王船鎭、云々、（○足仲彦天皇以下、仲哀紀より神功紀の文を擧げたり）亦表筒男、中筒男、底筒男三神誨之曰、吾和魂、宜居大御祭大津渟中倉之長岡峽國、便看護往來船、因則以手搓足尼、被祭拜矣、難波長柄泊賜駒山嶺登座時、奉寄甘南備山、

○十四代足仲彦天皇穴門、豐浦、宮御宇、（在長門國豐浦郡北樹社、今謂住吉齋宮、）父曰日本武尊云々、この云々も全く書紀仲哀紀の文なれば省きつるなり、今其大略を云はゞ、神功紀に、（仲哀天皇）九年春二月、足仲彦天皇崩於筑紫橿日宮時、皇后傷天皇不從神教而早崩、以爲知所崇之神欲求財寶國、是以命群臣及百寮以解罪改過更造齋宮於小山田邑、三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武內宿禰令撫琴喚中臣烏賊津使主爲審神者、因以千繒高繒置琴頭尾而請曰、先日教天皇者誰神也、願欲知其名、逮于七日七夜、乃答曰神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉、亦問之除是神有神乎、答曰幡荻穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居神之有也、問亦有耶、答曰於天事代於虛事代玉籤入彦嚴之事代神有之也、問亦有耶、答曰有無之不知焉、於是審神者曰今不答而更後有言乎、則對曰於日向國橘小門之水底所居

而水葉稚之出居神名表筒男中筒男底筒男神之有也問亦有耶答曰有無之不知焉遂不言且有神矣時得神語隨敎而祭然後遣吉備臣祖鴨別令擊熊襲國未經浹辰而自服焉云々秋九月庚午朔巳卯令諸國集船舶艫舳兵甲時軍卒難集皇后曰必神心焉則立大三輪社以奉刀矛矣軍衆自聚於是使吾瓮海人烏麻呂出於西海令察有國耶還曰國不見也又遣磯鹿海人名草而令視數日還之曰西北有山帶雲橫絙蓋有國乎爰卜吉日而臨發有日時皇后親執斧鉞令三軍曰金鼓無節旌旗錯亂則士卒不整貪財多欲忘私內顧必爲敵所虜其敵少而勿輕敵强而無屈則群臣勿聽自服勿殺遂戰勝者必有賞背走者自有罪既而神有誨曰和魂服玉身而守壽命荒魂先鋒而導師船（和魂此云珥岐弭多磨荒魂此云阿邏瀰多磨）卽得神敎而拜禮之因以依網吾彦男垂見爲祭神主于時也適當皇后之開胎皇后則取石插腰而祈之曰事竟還日產於茲土其石今在于伊都縣道邊既而則如孕婦荒魂爲軍先鋒請和魂爲王船鎭とある是なり、さて石二枚と下文にも見え古事記にも其政未覺之間其悞妊臨產卽爲鎭御腹取石以繩御裳之腰而渡筑紫國其御子者阿禮坐故號其御子生地謂宇美也亦所經其御裳之石者在筑紫國之伊斗村也とある石にて筑紫風土記に逸都郡子負原有石兩顆一者尾長一尺二寸周一尺八寸一者長一尺一寸周一尺八寸色白而便圓如磨成俗傳云息長足比賣命欲伐新羅國軍之際悞娠漸動

時取兩石插着裙腰遂發新羅凱旋之日至芋湄野太子誕生有此因緣曰芋湄野とある兩顆の石これなり、なほ筑前風土記萬葉集にも此石の事あれど委しき事は記傳にあるを見るべし、本文に祈之日事竟還日產於茲土宣賜事在驗とある注聞えがたし、この下に遂征新羅凱還着筑紫國太子誕生後號曰譽田天皇、などの文を加へて見ざれば聞えかたし、また文の一云田裳見宿禰取石挿御裳腰祈白遂吾廣國美土賜爰脫石落因那（耶の誤）波多波佐波爾奈良波佐志止白強挾挿支仍八幡止皇子止白こ文いかにとも諫がたきを强て思ふに、那は耶の誤にて、佐婆の下に太爾の二字補はば、聊讀るゝ心地するを、高良玉垂緣起に、皇后取石二枚、挿御裳腰、石落不叶之時、皇后祈宣我胎內所奉妊者天子也、可令成日本主者、皈朝之時可產給云々、田裳見足尼重取彼石挿御裳、搓御裳之腰祈宣在神驗以田裳見足尼改手搓足尼とある文の意を考へて熟思ふに、手搓足尼は始は他名ありて手搓とは云はざりしを、此石を手搓て挿みけるに其驗ありし故に、凱旋の後に其功をほめて手搓と名を賜へるなり、また其時に耶波多波佐波太爾奈良波佐志とは、皇后の御裳に石を挿むには彌幅の布帛を用ひしかば、挾幅の如く裹得がてにはせじとの意にてかく云りしか、是も其言魂ありけるによりて、やがて皇子を八幡皇子とは白すとの意と聞えたり、此書なくば八幡大神の御名の義も、手搓

挿御裳腰記古事記に褶御裳之腰とあれど、其石を包みて帶なんどの如きものにて御裳の腰に引結ぶ者歟を云なり、帶紀に挿於御腰、万葉に挿着御衣之中、實を是御裳の中矢とあり、

宿禰の名のゆゑも詳かには知られざるを、おぼ〳〵ながらも辨へらるゝは古書の賜なりといとうれしくぞおぼゆる、亦表筒男、中筒男、底筒男三神誨之曰、云々この次に、神功紀の（仲哀九年）十二月曰宇瀰也、（上に引けり）とのさし次に於是從軍神、表筒男、中筒男、底筒男三神、誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門、山田邑也、時穴門直之祖踐立津守連之祖、田裳見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地必宜奉定、則以踐立爲祭荒魂之神主、仍祠、立於穴門、山田邑、爰伐新羅之明年春二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮、卽收天皇之喪、從海路以向京時、麑坂王、忍熊王、聞天皇崩亦皇后西征、并皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子、群臣皆從焉、必共議之立幼主、吾等何以兄從弟乎、乃伴爲天皇作陵、詣播磨、興山陵於赤石、仍編船組于淡路島、運其島石而造之、則每人令取兵而待皇后、於是犬上君、祖倉見別、興吉師祖五十狹茅宿禰、共隷于麑坂王、因以爲將軍、令興東國兵、時麑坂王、忍熊王、共出菟餓野而祈狩之曰、（祈狩此云于氣比餓利）若有成事必獲良獸也、二王各居假宮、赤猪忽出之登假宮昨麑坂王而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂倉見別曰、是事大惟也、於此不可待敵、則引軍更返屯於住吉、時皇后聞忍熊王起師以待之、命武內宿禰懷皇子、橫出南海、泊于紀伊水門、皇后之船直指難波、于時皇后之船廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是天照大神誨之曰、我之荒魂、不可近皇后、當居御心廣田國、卽以山背根子之女葉山媛令祭、亦稚

日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅令祭、亦事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛令祭、亦表筒男、中筒男、底筒男三神誨之曰、吾和魂宜居大津渟中倉之長峽、便因看往來船、於是隨神教以鎭坐焉、則平得度海、忍熊王復引軍退到菟道而軍之、皇后南詣紀伊國會太子於日高、以議及群臣、遂欲攻忍熊王、更還小竹宮、（小竹此云之努）とあるによりて、本文に和魂宜居大御榮大津渟中倉、とある大御榮は衍字なるべく思ゆ、此時手搓足尼を以て住吉大神を拜祭かしめ給へるとなり、難波長柄、泊瀨駒山嶺登坐時とは、神功紀に伐新羅之明年云々、皇后之船直指難波云々、とある時、皇后の難波に泊給ひ、又膽駒山に登り給へる事なるべし、長柄は孝德天皇の難波長柄豐碕宮とある所にて、攝津志に、今の西成郡本莊村なりとみえ、また名柄川渡右五とみえ、一を長柄濟、（長柄村）一を中濟、（南方村）一を本庄濟、（本庄村）一を十三濟、（成小路村）一を柏濟、（成里村）とあれば、古への柏濟のほとりと聞えたり、

大神重宣、吾欲住居地、淳名椋長岡玉出峽時、皇后勅誰人知此地、今令問賜地手搓足尼居住地也、在然者替地賜手搓足尼啓今須不賜替地而隨大神願賜以己家舍、地等奉寄於大神已了、卽大神住賜因如御意、改號住吉國、名定大社也、卽悅賜宣、吾爲皇后、神主懸太襁褓齋祀、更不享賜被拜戴手搓足尼奉護天皇君夜護晝護矣、

同奉護天下國家人民宣賜、時爲皇后神主止賜吾代被奉齋祀、手搓足尼神主勅賜、仍奉神主已了、亦大神宣、若雖有手搓足尼等子孫過罪、不被爲見決、若在可勘當罪見決時、替吾受其罪、曾不令勘決、爰皇后奉免自今以後不見決犯罪、勅答亦了、時大神曰、誤此勅旨、若被見決、天下宗廟社稷、在起災難病患、兵乱口舌、諸惡難疾疫盟宣、仍件宅地定御社、奉齋主、奉鎭祭也、亦皇后之御手物金絲檣利、麻桶、笥、拝一尺、鏡四枚、劒杵魚鹽地等奉寄賜、吾與御大神共相住詔賜御宮定賜、以是改渟中椋、長岡、玉出峽、號住吉、自爾大神座賜處々、稱住吉、亦大神宣賜、吾天野錦織石川高尾膽駒甘南備山等榊墨木土毛土產菜蓏幷荷前、及錦刀島物海藻、以此等物齋祀、隨神教以鎭祭焉、則平得度海賜、爰忍熊王復引軍退之、云々、

○大神重宣は、已に上文に吾和魂宜居大津渟中倉之長岡峽國云々とあればなり、さて此重宣ありし時、皇后の勅に、此渟中倉の長峽の地を誰れの領地ぞと問はしけるに、手搓足尼が居地と答へけるに、然らば其替りの地を賜はりて大神に奉れと仰せ給ひしに、足尼進みて替地を賜はずとも大神の願ひ給ふまゝに奉寄むと申き、卽大神の御意の如く住ましけるに依て住吉國と改めて、其所に大社を定め給へり、されど此時皇后親ら神主となりて神に仕奉りしを、大神の御意には安からず、思しけるにや、吾は皇后の親ら吾か神主となりて、大繦かけて、齋祀るをば享賜はじ、手搓足尼に拜戴て天皇君を夜護晝護りに護り奉り、天下國家人民をも護り奉らむと宣給ひける時に、皇后も從前の如く、親ら神主となりて仕奉る事をは止めまして、手搓足尼に吾に代りて神主仕奉れと勅らし給へるによりて、足尼其職を奉りつとなり、（こゝの文義は拙く書されるものにて、漢文の法によりては解き難きを、辛うじてかくは讀ときたるなり、）亦大神宣云々は、上の如く手搓足尼の住居の地を、神に献りける事を大神の甚く歡ばして、たとへ其子孫罪科ありとも罪すべからす、もし之を罪せば天下に災難病患兵亂あらんぞと仰せ給ひしに、然せじと皇后もうけひき給へりとなり、かく迄に云るは疑はしきに似たれど、自ら古への意なり、古への意に延曆時代の神主等が思ふ事を雜へたりと聞ゆれば、其心して大よそに見るべきなり、かくて手搓足尼の宅地を社地と定め、足尼を齋主として鎭祭らしめ、皇后よりは御手つ物として、檣麻桶拝鏡劒鉾を奉り、兼て魚鹽地等を寄奉り、吾（皇后の吾なり）と大御神と共に相住むと詔給ひて、御宮を定め給ひしとなり、こは後に皇后の御魂をも、相殿に齋ひ奉るべき由を云るなり、然るに世の俗說に、住吉大神と皇后と御夫婦となりて、其間に皇子（應神天皇）生ましけるが如くに云るは、神代と後世とを一つにしたるものにて、取るにも足らぬ事ながら、何くれの書にさる由記せるは甚しきみだり事なれど、されど然云ひそめし事も、此神記にか

くあるによりて、其故由を明らめらるゝも、いと〳〵貴し、さて此時よりそ、渟中椋長岡の地を住吉と改めたり、故にこの大神の坐す所々をば、何所も住吉と申すなり、又此時大神の御敎に、吾をば天野、錦織、石川、高尾、膽駒、甘南備山に坐る榊黑木土毛土產菜蓏、幷荷前、及錦刀島の海藻等の物もて齋き祀れ、と仰せ給ふまゝに鎭祭りければ、則平らけく海を渡り給ひきとなり、爰に忍熊王等もその神威を畏み、自ら軍を退きたりし由也、其は神功紀（上に引ける文小竹宮の次）に、三月丙申朔庚子、命武內宿禰、和珥臣祖武振熊卒數萬衆、令擊忍熊王、爰武內宿禰等選精兵從山背出之、至菟道、以屯河北、忍熊王出營欲戰時、有熊之凝者、爲忍熊王軍之先鋒、（熊之凝者、葛野城首之祖也、一云多吳吉師之遠祖也、）則欲勸已衆、因以高唱之、歌曰、烏智箇多能、阿邏々麼菟麼邏、摩菟麼邏珥、和多利喩祇氐、菟區喩彌珥、末利椰塢多具陪、宇摩比等破、于摩譬苫奴知野、伊徒姑播茂、伊徒姑奴池、伊裝波阿那、和例波、多摩岐波屢、于池能阿層餓、波邏濃知波、異佐誤阿例椰、伊裝阿波那、和例波、時武內宿禰令三軍悉令雄誥、因以號令曰、各儲弦藏于髮中、且佩木刀、既而擧皇后之命、誘忍熊王曰、吾勿貪天下、唯懷幼王、從君王者也、豈有距戰耶、願共弛弦捨兵、與連和焉、然則君王登天業、以安席高枕、專制萬機、則顯令軍中悉斷弦解刀、投於河水、忍熊王信其誘言、悉令衆解兵投河水而斷弦、爰武內宿禰令三軍出儲弦更張、以佩眞刀、渡河進之、忍熊王知被

欺、謂倉見別、五十狹茅宿禰曰、吾既被欺、今無儲兵、豈可得戰乎、曳兵稍退、武內宿禰出精兵而追之、適遇于逢阪以破、故號其處曰逢阪也、軍衆走之、及于狹々浪栗林而多斬、於是血流溢栗林、故惡其事至于今、其栗林之菓不進御所也、忍熊王逃無所入、則喚五十狹茅宿禰而歌之曰、伊裝阿藝、伊佐智須區禰、多摩枳波屢、于知能阿曾餓、勾夫菟智能、伊多氐於破孺破、珥倍廼利能、介豆岐齊奈、則共沈瀨田濟而死之、于時武內宿禰歌之曰、阿布彌能彌、齊多能和多利珥、伽豆區苫利、梅珥志彌曳泥麼、異枳廼倍呂之茂、於是探其屍而不得也、然後數日之出於菟道、阿武內宿禰亦歌曰、阿布彌能彌、齊多能和多利珥、介豆區苫利、多那伽彌須疑氐、于泥珥等、邏倍菟、冬十月癸亥朔甲子、群臣尊皇后曰皇太后、是年也大歲辛巳、卽爲攝政元年、とあるにて知るべし、また皇威を三韓の國々の懼ち奉りし事は、神功紀、四十六年春三月乙亥朔、遣斯摩宿禰于卓淳國、（斯麻宿禰者不知何姓人也、）於是卓淳王末錦旱岐、告斯摩宿禰曰、甲子年七月中、百濟人久底、彌州流、莫古三人、到於我土曰、百濟王聞東方有日本貴國、而遣臣等令朝其貴國、故求道路以至于斯土、若能敎臣等令通道路、則我王必深德君王、時謂久氐等曰、本聞東有貴國、然未曾有通、不知其道、唯海遠浪嶮、則乘大船僅可得通、若雖有路津、何以得達耶、於是久氐等曰、然卽當今不得通也、不若更還之備船舶而後通矣、仍曰若有貴國使人來、必應告吾國、如此乃還、爰斯摩宿禰卽以傔人爾波移、與卓淳人過

古二人、遣于百濟國、慰勞其王、時百濟肖古王深之、獻喜而厚遇焉、仍以五色絲絹各一疋、及角弓箭、幷鐵鋌四十枚、幣爾波移、便復開寶藏、以示諸珍異、曰、吾國多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、有志無從、然猶今付使者、蒭貢獻耳、於是爾波移奉事而還、告志摩宿禰、便自卓淳還之也、四十七年夏四月、百濟王使久氐、彌州流、莫古令朝貢、時新羅國調使與久氐共詣、於是皇太后、太子譽田別尊、大歡喜之曰、先王所望國人、今來朝之、痛哉不逮于天皇矣、群臣皆莫不流涕、仍檢校二國之貢物、於是新羅貢物者珍異甚多、百濟貢物者少賤、不良、便問久氐等曰、百濟貢物不及新羅、奈之何、對曰臣等失道至沙比新羅、則新羅人捕臣等禁固、經三月、欲殺時、久氐等向天而咒詛之、新羅人怖其咒詛而不殺、則奪我貢物、因以爲己國之貢物、以新羅賤物相易、爲臣國之貢物、謂臣等曰、若語此辭者、及于還日、當殺汝等、故久氐等恐怖而從耳、是以僅得達于天朝、時皇太后譽田別尊、責新羅使者、因以祈天神曰、當遣誰人於百濟、將檢事之虛實、當遣誰人於新羅、將推問其罪、便天神誨之曰、令武內宿禰行議、因以千熊長彥爲使者、當如所願、（千熊長彥者分明不知其姓人、一云武藏國人、今是額田部、槻本者、首等之始祖也、百濟記云、職麻那加比跪者蓋是歟也）於是遣千熊長彥于新羅、責以濫百濟之獻物、四十九年春三月、以荒田別鹿我別爲將軍、則與久氐等共勤兵而度之、至卓淳、因將襲新羅、時或曰兵衆少之不可破新羅、更復奉上沙白蓋盧、請增軍士、卽命木羅斤資、沙沙奴跪、（是二人不知其姓人也、但木羅斤資者、百濟將也、）領精兵與沙白蓋盧共遣之、俱集于卓淳、擊新羅而破之、因以平定比自㶱、南加羅、喙國、安羅、多羅、卓淳、加羅七國、仍移兵西廻、至古奚津、屠南蠻忱彌多禮、以賜百濟王、於是其王肖古及王子貴須亦領軍來會、時比利、辟中、布彌支、半古四邑、自然降服、是以百濟王父子、及荒田別木羅斤資等、共會意流村（今云州流須祇）相見、欣感厚禮送遣之、唯千熊長彥與百濟王、至于百濟國、登辟支山、盟之、復登古沙山、共居磐石上、時百濟王盟之曰、若敷草爲坐、恐見火燒、且取木爲坐、恐爲水流、故居磐石而盟者、示長遠之不朽者也、是以自今以後千秋萬歲、無絕無窮、常稱西蕃、春秋朝貢、則將千熊長彥至都下、厚加禮遇、亦副久氐等而送之、とあるが如し、

五十年春二月、荒田別、大神、共還之上奏、卽皇大后、太子及武內宿禰曰、朕所交親百濟國者是大神所授賜國也、非由人故、（○コレマデハ神功紀ノ文ナリ）故大神、大社定所奉齋祀之、或記曰、住吉大神與廣田、大神成交親、故有御風俗和歌、灼然焉、墨江伊賀太浮波末世住吉夫古、是卽廣田、社御祭時、神宴歌也、

○五十年春二月、荒田別等大神共は大神君の誤脫なり、上奏の下に百濟事などの字あるべし、卽皇大后云々の事は五十一年の事なれば訂せり、上奏の下に百濟事などの字なくては文意聞えず、故に書紀によりて補へり、）この賜の賜は書紀によるに之の誤なり、朕所交親百濟國者（この四字なくては文意聞えす、故に書紀によりて補へり）この

文意は、神功紀に、五十年春二月、荒田別等還之夏五月、千熊長彦久氐等、至自百濟、於是皇太后歡之問久氐曰、海西諸韓、既賜汝國、今何事以頻復來也、久氐等奏曰、天朝鴻澤遠及弊邑、吾王歡喜踊躍、不任于心、故因還使、以致至誠、雖逮萬世、何年非朝、皇太后勅云、善哉汝言是朕懷也、增賜多沙城、爲往還路驛、五十一年春三月、百濟王亦遣久氐朝貢、於是皇太后語太子及武内宿禰曰、朕所交親百濟國者、是天所致、非由人故、玩好珍物、先所未有、不闕歲時、常來貢獻、朕省此歎、每用喜焉、如朕存時、敦加恩惠、卽年以千熊長彦副久氐等、遣百濟國、因以垂大恩曰、朕從神所驗、始開道路、平定海西、以賜百濟、今百濟王父子並顙致地、啓曰、貴國鴻恩重於天地、何日何時、敢有忘哉、聖上在上、明如日月、今臣在下、固如山岳、永爲西蕃、終無貳心、とあるをこれるなど、かく皇威の海外に及ひける事は、獨り人事のみにはあらずして神威の加はりたるが故なり、其神威の加はりたるが中にも、住吉神の威靈におはしませば、此に大社を定めて齋祀れるなりと云へり、或記云々、住吉大神と廣田大神とは、いと交親き御中にておはしますなり、其は風俗の歌に云々とあるにて知るへし、この事なれど、この歌祠文缺て詳かならず、

一御封奉寄初本記

明石郡、封、元所寄進

船木村爲頭、船木、連宇麻戸五烟進依、又田二百代、

黒田村爲頭、船木、連鼠緒戸十烟進依、田百代、

辟田村爲頭、船木連弓手戸十烟進依、田四百代、

穴戸豊浦宮御宇天皇

奉充、神戸百廿九烟、

石余廼栗宮御宇天皇

奉充神戸五十烟、

池邊烈槻宮御宇天皇

奉充神戸廿烟、

奉宛御田二町二百十歩、(凡田二町忍海二百十歩、)

奉充御田三町四段百卌歩(凡田二町忍海二百十歩、)

菟原郡一町三段二百九十歩、(元名雄伴國、)

御封被寄三百卌四戸、(但一百戸、田一百五十町在筑前國、)

右御封、穴戸豊浦宮、御宇天皇、幷石余廼栗宮、

池邊並槻宮、奈良宮等、御宇天皇、御世、被奉寄也、

（令引限以榊黒木能齋記吾有覩観時如斯齋詔宣）亦山預石川錦織許呂志奉仕山名所々在號曰兄山天野横山錦織石川葛城（音）穂高向華林二山上等（葛城山元高尾張也）四至東限大倭國季道葛木高小道忍海刀自家宇知道南限木伊國伊都郡縣道側幷大河西限河内泉上鈴鹿下鈴鹿雄濱田禰野公田宮所（志努田公田三輪里道）北限大坂音穂野公田陀那波多乃男神女神吾嬬坂（川合狭山塡田大村班熊野谷）

○この御封奉寄初も前後の例によるに、御封奉寄初本記とあるべきなり、次下の文に、右山河奉寄本記とあるにて著けれは、之れを補へり、明石郡は播磨國明石郡（安加志）とある地なり、船木村は播磨鑑に、明石郡船上莊とありて、船上とよめり、船木の義にはあらざるか、黒田村は和名抄に、多可郡黒田郷、また播磨風土記に、託賀郡黒田里、土下上、右以土黒爲名、とある地にや辟田村いまた考へず、この三村何れも船木連の所領地にて、船木は宇麻呂の戸なるを五烟と田二百代とを依し、黒田は鼠緒の戸なるを、十烟と四百代とを依したるなり、この船木連の事も下に見えたり、そこに云ふべし、穴戸豊浦御宇天皇は、漢證を仲哀天皇と申奉

る御事なり、石余廼栗宮御宇天皇は、清寧天皇にまし、池邊烈槻宮御宇天皇は、用明天皇にませり、（列を烈とあるは古書の例多くさかあるなり）この事正史には見えざれども、壬生官務家文書の住吉神領年記とある中に、同封戸年紀を擧て、仲哀天皇百廿九烟、清寧天皇五十烟用明天皇廿烟、とあるは全く本書と同しきもあやしきまでになん、次に元明天皇百卅五烟、朱雀天皇拾戸、後白川院拾戸、とつらねたる元明天皇百卅五烟は、上文に補たる奈良宮云々所奉寄也と云るにあへり、朱雀以下はこの後の事なれば、此には記さゞりしなるべし、奉宛御田二町十歩（凡田二町忍坂二百十歩）とあるは、用明天皇の奉れる神戸の外に、御田をも奉られしとの事にやあらん、此次行に、（令引既以榊黒木能齋記吾有覩観時如斯齋詔宣）とある二十字は、錯簡とみえたり、菟原郡以下の文は、本書の卷末にあれど此にあるべきが錯れ入たるなり、其は凡田二町忍海二百十歩とある事の同じきにても辨ふべし、故今此に補へり、山預は山を司るの官にて、住吉大神の神山を掌れるものなり、山官は、書紀に、山部連佐々貴山公小月之山君春日之山君長谷山直などあり委しき事は上古職官考にいへり、石川錦織許呂志は、錦織首姓なり、姓氏錄山城神別に錦部首饒速日命十二世孫物部目大連之後也とみえし族人なるべし、其は仁徳紀四十一年春三月遣紀角宿禰於百濟始分國郡疆場具錄鄕土所出是

時百濟王之孫、酒君无禮、由是紀角宿禰詞責百濟王、百濟王懼之以鐵鎖縛酒君、附俘津彦而進上、爰酒君來則逃匿于石川錦織首許呂志之家、則欺之曰、天皇既赦臣罪、故寄汝而活焉、久之天皇遂赦其罪、とみえ、欽明紀に、錦部首大石、推古紀に、錦織首久僧、舒明紀に、錦織首赤猪、など其氏人なり、河内の石川に住りしによりて、石川と冠らせたりとみゆ、この人の奉仕れる山名、所々にあり、其は兄山、天野、横山、錦織、石川、葛城、音穗、高向、華林、二山上等（葛城山元高尾張也）これなり、兄山は萬葉にこれやこの、やまとにしてはわがこふる、きちにありとふ、なにおふせのやま、孝徳紀に、二年春正月甲子朔賀正禮畢卽宣改新之詔、其二曰、凡畿內東自名墾横河以來、南自紀伊兄山以來、北自近江狹々波合坂山以來爲畿內國云々、とある兄山これなり、天野は、紀伊國高野山なる天野と聞ゆ、天野祝の事、神功紀に、（仲哀天皇十年二月の條にみえたり）丹生大明神告門に、天野原爾忌杖刺給比とも、天野原爾上坐ともありて、丹生都比咩神社ある所にて、今は天野上下二村にわかれ、神田村を合せて天野莊と云ふ、此地の形勢四面山々圍繞し村は平坦の地なれとも土地高し、故に天野原とも云なるべし、と本居內遠云り、皇后南詣紀伊國、會太子於日高、以談及群臣、遂欲攻忍熊王、更還小竹宮、（小竹此云之努）適是時也、霊暗如夜、已經多日、時人曰常夜行之也、皇后問紀直祖豐耳曰、是惟何由

矣、時有一老父曰、傳聞如是惟謂阿豆那比之罪也、問何謂也、對曰、二社祝者、共合葬歟、因以令推問巷里、有一人曰、小竹祝與天野祝共爲善友、小竹祝逢病而死之、天野祝血泣曰、吾也生爲交友、何死之無同穴乎、則伏屍側而自死、仍合葬焉、蓋是之乎、乃開墓視之實也、故更改棺槨各異處以埋之、則日暉炳燦、日夜有別、とあるをいふ也、横山は、丹生祝氏文に、品田天皇の丹生都比咩神に奉寄の四至を云て、東限丹生川上、南限阿帝川南横峯、西限應神山星川神勾、北限吉野川、とある阿帝川南横峯なるべし、錦織は、和名抄、河內國錦部（爾之古里）郡石川は同石川（以之加波）郡にて、葛城は大和國葛上（加豆良岐乃加美）葛下（加豆良木乃之毛）郡にて、葛城山そこにあり、高尾張は、書紀神武天武の戊午年九月の條に、高尾張邑（或本云葛城邑也）とみえ、又己未年春二月の條に、高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也、身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網而掩襲殺之、因改號其邑曰葛城、云々とあり、また記傳、（二十一、廿三丁、右）尾張連のこと、をいへる條に、此氏（尾張氏）の本居は大和國葛城なり云々、さて書紀神武卷に、云々とあるは、高尾張と云は、葛城の本の名と聞ゆれば、國名の尾張は此尾張より出て、其は此氏人の葛城より出て、彼國に下住居し故に其本居の名を取て、國の名とせるかと思へども、然には非じ、かの神武卷の趣は一つの傳へにて、實は天火明命の子、葛城に住居けるが、尾張國造になりて、彼國に下り居住し

人ありし緣によりて、其國名を取て本居の葛城を、高尾張邑とも云けむを誤りて、本名の如く傳へ云しなるべし、但しこれらは、今己が思ひよれることにて、たしかには定めがたけれども、とまれかくまれ葛城に高尾張てふ名のあるは、此氏の本居なる由緣なる事は違はざるなり、とあれどこの記にも、葛城山元高尾張也とありて、神武紀なる文とよく合へれば、かへりて初めにいはれし如くなるべし、　音穗は

原文欠以下皆倣之

高向は村岡良弼云、河內錦部郡高向村なるへし、後宇多院御領目錄に、河內國高向庄延政門院御分天野金剛寺文書建久元年廳宣ニ、當時四至、東限高向鄕なとみえたり、　華林はいまた考へず、　二山上は、二上山の例置ならむ、こは大和志、葛下郡二上山、在當麻村西北、半跨河州、兩峯相對、一曰男嶽、一曰女嶽とみえ、萬葉に、移葬大津皇子於葛城二上山之時、大來皇女哀傷作歌、宇都曾見乃、人爾有吾哉、從明日者、二上山乎、弟世登吾將見、四至東限は限東とあるべし、これ古文の定例なればなり、大倭國の季道、よみかたし、誤字ならむ、葛木高小道は、上文によるに小の下、治また張の字脫たるべし、　忍海刀自は史には見えず、忍海は大和の郡名にもみえたれば、其地に住て氏に負るなるべし、其家宇智郡に近かりけむ故に、宇知道と云へりと聞ゆ、　限南木伊國、伊都縣は、和名抄に、紀伊國伊都郡

とある是なり、　大河は、　西限河內泉、上鈴鹿下鈴鹿は、仁德紀に、十四年十一月云々、又堀大溝於感玖、乃引石河而潤上鈴鹿下鈴鹿云々、四處郊原以墾之、得四萬餘頃之田云々とある地なり、　雄濱は、紀伊の男湊とある同地にて、和泉國和泉郡呼唹乎鄕ときこえ、和泉志に呼唹鄕は、信達莊にあり、又男里村と云もある地にて、其所に式內男神二座あり、彥五瀨命の撫劒雄誥し給へる所也、　田禰野は、日根野なるべし、同郡に、日根野村日根野みえ、允恭桓武二帝遊獵の地なり、　志努田は、和泉郡信太(臣太)鄕なるべく思はるれど、なほ信達莊ならん、　三輪里は、未だ詳ならず、倭名抄、和泉國大鳥郡上神(加无津加美)鄕これか、　大坂は、攝津志に、東生郡大坂これなるべし、音穗野

陀那波多乃男神女神は未た考へす　吾嬬坂　川合

狹山は、和名抄河內國丹比郡狹山(佐也滿)鄕にて、今丹南郡狹山村あり、狹山堤神社狹山神社ある是なり、塡田、塡は埴の誤にて、今半田村半田新町とて、狹山の近きわたり也、　大村は和名抄和泉國大鳥郡大村(於保无良)鄕是か、　熊野谷、攝津志豐島郡熊野田村あり、是か、考ふべし、

右山河奉寄本紀者、昔卷向玉木宮御宇天皇、癸酉年春二月庚寅、隨大神願遣使屋主忍男武雄心命(一云武猪心)所奉寄也、爰武雄心命以　此山爲幣、居於阿備狛柏原社齋祀、九年內

卽申賜難破，道龍住山，一岳（武猪心）命者，武內足尼父也，臣八腹等祖也）御宇天皇，御世，誅於
於熊襲二國，新羅國等，平賜成西蕃屯倉，丙申年二月丙申，至山門縣賜誅土蛛蜘夏羽田油津女，
敓亦大八島內國々縣々不隨皇命，八十梟師之類，令誅伏賜，大神詔宣賜，大國者天皇，任御意，
大山者任己意，隨願乞所奉寄賜也，亦誓宣賜，懸雲霞爲軀宣了，誓持此潔淨操嚴坂
木黑木土毛土產貢等，齋祀於吾，如朝霧起，天皇君如不離主影，稱我和魂奉護夜晝天下
國家同平安守護，覬覦謀爲謀叛時，如斯好齋祀吾不血刃必擧足誅，時八咫烏申云，懸雲
霞霞春秋不定七廻飛巡，地々名問定申，點奉定爰御神兒集聖開佃墾當其地，謂聖田
原，謂小山田，謂坂本門，聖田，亦大神誓約宣，詔宣，我山爲後代驗宣，差遣吾盌海人烏麻呂，磯
鹿海人名草，令汲運海潮置山中，稠於礒破石，霊入潮沒石蓋也，以是爲後公驗矣其地鹽水
之國云，吾盌海人烏麻呂潮瀆落地，鹽小谷云，多漏落地既成灌潮，其地鹽淵云，神兒等自
坡谷如雷鳴出集，開聖田原小山田宇智小乃懇田，羽白鷲誅伏得地熊取云，同晩御宿賜
地曰庭云，依有「横中山故横山，大在横嶺云，嶺東方頭杖立在二所，石川，錦織，許呂志忍海，刀自
等爭論水別，故俗謂扶立爲論義，亦西國見丘在皆大神誨天皇賜，令登鹽筒老人，
見國賜岳，亦横峯冷水，潔清溢漲地在吉野萱野沼智原萱野沼，此水食聞甚冷清水仍
欲御田引溉，思召針魚令堀作溝谷，大石小石針魚堀返水流出亦在天野，水同堀流，水流合地，

川合云此山堺地大神誓約詔宣，以我溝水令引溉我田潤，其獲得稻實如石川河沙瀝石，得其
顯宛春秋相嘗祭料，天下君民作佃同令引溉，其田實我田實如同有谷々水從源颯々決下全
國誓約賜通高向堤樋流灌其樋地二百代，（在河內志紀屯倉高向堤地樋尻仁謂住吉俾文
穿彫付也）墾江堰在（同屯倉沙古田里十五坪堰地五十代）時倭忍海刀自幷率親族等白於
大神曰，別分此水給乞申，仍智原萱野，水分小少賜，悦其水賜持行溝穿造而無溢，末地佗
海大神賜保木菜樶集造作土樋水越詔賜，隨御誨，遂水通潤田，因其地水分水越云，亦令住三
輪人鍬守水分，時八咫烏子等奉寄吾住嶺，自斯此內鳴東倭岑，南美曾造竹川，西公田，北玉井
倭川北太峯道鳴笶申，（此從自此內三字下烏鳴音如說）亦難波高津，宮御宇天皇御世誨大
神詔宣，以大鳴守令堀紺口溝，同水流開墾上鈴鹿下鈴鹿上豐浦下豐浦四所郊原四万頃之
田，既成農田膏油，故其地百姓作喰，在寬饒之賀，無凶年之患，是大神本願也，石川針魚，河水引
溉於大神御田線此也，（針魚通此河今不絕爲往來）

○右山河奉寄本紀者云々，昔卷向玉木宮御宇天皇は，垂仁天皇にませり，癸酉年は，天皇
の四十二年にあたれり，隨大神願遣使屋主忍男武雄心命（一云武猪心）所奉寄也と
は，上文に四至とある以下の地をさして云るか，文義少さか明らかならず，この武雄心
命は，孝元紀によるに，天皇の皇子彦太忍信命の子にて，武內宿禰の祖父なり，其は紀文

に、七年春二月立欝色謎命爲皇后、后生二男一女、第一曰大彦命、第二曰稚日本根子彦大日日天皇、第三曰倭迹姫命、（一云天皇母弟、少彦男心命也）とあれば、大彦命の母弟（本文には妃伊香色謎命、生彦太忍信命）とあるは異說なりとみえ、また彦太忍信命、是武內宿禰之祖父也とあるにて知るべし、武雄心命の阿備柏原にて神祇を祭りしは、景行紀に、三年春二月庚寅朔卜幸于紀伊國將祭祀群神祇、而不吉、乃車駕止之、遣屋主忍男武雄心命念（一云武猪心）令祭、爰屋主忍男武雄心命、詣之居于阿備柏原而祭祀神祇、仍住九年、則娶紀直遠祖菟道彦之女影媛、生武內宿禰、とみえし時の事なるを、本文には、垂仁天皇の朝の事とせるが違へるのみなり、上件に云る九年祭祀の時に、難波道龍住山一岳を申賜へりとなり、この注に、武猪心命者武內足尼父也とある、父の上に祖字脫たる事、上に引る文と照して見るべし、臣八腹等祖也は續紀、天平八年十一月丙戌、從三位葛城王上表の文に、昔者輕堺原大宮御宇天皇曾孫、建內宿禰盡事君之忠、致人臣之節、創爲八氏之祖、永遺萬代之基、とあるに同じく、其氏人の八氏に分れたる、其八家の祖なる由なり、一岳の下、御宇天皇は、御宇の上に稚櫻宮の三字脫たるなり、故今之を補ふ、　熊襲二國とあるはめづらし、熊は玖磨にて襲は贈唹なり、この二つを合せて一つに語り傳へし故に、史には熊襲國を一つに心得て記せるならめど、實はもと二國にてありけるなるべし、その二國を新羅を平げ賜ひて、西蕃の國を屯倉となし給ひきとなり、こは大體を云ひ置きて、次を云はむための文なり、丙申年二月、丙申は書紀に合はず、夏羽田油津姫の事は、仲哀天皇崩御の年（九年三月）の事なればなり、さて其三月壬申朔の紀に、且荷持田村（荷持此云能登利）有羽白熊鷲者、其爲人强健、亦身有翼能飛、以高翔是以不從皇命、每略盜人民、戊子、皇后欲擊熊鷲、而自橿日宮遷于松峽宮、時飄風忽起、御笠隨風、故時人號其所曰御笠也、辛卯、至層增岐野、卽擧兵擊羽白熊鷲而滅之、謂左右曰、取得熊鷲我心則安、故號其所曰安也、丙申、轉至小門縣、則誅土蜘蛛田油津媛、時田油津媛兄夏羽興軍而迎來、然聞其妹被誅而逃之、これにて其時のさま見るべし、亦大八島內國々縣々不隨皇命、八十梟帥之類令誅伏賜は、同じ御時に國々縣々の皇命に從はぬ者ともを、誅はしめ給へる由なり、　大神詔宣賜より、不血刄必擧足誅までは、天皇の國々を平けまさんとし給ふ時に、大神の神宣に、大國は天皇の御意のまゝに、大山は我意の願ふまに〳〵寄し奉り給へ、又神の誓ひ給はくは、しか大山を寄し給はゞ、雲懸る霰霞のあらん限りの國々を、天皇命の治食す國とせんと誓ひ給ひ、又其寄し奉る所の山々より、潔淨き嚴坂黑木土毛土產蓏等を採持て、（清淨の下に、操字あるは、持字の上にありけるが、錯ひしなるべし）吾を齋き祀らば朝霧の起つが如く、天皇君の主影を離るゝ事なく、我和魂をもて

守り奉り、兼て天下國家をも守護り奉らん、此に奉護の下に夜字あるは疑はし、故思ふに、上文にも、奉護天皇君夜護晝護矣、同奉護天下國家人民宣賜、とあれば、此も如朝霧起、不離主影、(如は衍字ならん)稱我和魂、奉護天皇君夜護晝護、天下國家同平安守護、とあるべきなり、覬覦の上にも脫文ありげなるをよく考ふるに、下の膽駒神南備山本紀の文中に、若有荒振梟者、覬覦謀爲謀叛時、にとつゞけ、又其下には、上文なる以榊黑木能齋祀吾の文を此に補ひて、次に如斯好齋祀吾、不血刄必擧足誅(詔宣)(この二字も、上文にあるをもて、此に補ふ)とつゞけ見るべし、　時八咫烏申云より、申點奉定までは此天皇より山川田地を献る由申けるを、八咫烏と云者をもて其山川を廻り見て、雲懸霰霞の山々を春秋定めずに、七廻飛巡りて其献れる地々の名を問定め、又此地は、卽住吉大神の神地と申點奉定しめ置て、奉定りしとなり、」爰御神兒集墾開より、横嶺云までの文は、錯簡ありと覺しけれど、其大略をいはゞ、上に八咫烏の飛廻りて神地と定めし所を、神の御兒たちを集ひて田地を墾闢し、其御兒神だちに饗嘗(ミアヘ)をなし給へり、(此に墾開の地より採れる新稻にて、御酒御食を作りし事などの文、脫たるなるべし)さて其開墾地を、墾田原(墾は衍字なり)と云ひ、小山田といひ、坂本門墾田と云となり、」亦大神誓約宣詔宣より、其地鹽淵云までの一段は、恐らくは錯簡なるべし、又次に、羽白熊鷲(熊字

原書に脫たるを補ふ)誅伏得地熊取云、同(日の字なるべし)晩御宿賜地曰雲(ロカ)とあるも錯簡なり、此時大神の御誓に、我山の後代の驗を定めおかんと宣らして、吾瓮海人烏麻呂と、磯鹿海人名草とをして、海潮を汲運びて、山中の巖窟の中に潮を入れて、石蓋を覆はしめ給ひて、公驗とせり、其地を鹽谷之國、といふ、烏麻呂が汲ける潮の、少しく漏落し地を鹽小谷と云ひ、多く漏し所を鹽淵と云とあるは、すべて筑紫にての事なるべく聞えて、上下の文とつゞかざればなり、」さて上の御兒等の開墾の時に、其御兒等は皷谷より、雷の鳴わたるが如く、衆人出集ひて、田原小山田と、宇智の墾田とを治(ヘ)りしに、横なはれる中山ありし地を、横嶺と云しとの事にて、其地は上文にみえたる、石川錦織首許呂志が掌れる山なる由、を話りつぎしものなり、嶺東方頭杖立在二所より、鳴差申(注文)までは一つゞきの文なり、其は横嶺の東の頭に、杖立と、云所二所あり、石川錦織許呂志と、忍海刀自等と、其田地を耕る水別の事によりて、爭論ありし故に、其所を俗に杖立の論義と云ひて、諺の如くに云りとの事なるべし、亦西國見丘、東國見丘、とてあるは、皆大神の天皇に誨し奉り賜ひて、鹽筒老人を登らしめて國見せしめし岳也となり、此に鹽筒老人の名あるはつきなけれども、錯亂の文にはあらじ歟、されど鹽筒老翁は、住吉大神ならんとの說も聞ゆれば、此に由緣あるか、其は鈴木重胤が考に、底筒之男、中筒之男、

上筒之男の三柱を神代紀に、磐土命とも、赤土命とも、底土命とも有は、筒と土と通ふ故なり、此に依て按ふに、神代紀に、鹽土老翁、古事記に鹽椎神とも有る土(ツチ)は、若くは之路(ツチ)の義にて、潮路(シホツチ)の神と申す事なる可くや、若くは此は三柱の筒男命を、一柱に合せ申せるにて、大綿津見神の例なるべし、其は古事記に、於其弟泣患居海邊之時、云々、鹽椎神云、我爲汝命作善議、卽造無間勝間之小船、載其船以敎曰、我押流其船者、差暫往將有味御路、乃乘其道往者、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、到其神御門者、云々、其海神之女見、相議者也、と有て、神代紀なるも此に同じ、此は彥火々出見尊の海中に鉤を失ひ給ひし時の事なるか、其は鹽椎神の預る所に非るが故に、海神の宮に送奉り給ふとして、其を載奉るに船を作て献り、又其海路の事をも敎奉給へるなど、悉く住吉大神の守給ふ狀に合れば、其三柱を合せて稱申す所なる事知べしといへり、この山は大和志に、吉野郡國見山、在伯母谷村、西南巖巒聳秀、林壑邃深、下瞰數州、晰々可辨、然山徑峭險、人罕遍歷、自此西南、總呼爲峯中とある是か、また横岑に清潔なる冷水の漲り盈る地あり、其所に吉野萱野沼智原萱野沼あり、此水を聞食し給ふに甚滄き清水なりければ、其水を御田に引溉むと欲して、針魚(人名ときこゆ)と云者をして溝谷を堀作らしむる時に、針魚その大石小石(大石小石と云ふ事は、倭姫命世記に、大若子命物部八十友諸人等乎率天、宮

地乃荒草木根苅掃比、大石小石取平(ナラシ)豆、ともみえたり、)ともを堀り返して水を流れ出しめき、亦天野の水をも同じく堀流しければ、二つの水流れ合へり、故其地を川合と云ひき、この川合は志に、吉野郡北山庄の内川合村ありて、天川名水也、源自山上嶽徑洞川北角、至河合、與衆溪合、徑道坪内和田、菴住山西廣瀨鹽野坂本小、代辻堂宇井等、至清水、爲十津川とある川卽天野川にやあらむ、此山の堺地を大神の誓約に詔云て、我溝水を引溉きて我田に潤て、其穫得る稻實は、石川河の沙瀝石は砂礫の二字を誤れるものにて、石川なる沙瀝の如く多く得たらむ、其穎稻もて、春秋の相嘗祭料とせむ、又天下君民作佃にも、此水を同しく引溉かしめ、其田實も我田實の如く、同じく谷々の水源より、颯々と全國に決下(サンリクダ)らしめむと誓約給ひて、高向堤に樋を通はして、其樋ある地二百代と、墨江堰とある所に流灌がしめ賜はむ、とうけひましゝなり、時に倭忍海刀自、其親族を幷せ率て、大神に此水を別け給はらむと請ひしに、智原萱原の水を少し分て賜はりき、刀自甚く悅て其水を賜はり持行て、溝を穿造らむとしけるに、よき地なくて其地を求き詫し時、大神賜保木菜檳集は、誤字ありてよみ難けれど、保々木葉と檳葉とを賜はりて、土樋を造りて其水を越さしめよと詔給ふ御誨のまゝに、遂に水を通して田に潤しかば、其地を水分水越と云しとなり、亦三輪に住む人して、其水分の地を鎭守らしめける時

此に其地百姓作喰は、倭姫世紀の文に、伊鈴之御河之瀬水道田爾波苗草不敷志天、作食、詔支云々、とあるに似たり、ツクリヤシナヘと

に、八咫烏子等ありて、吾住嶺(大神の住給ふ由なり)と奉寄し所を、斯より内ぞと鳴しとなり、其鳴きし詞は、東は倭岑、南は美曾道竹川、西は公田、北は玉井倭川の北大岑道、鳴差申(差字詳ならす定の字なるべし)と云りし由に語り傳へしなり、注文の此從自此内云字以下、烏鳴音如說、とあるにて知るべし、此に所謂八咫烏は、鴨建角見命の化れる八咫烏とは異なり、然るをかくあるは、思ふに古への傳に、山川を跋渉りて、其形勢險易を察るものを、八咫烏と名け、其人の云りし言語を、烏の鳴音に比へて鳴と云りとみゆ、神代卷の无名雉の類も、亦推して辨ふべきなり、

亦難波高津宮御宇天皇誨大神詔宣より、緣此也までの文は、此時大神の天皇に御誨しありけるによりて、大鳴守(大嶋守なるへくおもはる)と云人もて、紺口の溝を堀らしめ、其水を流して上下の鈴鹿、上下豐浦四所の郊原、四萬頃の田を開きしかは、百姓饒かにして凶年の患なかりき、以上の神田を作りしは、皆大神の本願によれり、其が爲に石川針魚が河水を神田に引溉くべく、溝堰等を作りしも此故也、　注文に、針魚通此河于今不絕爲往來とは、針魚は此河水を流通する功を建しより今に此河を針魚川と云ひて、絕す往來すとの事なるべし、(往來は水の通ふを云るにや)

訓あれと、ツクリクヘと歟、ツクリクヘとか訓へき所なり、此も然よむへき歟、

膽駒神南備山本紀

四至　東限膽駒川龍田公　南限賀志支利坂山門川白木阪江比須墓　西限母木里公

田鳥坂至　北限饒速山日山

右山本記者、昔依大神本誓(所奉寄)卷向玉木宮御宇天皇櫃日宮御宇天皇世、熊襲國新羅國辛島令服賜、自長柄泊登於膽駒嶺賜宣賜、齋祀我山木實土毛土產等、天皇天下平奉守、若有荒振鳥者、不血刃擧足誅宣賜、大八島國天下奉出日、神者船木遠祖神大田々神也、以此神造作船二艘(一艘木作一艘石作)、爲後代驗、納置膽駒山長屋墓石船、白木坂三枝墓木船、異唐國大神通渡賜時、乎理波足尼命以此山坂木迹驚岡神降坐岡齋祀時、恩智神參坐在、仍每年春秋通墨江參、因之猿往來不絕此其驗也、(母木里與高安國堺在置諍石大神此山之誓賜草燒火木朽石之遠期)

○膽駒川は、大和志に、平群郡生駒山は、生駒谷西半跨河州、東有山峰、呼曰嚴屋山、一峯一巖、疊翠森然、中有寺名寶山、また河内志に、河内郡伊駒山、在郡東跨和州、とある地の川を云なるべし、龍田は大和志に、平群郡龍田山在立野村、上方形勢雄偉、巨川遶麓流、山麗水潔、などみえて名高き所なり、龍田村と云もあり、賀志支利坂、　山門川、　白木坂、　江比

須墓、母木里は、神武紀に、（皇師と長髓彦の戰を云て）初孔舍衞之戰有人隱於大樹而得免難、仍指其樹曰恩如母時人因號其地曰母木邑、（母木、此云飫岡廼奇、訛也）とみえて、今河內國高安郡恩地（オヂ）村といへる處是なり、鳥坂は、和名抄に、河內國大縣郡鳥坂鄕とありて、今高井田村に、井上寺、又名鳥坂寺などいふがある是其地なるべし、饒速日山は、今其名を聞されども、古への河上哮峯なるべし、其は饒速日命降臨の地にて、今河內の讃良郡田原村に、石船山といふがみえ、大和志三、添下郡嚴船神祠、在南田原村、舊事紀云、饒速日尊褒天神御祖詔、乘天磐船而天降、坐河內國河上哮峰、即是とありて、今は龍王峯と云ひ、岩舟越とも云ふ、大和より河內に跨る大山なり、饒速日山の名おもしろし、といへは是なるべし、この一段の大意は、昔大神の本誓によりて、（本文本誓の下に、所奉寄とある三字は、橿日宮御宇天皇の下にあるべきが混れたるなり、其心して見るべし、）卷向玉木宮御宇天皇、（卽垂仁天皇）橿日宮御宇天皇（卽仲哀天皇）の寄し奉りし所也、其は熊襲と新羅とを治め給ひて後、長柄泊より膽駒嶺に登り給ひし時、神の御告に、我が山の木實土毛土產等を以て我を齋祀り給はば、（本文齋祀我云々の文は、山河奉寄本紀によるに、以我山木實土毛土產等齋祀、我者などありしが、錯乱しものなるべし、）天皇の天下を平けく守り奉らむ、若荒振皷者ありとも、朝廷に叛き奉らんには、刀に血

ぬらす足を擧て誅はむと宣賜ひしことなり、次に大八島國天下奉出日神者船木遠神（神は祖の誤なるべく思はるれど、猶もこの儘にてあるべし、）大田々神也とあるは、いかにとも未だ考へ得ず、この間にきはめて脫誤の文あるべし、また日神とあるは、もしくは舟神にて、大八島國天下に舟を奉出（タテマツリダシ）つるは舟木の遠祖神なる、大田々命なりとの義にもやあらむ、以此神造作船二艘云々とある此神は、船木遠神大田々神也とある文をうけたり、此大田々神が木にて造れると、石にて作れると、二艘を後代の驗しに納置けり、其は膽駒山の長屋墓には石船をおき、白木坂の三枝墓には木船を置れしなり、さて大神の異國を伏順はしめ給ふ爲に、唐國に遣渡り給ふ時、乎理（ヲリ）波足尼（ハステ）命と云人、この山坂の本迹磐岡神を岡に降し坐せて齋祀る時に、恩智神參り坐りとなり、此恩智神は、式に、河內國高安郡恩智神社二座とありて、三代實錄、恩智大御食津彥命、大御食津姬命、授正三位勳六等とみえ、今その恩智山と云ふにます神なり、其毎年春秋（この間に祭祀の字脫たるか）の御祭の時に、墨江に參り給ふ事あり、こは其御祭に神輿の來り給ふ事などありしを云るものなるべし、文によりて其恩智の山に住む猿ともの往來て今に絕えぬは、其驗なりと云り、この注文の母木里與高安國堺、在置靜石、（原本靜を諍とあるは恐らく誤りならん、故に今訂して引り）大神此山（此山の二字は、在字下にあるべ

き歟）之誓賜草燒火、木朽石之遠期は、この堺なる山に靜石を置るゝ事は、たとへば此地に草を燒く火ありとも、朽さる石を遠く期らむとの故にて、靜石をば置けりとの意なるべし、されど本紀の文いと短きは、脫漏あるべくおぼゆ、なほよく考ふべし、

長柄船瀨本紀

四至　東限高瀨大庭　南限大江　西限輔淵　北限川嵜

右船瀨泊欲遣唐貢調使調物積船舫造泊天皇念行時大神訓賜我造長柄船瀨進矣口造之

○船瀨云々、

高瀨大庭いまだ考へず、大江は西成郡大河を云ふか、攝津志に、淀河の下に、山州淀川入於本州界分河州遠島、上島、下東南、至平田、中分東生西成、經大坂城、北流至難波橋、分遠中島、北曰裏川、南曰土佐堀、俱呼大河、合中島西、又遠江兒嶋、至寺嶋、東更曰木津河、とみえ、蜆川の下に、大河、支流、自大江橋、東北流入堂嶋曾根崎之間、至舟津橋、南復入大河、ともあり、輔淵は、同志に、東生郡友淵村あり、欲遣唐貢調使調物積船舫造泊天皇念行時とある、貢調使また調物などの語は、いとあるまじき書法なり、後人書寫の誤りなるべし、また天皇念行も、いつれの御世の天皇を白し奉れるにや、あやしきかきさまなり、本條はもとより誤脫の文ありと思ゆ、其心して見るべし、さて大意は、いつの御世のほどにかありけむ、天皇の詔によりて、遣唐使をものせんと思ぼしける時、船居なきを飽ぬ事に念行し給ふに住吉の大神の、我長柄の船瀨を造りて進らむと訓へ給ひて卽て之を造らしめきとなり、長柄の船瀨を置し事は、御世の名なければ詳かならねど、こはもと遣唐使の爲にはあらずして、三韓の國に往來ふ爲の事なるを、後には唐國へ使を遣さるゝが、重きことの如くなれりし故に、自らそれに移りたる上の語り傳へをかける故に、唐使發遣の時の事となれるものなるへし、古事記書紀にあるか如く、韓國御言向の御喩言は、天照大神と住吉大神との執行はせ給ひし故事の有ればこそ、徒に船路の守護のみには非す、總て外國の事に此時より、始て預給ふ謂れあるが故なり、然るに此に唐國の事として云るは三韓の國衰へて天智天皇の御世に、新羅は唐の爲に滅ほされ、高麗も程なく亡ひたりし故に、我內つ屯家とある日本府に、宰を遣さるゝ事も止にしかば、何時となく、唐國に大御使を賜はる時の式となれるものと、思ひ定むへきなり、然らば此船瀨を定め給ひしとは、何の御世ならんと考ふるに、決めて古事記、高津宮の段に、定墨江之津とある時の事ならん、其は此津の事を記傳三十五に、まづ息長帶比賣命の御世に、住吉大神を鎭祭らるゝ地は、菟原郡の住吉にして、今の地には非るを、今地に移されし事は傳なければ、何の御世なりけむ知かたきを、今此御世に此津を定賜ふことあるに

就て、つら〳〵思へば、彼大神を今の地に遷奉り給へりしも、此同時にぞありけむ、（神后皇后の御靈を合せ祭り給へるも、此時などにやあらむ、）書紀雄略卷に見えたる趣は既に今地と聞えたれば、其より先に遷り給へりし事は知られたり、（住吉と云地名も、彼菟原郡のより移れる名なり、）さて然遷奉り賜へるは、必神の御誨なりけむことは論なし、さるは此御世難波に、大宮敷坐るに就て、大神の御心、京師近く坐ま欲くや所念看したりけむ、かくて津の事は、書紀神功卷に、此大神の御誨言に、宜居大津渟中倉之長峽看往來船とある如く、彼菟原郡に坐しほどより、其地大津にてありしを、（和名抄に、同郡に津守郷もあるは、其津を守れりし人等の居住なるべし、）此時に大神を遷奉り賜ふまに〳〵、其津をも共に移し定め賜へるなるべし、是今の住吉郡の住吉津なり、（郡名も移されし後なり、又住吉に近き地に、西成郡に津守郷あるも、かの菟原郡より共に移されたるなり、）といはれたるか如く、此時までは、其大神の本鎭坐る菟原郡なる住吉の地、卽大津に在しを、仁德の御世に、神敎によりて住吉の津を定められしとある が、此に所謂長柄船瀨にや、鈴木重胤云く、菟原郡なる住吉の現在の地形を以て上古を思ふに、此邊を攝津灘と云て、海深く爲て船繫には宜しくあれども、戌亥を後にして武庫山を負ひ、辰巳を前にして和泉國も、相對たれども、東南の風の恐れ有て、永く其所に

は船を留難き故に、難波津、兵庫津等に船を泊る事なれば、皇國の海を往來ふ船の如きは、其本住吉の大津に船を居も爲つ可けれども、異國の大津を渡る大船は、其に居るべき由無りし故に、播磨の室津より出し遣給ふ例なりしを、更に住吉大神の船居は、我作むと敎悟し給へる、其今の住吉郡なる住吉にて、高津宮御世に、定墨江之津とある此れなり、記傳に、雄略天皇御紀に、十四年春正月、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手末才伎漢織吳織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津、是月、爲吳客道通磯齒津路と有る、此を菟原郡なるに非ず、今の住吉の地なりと爲る故は、倭京へ入料に磯齒津を被開たるを以なり、抑吳國使は希見しき客なる故に、難波津には泊ずして、殊更に此住吉津に泊べく、豫て定給へるなるべし、凡て異國の事は、此大神の所知看が故なり（取意）と有は、實に然る言なり、此に依て愈已く、仁德天皇の御世に、住吉津の定れりしは、此詞（下に引く祝詞を云り）に謂ゆる、皇神命以て船居作給へる者にぞ有ける、此由緣を以こそ、此度の吳客か住吉津に令泊給へりけむかし、然るは此より到るも、彼より來るも、共に此大神の凡て異國に係れる事は、皆からに預り所知看を以なり、万葉十九に、天平五年遣唐使に餞爲る時の歌に、住吉爾伊都久祝之神言等、行得毛來得毛、船者早家無と詠み、又贈入唐使長歌に、虛見都、山跡乃國、青丹與之平城京師由、忍照難波爾、久太里住吉乃、三津爾船能

利直渡、日入國爾所遣、ともあり、此又遣唐使なるを以て、殊更に此浦より發船爲るなるべし、と（記傳）云れたるが如く、難波より態と住吉の三津に到、其大神宮に幣帛を捧げ、神言を乞請て船を出し遣る例なりしなり、と云り、祝詞式に、遣唐使時奉幣の詞あり、其文に、皇御孫尊乃御命以弖、住吉爾稱辭奉留、皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣左牟止爲爾依船居無氐、播磨國與利船乘止爲氐、使者遣佐牟止所念行間爾、皇神命以氐船居波吾作牟登敎悟給支敎悟給比那我良船居作給部禮波悅已備喜志美禮代乃幣帛乎、官位姓名爾令捧賚氐進奉久止申、とみえし圈點の文意と、神記の文と符合へるをも思ふへきなり、

一六月御解除開口水門姫神社（在和泉國）

四至限東大路　限南神崎　限西海棹及限　限北堺大路

九月御解除田蓑嶋姫神社（在西成郡）

豐島郡城邊山

四至限東能勢國公田　限南神孫等公田

限西爲奈川公田　退北河邊郡公田

○開口水門姫神社は、神名式、和泉國大鳥郡開口神社とみえ、泉州志に、在甲斐町東、住吉舊記云、開口大明神者伊奘諾尊御子事勝國勝長狹也、後合祭生玉明神、牛頭天王、爲住吉之外宮、故朝廷二十年一度、毎造替住吉社、當社亦造替とあれば、もとより住吉社に由ある神社なる事知るべし、（事勝國勝長狹など云るは如何あらん、此には更に由なき也）

神名帳考證に、本社の神を開嚙神にあてたるも、六月解除に由ありて聞ゆ、神崎は、河邊郡神前村あり、下に云べし、田蓑島姫神社は、攝津志に、西成郡田蓑島みえ、新後撰集津守經國か歌に、天の下長閑けかるべし難波瀉、田蓑の島に御禊しつれは、是も解除の神と知られたり、豐島郡城邊山は、攝津志に、同郡木部村ある是歟、能勢國は和名抄、攝津國能勢郡能勢郷ある是なり、我孫は、志に、住吉郡我孫子村あり、式に、大依羅神社今庭井村にあり、續紀、天平勝寶二年八月、本郡の人依羅我孫忍麻呂等五人、賜姓依羅宿禰とあり、この神社の氏人なるべし、爲奈川は、志に、河邊郡猪名川、久安寺川多田川二水、舍木部村流、至池田村、曰池田川とみゆ、

右杣山河元、昔橿日官御宇皇后所奉寄供神料杣山河也、元僞賊土蛛造作斯山上城塹居住畧盜人民、軍大神悉令誅伏吾杣地領掌賜、山南在廣大野號意保呂野、山北別在長尾山、々岑長遠號長尾山、中有澗水名鹽川、河中涌出鹽泉也、豐島郡與能勢國中間社斯山（號城邊山田因土蛛城塹界在）山中有直道、天皇行幸丹波國還上道也、頗在郊原、百姓開耕號田々邑、

○この杣山河は、もと橿日宮御宇皇后（卽神功皇后）の本社の供神料に寄し奉れる地

なり、此に僞賊土蛛ありて、斯山上に城堡を造りて居住し人民を畧盜せしにより、軍
大神（卽住吉大神）悉く其を誅伏け給ひて後に、吾柚地と傾（シラ）掌しめ給へるなり、僞賊は
ニシモノと訓べし、常陸風土記に、荒賊を阿良夫流爾斯母乃と訓り、爾斯は僞（ニセ）の義とも
聞ゆ、また爾を一本に要とあるによらばエシモノにて、後に云はゆるエセモノならん
も知るべからず、さて其僞賊に、土蛛と云
り、蜘蛛にはあらで、土窟に隱り居るを云ふ、卽土隱りの義なり、然るを世に人類學起り
てより、總て皇國人の古へは穴居なりと云ひ思ふはいみじき誤りなり、それに合せん
とて云ふ古學者もあるは、深く考へずて世に誤ふなればとるに足らず、古を思ふもの
は心すべき事なり、長尾山、鹽川、いまた考へず、田々色は、河邊郡東西多田村ある是な
り、

大田々根子命ヲ、此多田邑ヨリ名ニ負ケン、古事記ト、傳ニミエシ樣ナリ、サレト年代叶ハスト

一河邊郡爲奈山（別名坂根山）

四至限東爲奈川並公田　限南公田

限西御子代國堺山　限北公田幷羽束國堺

右柚山河領掌之由同上解但河邊豐島兩郡宿淀坂上仍號坂寢山々內有宇禰野天皇遣采女令採柏葉因號采女山（今謂宇禰野訛）御

子代國（今謂武庫國訛）

○爲奈山（別名坂根山）爲奈は、和名抄攝津國河邊郡爲奈郷のある地にて、今稻寺村と
いふあり、此山一名坂根山とも云ふと見えたり、今同郡に榮根村ありて、小部莊に屬せ
り、式內小戸神社、今小戸村與榮根小花非預祭祀などある、是なるべし、爲奈川、御子代國
は次に云り、羽東國の東は、東の誤りとおぼしく、志に、同郡波豆川村豆波村ある是にや、
なほ考ふべし、右柚山河領掌の由は、上の解に云るに同じ、但し爲奈山は、河邊豐島兩郡
の山を惣云ふ號にて、別號を坂根山と云るなり、坂根とは、昔大神の土蛛を誅ひ給ふ時
に坂上に寢ませりし故に、坂寢の名起れり、宇禰野は、天皇の采女をして、柏葉を採らし
めしより、采女山と云へるを訛れるなり、今河邊郡東畝野村、西畝野村ある是なり、御子
代國は、今謂武庫國訛なりと見ゆれば、今の武庫郡なり、和名抄同郡に、武庫鄕あり、今武
庫莊とて四村の總號なり、もと御子代國と云り、是古へ御子代を置れし地とみえたり、

一爲奈河、木河津、

右河等領掌緣同上解、但源流者從有馬郡能勢國北方深山中出、東西雨、雨河也、東川名久佐々
川、流通多抜山中、西川名美度奴川、流美努貴乃山中、雨河俱南流逮于宇禰野、西南同流合名
號爲奈河、西邊有小野當城邊山西方、名曰軍野、昔大神率軍衆爲擊土蛛御坐地也、因號伊久

佐野、河邊昔居山直阿我奈賀、因號我奈賀川、今謂爲奈川、就訛、大神現靈男神人賜令流運宮城造作料材木爲行事賜、斯川居女神欲成妻、亦西方近在武庫川居女神亦欲同思、兩女神成寵愛之情、而爲奈川女懷嫡妻之心、發嫉妬、取大石擲打武庫川妾神、幷其川引取芹草、故爲奈川無大石生荇草、武庫川有大石無荇草、兩河一流合注海、依神威爲奈川于今不入不淨物、領掌木津川等此緣也、

○爲奈川は、志に、河邊郡猪名川ありて、久安寺川、多田川二水、木部村に會すとある是なり、木河津は、下文に、木津川とあれば、此は倒置なり、此川は、志に、多田川、源は六瀨谷に出て、木津村に至り、木津川といふとあるものなり、此河等領掌緣も、上解に同しとなり、緣の上に之脫たるにや、この河の源流は、有馬郡能勢國の北方、深山の中より出て、東西の兩河となる也、東を久佐々川と云ひ、西を美度奴川と云ふ、久佐々は、延喜神名式に、能勢郡久佐々神社あり、志に、今宿野村あり、宿野は、舊名を來狹々とも云由なり、美度奴川見あたらず、美奴度の倒置にて、美奴度川卽湊川にはあらざるか、地形を考へて後に決むべし、此兩河俱に南流して宇禰野に至り、西南に流れ合て爲奈河といふ、其西邊に小野あり、城邊山の西に當りて、軍野といふあり、昔住吉の大神軍衆を率て土蛛を擊つ時、御坐しゝ地なればかく名けたるなり、河邊（この河邊は、爲奈河の邊ときこゆ）昔し山直阿我奈賀と云者居りしによりて、其名をとりて阿我奈賀川と云ひしを、今爲奈川と云ふは訛れるなり、この山直阿我奈賀は、應神の朝に、佐伯直阿俄能胡と云人に似たる名なれば、同人歟とも思はるれど、佐伯直と、山直と異姓なるときは異人なる事著し、されど常陸風土記に、野佐伯山佐伯と云事もあれば、もしくは佐伯直に佐伯山直などいふもありしにはあらじか、よく考ふへし、大神現靈男神人賜は、住吉の大神美しき男になり給ひて、宮城造るべき料の材木を、流し運ばむと爲行事しめ給ふ時に、斯爲奈川に居る女神の、住吉神の妻とならむ事をほりしたるに、亦其西方武庫川に居る女神も、然おもひて、二人ともに寵愛の盛りを得んと思ふ情あり、然るに爲奈川の女神は自ら嫡妻なりと思ひて、其武庫川の妾神を嫉妬み給ふが餘り、爲奈川の石大石を取りて、武庫川の妾神に擲打ち、幷せて其川なる芹草をも引取りにき、故爲奈川には大きなる石なくて、芹草生ひ、武庫川には大石ありて、芹草はなきなり、この兩河一に流れて、海に注く、神威に依りて、爲奈川には、今に不淨物を入るゝ事なきは、其故なりと云へり、

一荷荷二處、幣帛濱等本緣、

一處、從料戸嶋山爲上、至于錦刀島南爲界、

一處、從宇治川爲上、至于針間宇刀川爲堺、

一處、從三國川尻、至于吾君川尻難破浦、

右荷前幷幣帛濱等、昔氣長帶姫皇后所奉寄也、爰三韓國調貢、從此川運進、而漂沒此川、仍有制不運漕、吾君川運漕、因茲幣帛濱坐姫神緣此也、社一前、

四至、東限頭元江、　南限海、　西限郡堺、　北限公田、

○荷前二處幣帛濱は、下文によるに二處は、三處とあるべきなり、料戸島山爲上は、上の御封の條に、船木村爲頭とあるに同じき書法なり、爲上は其處を始として、それより錦刀島迄を云り、是一處、次に宇治川より播磨宇刀川迄是一處、次に三國川尻より難波浦迄一處にて、三處ときこゆ、その濱ともは氣長帶姫皇后の寄し奉る處なり、爰に三韓の調貢を此川より運ひたるに、漂沒したるによりて、此川の運漕をは停めて、吾君川より運漕せる、是幣帛濱に坐す姫神の緣なりと云るは、其神の功ありて、吾君川より運ふ事とはなれるにやあらむ、幣帛濱は、攝津志に、西成郡御幣島村あり、この姫神は、同書に、御幣神祠御幣島村にあり、今住吉といふとある神なるべし、次に社一前の四至を擧たるも其故なり、頭元江詳ならず、

一神前審神濱、(今鯖濱云訛)

四至、限東江尻、　南限川、　限西爲奈川、　限北公田、

右昔氣息帶長姫皇后御宇世、從角鹿發征穴門、討伏熊襲三國時、祈諸神賜遲集、因茲諸神集祈、故神前審神濱奉寄之、

○神前は、攝津志に、河邊郡神前松原は、神前村にありとみえ、神功皇后幸于筑紫之日、集會神祇於河邊郡神前松原、卽此見風土記、とあるは此に合へれば、古書ありて引るものなるべし、松尻、審神濱、共にいまだ考へず、

一奉寄木小島、辛島、栗島、錦刀島、御厨本緣起

右昔氣長帶姫皇后御宇世、依大神御願、所奉寄朝食夕食御膳所御厨也、

○氣長帶姫皇后の時に、木小島、辛島、栗島、錦刀島を大神の御厨に寄し奉れるなり、朝食夕食は、

周芳沙麼魚鹽地領本緣

右地被奉寄於大神本紀者、所奉寄氣帶長足姫皇后也「昔日本武尊年五十二年」崩、秋九月壬辰朔丁酉、葬于倭國狹城盾列陵云々、八年春正月己卯朔旦、壬午、云々、熊鰐奏曰、御船所以不得進者、非臣罪、云々、天皇則祈禱之得進賜、(皇后)從新羅國還賜時、奉寄吾物魚鹽地、幷御櫛笥物等、奉寄賜物色目、上注已了也、因茲毎年彼海入鹿參來奉游遊、是緣也、

○周芳沙麼魚鹽地を寄し奉りしは、氣長帶定姫皇后也(昔日本武尊年五十二年)の十

今加東郡ニハシカタニ掎鹿谷村アリ、山跡登ハ今ノ大和カ、乎布塚ハ尾塚村ナトカ、

九字は、仲哀記によるに（成務天皇なり）六十年天皇崩明年秋九月云々とつゞくへきなり、八年春正月は、仲哀天皇の八年なり、さて紀文に、八年春正月己卯朔壬午、幸築紫時、岡縣主祖熊鰐聞天皇車駕、豫拔取百枝賢木以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劔、下技掛八尺瓊、參迎于周芳沙麼之浦、而献魚鹽地、因以奏言、自穴門至向津野、大濟爲東門、以名籠屋大濟爲西門、限沒利島阿閇島爲御菅、割柴島爲御猫、（御甌此云彌那陪）以逆見海爲鹽地、既而導海路自山鹿岬廻之入岡浦、到水門御船不得進、則問熊鰐曰、朕聞汝熊鰐者有明心以參來何船不進、熊鰐奏曰、御船所以不得進者非臣罪、是浦口有男女二神、男神曰大倉主、女神曰菟夫羅媛、必是神之心歟、天皇則禱祈之、とあるをも考ふべし、得進賜の下に、皇后の二字あるべし、皇后新羅より還り給ふ時に、此魚鹽地をは献りし也、是によりて毎年周芳の海に、入鹿參來て游泳は、是の緣由也とあり、

一播磨國賀茂郡椅鹿山領地田畠

合

四至東限阿知萬西岑心坂油位、比介坂阿井大路、布久呂布山、

南限奈波、加佐、小童與五山大道、布久呂　山登跡、

西限猪子坂、井屋坂、辛國太乎利、須々保利道、多可木庭、乎布埼、

北限知萬西岑堀越、栗造、瀧河、栗作子奈位

右杣山地等之、船木連宇麻、鼠緒、弓手等遠祖大田々命兒神田々命（兒神田々命）等所領九萬八千余町也、而氣息帶長足姫皇后、御宇世所奉寄於大明神已了、自爾以降大神社、造宮、新領掌年尙矣、爰宇麻等貢献皇后造船、新羅國征時、依好造船定賜船木鳥取二姓已了、即乙丑年十二月五日、宰頭伎田臣麻率助道守臣壹夫御目代大伴沃田連麻呂等、大神御跡奉寄定、於是船木宇麻同鼠緒同弓手等齋護御神山、時闌入公民等切取神山木、步穢山地、時大神穢宣賜放神火、杣山燒亡賜、三箇年內木土共燒燼不滅火、而燼時騰登烟炎灰塵滿國家炎烟炭甚盛闇塞人民佗傺驚公家賜令卜占天皇賜大神、御崇占申、因之公家人民等自尒以後大神、杣山地等不可步穢切死犯宣詔賜、皇大神如舊跡尋大神道步定四至堺奉寄也、

○賀茂郡椅鹿山は、播磨風土記、同郡、瑞鹿里、（土下上）今在其神右號瑞鹿者、昔神於諸村班菓子至此村不足、故之間者哉、故號瑞鹿、此村至于今山木無菓子、（生眞木梅枌）とある所なるへし、四至の阿知麻西、心坂、油位、比介坂、阿井、布久呂布山、奈波、加佐、小童寺與五山、猪子坂、井屋坂、辛國太乎利、須々保利道、多可木庭、乎布崎、知萬西岑、堀越、栗造、瀧河、栗作、子奈位、いつれもものに見あたらず、　右杣山地は、もと船木連宇麻（一人）鼠緒（一人）弓手（一人）等遠祖大田々命の兒、神田々命の兒、神田々命（神字衍歟）等所領九萬八千餘町也、件

の船木連の所領を氣息帶長足姫皇后の御宇に、住吉神に奉寄しゝより以降、造宮の料として領掌年尚しとなり、爰に宇麻等が造れる船を以て、皇后に貢献りしが、新羅の國征の時、其船好造れる船なるに因て、船木と鳥取と二姓を定賜はりき、乙丑年十二月五日（この乙丑は、神后攝政の四十九年にあたれり、されど宰また助などあるは、國司と介との事と聞ゆれば、孝徳天皇の御世に、國司を置れし以後の事ならむ、さらば天智天皇の乙丑なるべし、未だ卽位なき以前なれば、乙丑年と云りしなり、）宰頭伎田臣麻率助道守臣壹夫、御月代大伴沃田連麻呂等、大神の舊き御跡を尋ねて、昔船木宇麻等が齋護奉れる御神山を寄し定め奉る時に、（この改新以後に改めて寄附せしものとみゆ）公民等闌入して神山の木を伐取り、又山地をふみ穢しき、時に大神火を放ちて柚山を燒亡し給ひき、其後三年の間、土木共燒て、火滅る事なく、其烟り炎火國内にみち〳〵て、人民佗傺しければ公家にも其を聞驚きてト占はしめ（本文令占の上に、天皇の字を置かへて見るへき也）給ふに、其卽大神の御祟と占申しき、因て公家人民、今より以後大神の柚山の地をばふみ穢し切り犯すべからず、と四至を定め奉りきと也

右大神飛鳥板蓋宮御宇天皇御世始仁夏五月庚午宣賜久、爲巡檢吾山止宣賜天、卽乘御馬、着油笠天賜兄乃山余利葛城嶺膽駒山馳利賜旦、以午時住吉仁馳還利御座旦聞食御飯酒、卽

世俗字類抄に倭傀儡をヨホロアルと也とよめり

阿閇魚次椅鹿山御覽還御支、件山在神道也、

○この文は、此記の末つかたにあれど、錯亂たるものと思しければ此に補へり、其は上の尊大神道歩とある事のわけを云る文なればぞかし、飛鳥坂蓋宮御宇天皇は、皇極天皇の宮の名なり、此なるは齊明天皇卽位の元年五月の事なり、大神の吾山を巡檢さむと宣給ひて、御馬に乘らし油笠を着賜て、（旦賜と本文にあるは、顚倒なり、）葛城嶺膽駒山を馳り給ひて、午時ばかりに馳還りまして、御飯酒を聞食して、卽阿閇魚次椅鹿山を御覽して、還御座しき、仍件山に神道とてある也、との意よく聞えたり、さて油笠を着給ひし事は、齊明紀、元年春正月壬申朔甲戌、皇祖母尊卽天皇位於飛鳥板蓋宮、夏五月庚午朔、空中有乘龍者貌似唐人着青油笠、而自葛城嶺馳隱膽駒山、及至午時徙於住吉松嶺之上、西向馳走、とみえしは此事なるを、今まで世にこの記文あらはれさりし故に、こは何事とも詳かに言ふものなくて過きにたると、たしかに知られたるも、又めでたくうれしきわざになん、

船木等本記

右昔（本出日神）宇麻風緒弓手等遠祖、大田々命兒神、田々命奉出日卽所領此柚山也、而氣息帶長足姫皇后、時、誅伏熊襲二國幷新羅國征時、大田々命神、田々命伐取已所領山岑樹

而造船三艘本造船者乘皇后幷大神臣八腹次中腹赤造船者乘日御子等次末造船御子等幷大田々命神田々命共乘渡征即有大幸祈禱天神地祇在驗大幸還上賜其御船武内宿禰今奉齋祀武内宿禰志麻社部火社伊達社此三前神也即大田々命子神田々命子神背都比古命此神者天曳移乃命兒富止比女乃命娶生兒先者伊瀬川比古乃命此神者伊瀬玉移比古乃女□命娶坐此伊西國船木在又次子座木西川比古命此神葛城阿佐川麻之伊刀比女乃命娶坐生兒田々根足尼命此神古斯國君坐□命兒移奈比女乃命娶坐生兒乎川女乃命又次馬手乃命又次口以乃命（此三柱者古斯乃國君等在此口次乃命某命兒某比女命娶坐生兒（今以意補之）牟賀足尼命此神者島東乃片加加奈比女乎娶坐亘生坐兒先兒女郎女次田乃古乃連次野乃古連次尾乃連次草古乃連次草古乃連凡在兒女郎女者神直腹娶入次田乃古連和加倭根子意保比々乃王子彦太忍信命兒葛木乃志々見乃與利木田乃忍海部乃刀自乎娶坐尼生兒古利比女次久比古次野乃古連此者高乃小道奈比女娶岐更田々根足尼乃命乃時仁大波富不利相久波利支息長帶比女乃御時爾大八島國乎事宛丁彼時奉齋大禰宜汗麻比止内足尼命又津守遠祖折羽足尼子手搓足尼命又船木遠祖田々足尼命此三柱相交矣自卷向玉木宮大八島知食御世至于卷向日代宮大八島食知氣帶長足姫比古御世二世者意彌那宜多命乃兒意富彌多足尼仕奉（津守宿禰遠祖也）於是船司津司任賜又所々船木連被賜（丹波國栗國伊勢國針間國周芳國）右五箇國從爾時船津官名負仕奉穴戸豐浦宮大八島國所知食氣長足帶仲比古天皇后御世熊襲二國乎平賜支斯時仁皇后息長足比命筑紫國橿日宮天皇坐亘水波方國乎平賜氣帶長足比女乃命此二所天皇御世折羽足尼乃兒多毛彌足尼仕奉支於是住吉坐大御神之前祭治來在支自此時大神乃前隨神之御願令忌一帶須比女乃命住吉大神船邊坐奉亘辛國仁渡坐亘方定進退鎭給亘辛島惠我須々已里乎召亘即還行幸坐自筑紫難波長柄仁依坐亘大神御言以宣波久吾者玉野國有大垂海小垂海等仁祀所拜止宣亘膽駒乃嶺仁結行支即是乃人等令奉仕給亘奉於大御祉者也此者彌麻歸人日子之命止者大日々命御子也志貴御豆垣宮御宇天皇（六十八年以戊寅年崩葬山邊上陵）此御時連都祉國部祉定始賜香山乃石門開香乃東日縦而日横男乃弓弭御調女乃手末御調乎定賜而初國所知食之天皇也活目入彦命者彌麻歸天皇子卷向玉木宮大八島國御宇天皇五十三年辛未崩、

○右昔の下なる奉出同神の四字は下文の重出なれば削るべし、宇麻鳳緒弓手等か遠祖大田々命兒神田々命奉出同神此柚山也（この文も誤脫あるへく思ゆれど其の大意をとりて云り）と云おきて其由を後に云る文なり、息長帶姫皇后の熊襲二國、（この

二國の事は、上にいへり)幷に新羅國を征け給ふ時、大田々命、その子神田々命、わか所領の山岑の樹を伐取りて、船三艘を造りき、本造船には、皇后幷に大神臣八腹を載せ、次中に造る船には、日御子等を乘せ奉り、次末に造る船には、御子等幷に大田々命、神田々命共に乘りて渡り征り、卽て大幸(イデマシ)給はむ御祈禱ありしに、天神地祇の御驗ありき、(かの風浪忽ちに起りて、御船を新羅まで恙なくいでまさしめし事をいへるなるべし)かくて皇后還上らして、其御船を武內宿禰に賜ひて、(此の文、武內宿禰四字を、御船の下に置きかへて見るべし)志麻社と靜火社と伊達社との此三前神を齋祀ら令給ひし也、志麻社以下の三前神は、神名式、紀伊國名草郡伊達神社、(名神大)靜火神社(名神大)とみえ、伊達は、同郡伊太祁曾神社(名神大月次相嘗新嘗)同神にて、五十猛命を祀り、志麻は、大屋都比賣神社(名神大月次新嘗)にて、大屋姬命を祀り、靜火は、都麻都比賣神社(名神大月次新嘗)にて、抓津姬命を祀る、伊達は、園部村に、志麻は、中野島村に、靜火は、和田村に鎭座ありて、神代紀に、素盞嗚尊之子曰、五十猛命、妹大屋姬命、次抓津姬命此三神、亦能分布木種、卽奉渡於紀伊國也、また稱五十猛命爲有功之神、卽紀伊國所坐(ニマス)大神是也、とあるが如く、上代にこの三神木神を全國に殖生し給へる神たちにまし、その御父素盞嗚尊は皇孫の治さむ國に浮寶あらずはよからじと詔ひて、船舶を作らしめたりと見ゆれば、此時新羅征討の船を三前の社に奉りて其神靈を祀りしは、いとも〳〵有りがたき皇后の大御心なり、と思ひ奉らるゝわざになん、卽田々命の上に、大字脫たり補ふべし、大田々命の子を神田々命と云ひ、神田々命の子を神背都比古命と云ふ、此神背都比古命は、天賣移乃命の子、富止比女乃命に娶て二子を生り、伊瀨川比古乃命、木西川比古命と云ふ、伊瀨川比古は、伊瀨玉移比古の女□命(名欠)に娶て、伊勢國の船木に住り、木西川比古は、葛城阿佐川麻の伊刀比女の命に娶て、田々根子足尼命を生り、此田々根足尼は、古斯國君と坐す、□命の子、止移奈比女乃命に娶て三子を生り、一は乎川女乃命、二は馬手乃命、三は口次乃命、此三柱は古斯國に住り、(本文國字の下、君等は衍字にて、在は住の誤と思しければ、今は訂してよめり、)(此口次乃命の某命の子某比女命に娶て生る子)(この文決めて脫たるべく覺ゆれば、假に補へり、)牟賀足尼命、この足尼島東乃片加奈比女に娶て生る子五人あり、一を女郎女と云ひ、二を田乃古乃連と云ひ、三を野乃古連と云ひ、四を尾乃連とひひ、五を草古の連と云ふ、その先きに生れし兒女郎女は、神直腹に娶き、次田乃古乃連は、和加倭根古意保比々乃命(開化天皇)の皇子、彥太忍信命の子、葛木の志々見乃與利木田乃忍海部乃刃自(此は上の御封本紀に、葛木高小道忍海刀自とある同人なるべし)に娶て三子を生り、一を古利比女、次を久比

古、次を野乃古連といふ、この野乃古連は、高乃小道奈比女に娶き、扨其田々根足尼の命の時に、大波宮不利相久波利支とあるは、聊か不審れど、此人大祝人を相配りて、神に仕奉らしめたる由と聞ゆ、(不は衍字なり)其は息長帶比女の朝に、大八島國を事定め給ひしその時、住吉大神を齋き奉る大禰宜汙麻比止内、足尼命、又津守遠祖折羽足尼の子手搓足尼命、また船木、遠祖田々足尼命と此三人を相交りて仕奉らしめき、とある是なり、卷向玉木宮大八島知食御世、(垂仁天皇)卷向日代宮大八島知食(この下氣帶長足姫比古の七字は、衍文なればけづるべし)御世にいたるまでの二御世は、意彌那宜氣多の子、意富彌多足尼仕奉りき、是津守宿禰遠祖なり、(この意富彌多足尼は、津守宿命禰遠祖とあるによりて、姓氏錄を考ふるに、攝津神別(天孫)津守宿禰尾張宿禰同祖火明命八世孫大御日足尼之後也といへる日は、田の誤にて、日と田と字体相似たり大御田足尼なれば、大御田即意富彌多同人なること明けし)此時に、船司津司に任け給ひ、又五國の船木連を賜はり(但波國粟國伊勢國針間國周芳國)しより、船津の官を名に負て仕奉りき、又穴戸豐浦宮大八島國所知食足仲比古天皇は、熊襲二國を平け賜ひし皇后氣帶長足比女乃命は筑紫橿日宮天皇と坐て水表彼方國を平け給ひき、此二所天皇御世に、折羽足尼の兒、多毛彌足尼仕奉りき、との事なるべし、(此間の文章錯雜れて諒が

たきを、意をとりてかく讀たるなり、なほよく考へし、)爰に住吉坐大神の前に仕て祭治め來りき、其時より大神の御前を、神の願給ふまゝに息長帶須比女乃命と住吉大神とを船邊に坐奉り、辛國に渡り坐させて、方定進退鎭給ひ、辛島惠我須々已里を召て、即還行幸坐し、(須々已里の事次に云り)筑紫より難波長柄に依坐し時に尼大神の御言以て詔はく、吾は玉野國なる大垂海小垂海等に所拜むと宣ひて、膽駒乃嶺に結行き、即此の人等を仕奉らしめ給はむとして、大御社に奉れる者なり、此者以下の文前後つゝかず辨へがたし、錯亂なるべし、彌麻歸入子之命乃大日々命の御子、志賀御豆垣宮御宇天皇也、此御時天つ社國つ社を定め始め賜ひ、(天津社は伊勢大神、住吉大神なり、)香山の石門を開て、東は日縱、西は日横、男の弓弭の御調、女の手末調を定め賜ひて、初國所知食し天皇也、活目入彦命は、彌麻歸天皇の子、卷向玉木宮大八島國御宇天皇にまします、五十三年以下十三字は、上文の例によるに注文とすべし、須々已里は、古事記(應神段)に、又秦造之祖、漢直之祖、及知醸酒人、名仁番、亦名須々許理等參渡來也、故是須々許理釀大御酒、以獻於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒、而御歌曰、須々許理賀、迦美斯美岐邇、和禮惠比邇祁理、許登那具志惠具志邇、和禮惠比邇祁理、如此之歌幸行時、以御杖打大坂道中之大石、者其石走避、故爾曰堅石避酔人也、とみえし同人なるへし、さて記傳に、此人の

事、書紀にも其餘の古書にも見えず、但姓氏錄、酒部公祭に、云々大鷦鷯天皇御代從韓國參來人兄曾々保利弟曾々保利二人天皇勅、有何才皆有造酒之才、令造御酒、とある曾々保利と、同人の如聞ゆるを、仁德天皇の御世とあるは傳への異なるなるべし、又字鏡に、酣須々保利とあれど、其義詳ならず、又同書に、酗醟也、佐々加利、これも須々許理と音通へども、酗は醉怒也、醟は酒失也、と注したれば此に叶はず、又書紀釋記顯宗卷、旨酒餌香市下に、私記曰、師說高麗人來住餌香市釀旨酒、時人競以高價買飲故云、と云るは、此須々許理が事などを傳へて云るか非じか（已上）とあるを此の文に、辛島惠我須々巳里と云るを思ふに、此人もと辛島惠我を氏の如くにて、名を須々許里と云けむ、又辛島が氏にて、惠我須々許里は名にや、いつれにもあれ、この人河內に住て旨酒を釀りけるが、其氏を呼て惠我の酒とて、もてはやし買人多く集ひしかば、卽市の名にも負せて、餌香市とも云りしにやあらむ、かゝれは餌香の地名も、この人の氏を本にて、名けしものと聞えたり、

一明石郡魚次濱一處

四至東限大久保尻限　南限海棹及際

西限歌見江尻限　北限大路

右自卷向玉木宮大八島國所知食活目天皇橿日宮氣帶長足姬皇后御世、此二御世平伏熊襲幷新羅國訖賜還賜、大神奉鎭於木國藤代嶺、時荒振神令誅服賜、宍背矢射立爲堺、我欲居住所如向大屋渡住於針間國、卽切大藤浮海盟宣賜、斯藤流着處、將鎭祀我宣時、流着此濱浦、故號藤江、自明石川內上神手山下神手山、至子大見小岸爲悉神地奉寄定、其時意彌那宜多命兒大御田足尼津宿禰遠祖奉仕、於是時船司津司初任賜支、又處々船木姓賜支、

○卷向玉木宮大八島國所知食活目（卷向玉木を、穴門豐浦とし、活目を帶仲彥と改めざれは聞えす、）天皇より、橿日宮氣帶長足姬皇后御世と、この二御世に熊襲また新羅を平伏訖て還賜て、大神を木國の藤代の嶺に鎭め奉る時に、荒振神を誅服はしめ給へる宍背（こは顚倒なるべし）矢を射立て界として、我居住まく欲りするが如く大屋渡に向ひて、針間國に住むと、大藤を切て海に浮て、此藤の流れ着む處に、我を鎭め祀れと宣ふ、時に此濱浦（魚次濱）に流れ着きしかば、藤江と號給ひぬ、明石川內上神手山下神手山子大見小岸に至るまでを、悉く神地に寄し定め奉りき、其時意彌那宜多命の子、大御田足尼津宿禰遠祖と仕奉り、こゝに大御田足尼船司津司に始て任賜ひ、また所々船木姓を賜ひきとある船木姓を賜ふとは、その氏人を賜ひて、其長として掌らしめ給ひしなるべし、

一賀胡郡河閇津濱一處

四至東限餘郷　南限海棹及

西限大湖尻　北限大路

右同皇后御世、大神平伏熊襲二國、從新羅國還上賜時、似鹿兒滿海浮漕來、見人皆奇異云、彼何物門似鹿兒物也、近寄來着於筑志崎、見數十餘人有角着鹿皮着衣袴、梶取水手人大神、船漕持來也、故其地號鹿兒濱、皇后奉饗大神以酒鹽入於魚奉賜、時號阿閇濱、奉寄定賜支、其時同奉仕津守宿禰遠祖賜支、皇后合掌誓宣、奉寄吾山河海種々物等、若有妨誤之人者、蒙天地災、遇痛患、絶滅子孫、天下凶乱矣、

○賀胡郡阿閇津は、播磨風土記に、景行天皇の印南別嬢を婚むとし給ふ時、別嬢南毗都麻島に遁れ度りし事を、乃天皇知在於此少島、即欲度致阿閇津供進御食、故號阿閇村とある同處也、東限餘郷とは、和名抄に、同郡餘戸郷これなり、息長帶姫皇后の時、大神新羅より還上り賜ふ時、鹿兒の海に滿ちて、舟浮漕來る如く見ゆるものあり、又皆異しと思ひしに、筑紫崎に近く來着るを見れば、角ある鹿皮を着て、衣服着たる梶取水手が、大神の舟を漕き來れる也、故其處を鹿兒濱と云りとなり、こは應神紀十三年の注文、一曰日向諸縣君牛仕于朝廷、年既老耄又不能仕、仍致仕退於本土、則貢上巳女髮長媛、始至播磨時、天皇幸淡路島而遊獵之、於是天皇西望之數十麋鹿也、泛巨海多來爰左右共視而奇、遣使令察、使者至見皆人也、唯以着角鹿皮爲衣服耳、問曰誰人也、對曰諸縣君牛、是年耆之雖致仕不得忘朝廷、故以己女髮長媛而貢上矣、天皇悅之即喚令從御船、是以時人號其着岸之處曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子、蓋始起于是時也、とある故事に全く同じ、さて皇后には大神を御饗し奉る爲に、酒鹽を魚に加へて奉り給ひしなり、時に其處を阿閇濱と號けて、大神に奉寄奉り、其奉仕の津守宿禰遠祖に、其處を賜ひて、皇后の誓給ひけらくは、寄し奉る吾山河海の種々物等を妨誤る人あらば、天地の神の災を蒙り、痛患にあはむ、子孫も絶え失せて、天下乱れなんと詔給ひしとなり、

一八神男八神女奉供本記

右卷向玉木宮御宇天皇御世、筑紫後國有橿樹長九百七十丈、蹈此木往來、時人歌曰、安佐志毛乃、彌概乃佐遠麼志、魔幣菟木彌、伊和多良秀暮、彌開能佐遠麼志、云々、仍天皇木名問賜、歷木止申、昔立時朝日暉隱杵島山、夕日暉覆阿蘇山奏、時天皇神木宣宜號御木國、八女縣藤山仁水沼縣主猿大海奏言、有女神名曰八神女津媛、常居山中奉齋於大神、由此皇后以八大夫八美女、奉齋自神主支、仍相傳也、又膳夫等遺盞、其忘盞處曰浮羽、今謂的者訛也、筑紫俗盞曰浮羽也、仍手搓宿禰子孫八神男八神女供奉、

○この一段文理つらぬかす、きはめて誤脫あるべし、卷向玉木宮は、卷向日代宮の誤りなり、此より以下は、景行紀の十八年の文なり、さて有二女神一名曰二八女津媛一、常居二山中一の次に、故八女國之名由レ此而起也、八月到二的邑一而進食、是日膳夫等とつゞくべし、筑紫俗の下に號字脫たり、上の居山中の下に、奉レ齋於大神一、由レ此息后以八大夫八美女、奉齋白神主支とみえ、浮羽の次に、仍手搓宿禰子孫八神男八神女供奉は、詳かならねど、彼の八女津媛の祭れる神を、息長皇后の御世に、八大夫八美女を以て祭らしめしか基源にて、手搓足尼の子孫も、今に本社の八神男八神女は、高橋氏文に、是時上總國安房大神乎、御食都神止坐奉天、爲二若湯坐連等一始祖一、意富賀布連之子豐日連乎令二火鑽一天、此乎忌火止爲天、伊波比由麻閇天、供二御食一、幷大八洲國像天、八乎止古八乎止咩定天、神嘗大嘗等仁供奉始支、といふ事みえたるは、大八洲に像りて、八男八女を定めしなり、是八男八女の名のみえし始なるべし、八乎止古八乎止咩とは、男女の弱きほどを云ふ稱なり、弱き男女を八人づゝ定て、神嘗大嘗に仕奉り始たりし由と聞ゆ、風俗歌に、乎止女波和加也乎止女、曾加美乃万須、太加末乃波良太川也々乎止女、こは田舍の神祭の時の歌なり、新撰六帖に、(衣笠内大臣)やをとめのふるてふ鈴のころ〳〵にな、ゝの社は宮居せりとぞ、(信實朝臣)いはひをく御世の始の八をとめに、八百萬世のほどはみえにき、なとみえたり、神事に八乎止女として仕奉れる例ありしとみゆ、又宮内式凡卜二供奉一神事一小齋人一者云々、始自二八男八女一至二御膳一司人等、次々令二參進一云々、先卜二八男八女一已下御膳司人等次諸司人等儀式神令食儀にも、八社男八社女などあり、(高橋氏文考注)

一天平瓮奉本記

右大神昔奉誨皇后詔賜久、我乎波天香个山社中取レ埴造二作天平瓮一八十瓮奉齋祀、又者覬覦之謀時仁毛如此齋祀必服倍奉賜詔、古海人、老父着田蓑笠簑遣醜者土取以斯奉レ齋二祀大神一、此卽爲賀悉利祝古海人等也、斯造二天平瓮一、

○大神、昔皇后に誨して詔給はく、我をば天香山社中の埴を取て、天平瓮の八十平瓮を造りて齋祀奉れ、又兇賊覬覦の謀あらん時にも、(この本文覬覦の上に、兇賊有などの三字脫たるべし、)如比齋祀らば、必す服へなむと詔給ひき、古へ海人老父田蓑笠簑を着て、醜者の貌して土を取り、斯を以て天平瓮を造りて、天神を奉齋りき、此卽爲賀志利祝なり、古への海人也、この次下に、斯造天平瓮の五字は錯簡にて、斯は衍文なれば除きて、上文の斯字の下に加へて見るべし、こゝに海人老父と云るは、神武紀、戊午年九月甲子朔戊辰の條に、天皇陟二彼菟田高倉山之巓一、瞻二望城中一、時國見丘上則有二八十梟帥一云

々、復有兄磯城軍、布滿於磐余邑、（磯此云志）賊虜所據、皆是要害之地、故道路絕塞、無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、（香山此云介遇夜麼）以造天平瓮八十枚、（平瓮此云毗邏介）幷造嚴瓮、而敬祭天神地祇、（嚴瓮此云怡途能伽辭離）天皇祇承夢訓、依以（背）亦爲嚴呪詛、如此則虜自平伏、（嚴呪詛此云怡途能伽辭離）天皇祇承夢訓、依以將行、時弟猾又奏曰、倭國磯城邑、有磯城八十梟帥、又高尾張邑、（或本云葛城邑也）有赤銅八十梟帥、此類皆欲與天皇拒戰、臣竊爲天皇既以夢辭爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜瓮、而祭天社國社之神、然後擊虜則易除也、天皇於懷、乃使椎根津彦著弊衣服及蔑笠爲老人貌、又使弟猾被箕爲老嫗貌、而勑之曰、宜汝二人到天香山潛取其嶺上土而可來旋矣、基業成否當以女爲占、努力愼焉、是時虜兵滿路難以往還、時椎根津彦乃祈之曰、我皇當能定此國者、行路自通如不能者賊必防禦、言訖徑去、時群虜見二人大咲之曰、大醜乎（大醜此云鞅奈朔儞句）老父老嫗、則相與闘道使行、二人得至其山取土來歸、於是天皇甚悅、乃以此埴造作八十平瓮天手抉八十枚（手抉此云多衢餌離）嚴瓮而陟于丹生川上、用祭天神地祇、則於彼菟田川之朝原、譬如水沫而有所咒著也、天皇又因祈之曰、吾今當以八十平瓮無水造餡、餡成則、吾必不假鋒刃之威、坐平天下、乃造餡、餡卽自成、又祈之曰、吾今當以嚴瓮沉于丹生之川、如魚無大小、悉醉而流譬猶被葉之浮流者、（被此云磨紀）吾必能定此國、如其不爾終無所成、乃沉瓮於川、其口向下、頃魚皆浮出、隨水喁喁、時椎根津彦見而奏之、天皇大喜、乃拔取丹生川上五百箇眞坂樹、以祭諸神、自此始有嚴瓮之置也、云々、冬十月癸巳朔、天皇嘗其嚴瓮之粮、勒兵而出、先擊八十梟帥於國見丘、破斬之、とある時の事なるが、海人は卽椎根津彦を云り、其は同紀に、申寅歲冬十月丁巳朔、辛酉、天皇親帥諸皇子、舟帥東征、至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彦、鉤魚於曲浦、聞天神子來、故卽奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰、導之矣、天皇勑授漁人椎檝末、令執而牽納於皇舟、以爲海導者、乃特賜名爲椎根津彦、此卽倭直部始祖也、とある漁人にあたればなり、

（天平古本記曰天照坐是大神陰ニ與五十鈴原ノ之建ニ大宮ノ之初忍ビ興命爲ニ物忌ノ一住ニ宇仁ノ邑ニ一取ニ天ノ香ノ山ノ之埴ヲ一加ニ山ノ之埴ヲ一和ニ比ノ之水ヲ一造ニ作大御食之雜器ヲ一調ニ備柏葉之盛物ヲ一供奉以降于々孫々八十綿綿預ニ職掌ニ一事もこいふ事もみえたり）

奉幣時御歌本記

坂木葉仁、余布止里志豆々、多賀余仁賀、々彌乃美賀保遠、伊波比曾。幣牟、

右御歌奉太幣、輕皇子賜志御歌也、時東一大毆押開扉大神表美麗兒人、取白笏叩閾和歌、宇倍倭佐仁、岐美波志良末世、賀美加岐乃、比佐具在支、吾和魂常厝皇身常磐堅磐奉守、一切衆生望願成就圓滿、故吾萬世住此地矣、

○坂木葉仁、余布止里志豆々、多賀余仁賀、々彌乃美賀保遠、伊波比曾。女幣牟、この歌詞に、

新古今和歌集神歌に、むつまじくは、君はしらなみ瑞籬の、久しきよより、いはひそめて、伊勢物語に、住よとて、行宰のおほんとき、神氣きやうしたまひて、さしろなり、

余仁以下の二ゝの賀字は加なるべし、美賀保遠は、美加女遠にて、伊波比曾の下女の字脫たり、蓋は濁音なれば計となるべきか、右の御歌は、大幣奉る時に、輕皇子の讀賜ひし御歌也、との傳說を記せしものとみゆ、此歌は、拾遺和歌集神樂歌に、さか木葉に、ゆふしてかけて、たが世にも、神のみまへに、いはひそめ劒、とあるに似たり、時に東一大殿の御扉押開けて、大神美麗しき人に表れ給ひて、白笏を取て闕を叩きて和へませる歌、

宇倍麻佐佐仁、岐美波志良末世、賀美加岐乃、比佐志岐余々里、伊波比曾女豆岐、と歌ひて、縱容に交親に具坐きとなり、（具は與の誤なり）此次に、吾和魂云々の三十一字は、錯亂の文とみゆ、此條には由なき事なり、

長門國豐浦郡齋宮

右社氣帶長足皇后祈宮筑前國那珂郡住吉荒魂社三前

右社者擊熊襲二國新羅國時遣唐使將御社祭大宰府例供也幷能護島爲御厨所預從長門國西方九國內別小島皆所領御厨已了志賀社新羅時御船挾抄大唐御社新羅社鎭服社也紀伊國伊都郡丹生川上社（天子刀男意續流住吉大神）

右毒滿九國領不令貢調時文忌寸材滿調伏祈請祭御神社子孫傳爲氏神

一猪加志利乃神二前一名爲婆天利神（元大神居坐爲唐飯所聞食地）

右大神者難波高津宮御宇天皇之御世天皇子波多毗若郎女之御夢奉喩覺耳久吾者住吉大神之御魂曾止號爲婆天利神亦猪加志之神止託給支仍神主津守宿禰令齋祀祝仁處幷御名注顯如右

右大神飛鳥板蓋宮御宇天皇御世始仁夏五月庚午宣賜久爲巡檢吾山止宣賜天卽乘御馬着油笠豆賜兄乃山余利葛城嶺膽駒山馳利利賜豆以午時住吉仁馳還御座豆聞食御飯酒卽阿閇魚次椅鹿山御覽還御座支仍件山在神道也以前神代記、己未年秋七月朔、丙子、注進、大山下右大辨津守連吉祥、以天寶二年壬寅八月廿七日壬辰、定給引勘、奉宛御田三町四段百四十步

凡田二町　忍海二百十步

苑原郡一町三段二百九十步（元名雄伴國）

御封被寄三百四十四戶（但一百戶田一百五町在筑前國）

右御封穴戶豐浦宮御宇天皇幷石寸廼栗宮池邊並槻宮奈良宮等御宇天皇御世被奉寄也

以前御大神顯座神代記引勘己未年七月朔丙子、注進大山下左大辨津守連吉祥、去以大

寶二年八月廿七日壬辰定給本線等依宣旨具勘注所言上如件謹以解

天平三年七月五日神主從八位下津守宿禰島麻呂

遣唐使神主正六位上津守宿禰客人

件神代記肆通之中進官一通社納一通氏納一門一通二門一通後胤各秘藏妄不可傳見努力如前起請了

但家人料也

嶋麻呂
客人
屋主

爲後代驗請判、津守宿禰

郡判依請、

擬大領外正六位下勳十二等津守宿禰知麻呂、擬主帳土師豐繼、

少領外從八位上津守宿禰淨山、

職判依郡判、

從五位下行大進小野朝臣澤守

正六位上行少進葛木氷魚麻呂

正六位下行少屬勳上等物部首

延曆八年八月廿七日

從七位上行少屬堅部使主

津守連吉祥は、齊明紀五年秋七月丙子朔戊寅、遣小錦下坂合部連石布、大仙下津守連吉祥、使於唐國、仍以陸道奥蝦夷男女二人、示唐天子、この本注に、伊吉連博德書曰、同天皇之世、小錦下坂合部石布連、大山下津守吉祥連等二船、奉使吳唐之路、以己未年七月三日發自難波三津之浦、八月十三日行到百濟南畔之島、（島名毋分明）以十四日寅時二船相從放出大海、十五日日入之時、石布連船橫遭逆風漂到南海之島、々名爾加委、仍爲島人所滅、使東漢長直阿利麻、坂合部連稻積等五人盜乘島人之船逃到括州、々縣官人送致洛陽之京、十六日夜半之時、吉祥連船行到越州、會稽縣須（シユガ）岸山、東北風々太急、二十三日行到餘姚縣所乘大船及諸調度之物留着彼所、閏十月一日行到越州之底、十五日乘驛入京、二十九日馳到東京天子、在東京三十日、天子相見問訊之、日本國天皇平安、以不使人謹答、天地合德自得平安、天子問曰、執事卿等好在、以不使人謹答、天皇憐重亦得好在、天子問曰、國內平、不使人謹答、治稱天地、萬民無事、天子問曰、此等蝦夷國在何方、使謹答、國在東北、天子問曰、蝦夷幾種、使人謹答、類有三種、遠者名都加留、次者名麁蝦夷、近者名熟蝦夷、今此熟蝦夷、每歲入貢本國之朝、天子問曰、其國有五穀、使人謹答、無之、食

肉存活、天子問曰、國有屋舍、使人謹答、無之深山之中止住樹本、天子重曰、朕見蝦夷身面之異、極理喜怪、(喜は奇の訛歟)使人遠來、辛苦退在館裏、後更相見、十一月一日朔有冬至之會、々日亦覲、所朝諸蕃之中、倭客最勝後、由出火之亂棄而不復檢、十二月三日韓智興俾人、西漠火麻呂括讒我客、々等獲罪、唐朝已決流罪、前流智興於三千里之外、客中有伊吉連博德奏、因卽免罪、事了之後、勅旨國家、來年必有海東之故、汝等倭客不得東歸、遂置西京、幽置別所、閉戸防禁、不許東西、困苦經年、難波吉士男人書曰、向大唐大使、觸島而覆、副使親覩天子、奉示蝦夷、於是蝦夷以白鹿皮一、弓三、箭八十、獻于天子、この吉祥は此に見えしのみにて他に見あたらねは、更に考ふへきよしなし、其時代を推考ふるに、齊明帝の五年に、三十歳ばかりの人とならむに、大寶二年には、六十五六の人なるへく、また彼五年に、二十五才の人ならば、六十歳ばかりの人なるへし、天平三年の下に、島麻呂、客人、屋立、知麻呂、淨山の五人は、いづれも史にみえす、小野澤守は、續紀延曆七年十一月戊辰、授正六位上小野朝臣澤守從五位下とみえ、八年三月戊午、以從五位下小野朝臣澤守爲攝津亮とあり、物部首も、堅部使主も、此にあたれる人は、未た見あたらす、續紀廿八、(二丁左)堅部使主人主あれと、それにはあらざるへし、後紀、十三の大同元年正月庚午、右京人外從五位下堅部使主廣人、賜姓豐宗宿禰とある、人なるにや、なほよく考ふへし、

丹生大明神告門考證 明治廿五年四月稿

右住吉社神代記考證一卷明治三十一年四月奠都會日脫藁於東京牛莊柵町僑居

栗里主人

寛この告門をめづるがあまり、世に表章せまく思ひて、記し置きつるに、本居豐穎氏より、其父內遠翁のものせる、丹生大明神告門考一卷を遣はして、こは先考宿藩主の命をうけて、紀伊續風土記撰定に預りし時かけるなり、參考せられよとて、見せられたるを、披き見るに、いと〳〵委しき考にて、我考證の及ぶ所にあらす、かれこの考の說をも、こゝに補入して、文をなせりされど余が見解と、翁の主意と、もとより異なり、見る人よく見ば、勿說にあらざる事を知らん、頃日は世に人の說を勦にする鄙劣男兒多かれば、その同じたぐひと、いはれむ事の口惜しさに、一言かくなむ、

此告門は、世にいと珍しき古文辭なるを以て、紀伊國若山の人加納諸平が、其原本のまに寫して、伴信友に贈れるぞ、世に傳播せる始にはあるべき、其は諸平の書狀の奥に、信友の自筆にて、天保三年九月到來、珍重々々、可秘可秘、信友、と書ける時の事なるべく思はるればなり、余この文を寫して後、文義のよみ難きと、地名の詳ならぬをもて、其よ

み難きをよみ、詳ならぬを詳にせまほしく思へり、さる折しも紀伊國名所圖會を得て、いさゝか考へしが、また紀伊國文書纂に、この文あるを見て、文字の異同を比校し、後に紀伊續風土記をよみて、その地名どもを知り得たれば、續風土記により、先哲の說に、愚見をも加へて、かくはものしつるなり、定めて誤謬多からむ、其は有識の示敎を俟ちて改むべし、

丹生大明神は、神名式紀伊國伊都郡丹生都比女神社（名神大月次新嘗）とみえ、續日本紀に、先師說云、丹生都比賣社者、高野天野明神也、とある是にて、神功皇后征韓の時に神威を著し給へる、稚日女尊を祀れる社なりと云へり、此御社は和爾雅、紀伊志略、陽國名勝志、三才圖會等の書によるに、高野の麓天野と云ふ處にあり、天野社といふ、高野鎭守、祭神二座、丹生都姬神北にまし、高野明神南に坐す、また南遊紀事に、天野に至る、是高野山の東麓也、天野に高野山の鎭守神四座並立り、鳥居の額に正一位勳八等丹生大明神と書り、宮作、大也、神職數人あり、束帶して番をつとむ、高野の方へ登る事十町許にして、二つの鳥居あり、是天野社の鳥居なり、一は正一位勳八等丹生大神、二は正一位勳八等高野大神と書り、また名所圖會天野の條に、此地は山巒環合して、別に一區をなし、上下二村に別れ、四所明神の坐すを以て、舊跡等も多し、八町坂より下り明神へ詣し、二つ鳥居へ出る也、一宮正一位勳八等丹生津比賣大神、（一祝惣神主丹生一麿當社の神事を掌る）二宮正一位丹生高野御子大神、（二祝子丹生和見某當社の神事を勤む）三宮氣比大神、（三祝丹羽某當社の神事を勤む）四宮嚴島大神、（四祝子松島某當社の神事を勤む）また二宮高野御子大神は、天野祝の遠祖にして、丹生津比賣大神いまだ此地に鎭坐し給はざりし以前は、天野祝專ら此神に奉仕せしにぞあらん、故に滿山の衆僧、苟も此神を崇敬せざる時は、大に祟を受くと云ふ、神職惣神主丹生一麻呂、（家は社地の東にあり、大別器とて自器にあらざれば飮食せず、旅行にも家僕に器を負するを例とす、日本紀に天野祝とみえ、神代より子孫連綿として希代の舊家なり、當家は高野明神の末裔にして、紀國造豐耳命を以て、中興の祖とす、豐耳命は高御魂命五世孫天道根命の末裔なれば、國造家と親姻篤しとなん、山上山下の鎭守遷宮の時、すべて當家より執行す、家に古文の祝詞、古系譜等を藏む、其文の古雅天下に類するもの多からず、又古文書數百通を藏す、（以上）とある古文の祝詞とは、卽この文なり、

皇大御神は、丹生津姬の神を申せり、銀金花佐支開吉日時は、金銀の出づる賞たき日時

をいふなり、されども上古の詞とは聞えず、注文に春御門秋御門とあるは、古く一年を春秋二に分ちて、冬の事をも秋といへる例なり、この丹生津姫神は本國神名帳曰、正一位勳八等丹生津比咩大神とある是なり、丹生津比咩は、伊弉諾伊弉冉二尊の御兒天照大御神の御妹にして、稚日女尊と申し、神世より本國和歌浦玉津嶋に鎭り坐せり、神功皇后新羅を征伐し給ひし時、此神赤土を以て功勳を顯はし給ひし故、皇后凱還の後、伊都郡丹生の川上管川藤代に鎭め奉れり、そは此御神の居まく欲し給へる處なるにや、是より一神兩所に分れ立ち給ひて、御名も別に稱へ奉れるなり、其由は書紀に、皇后凱還の後、功勳を顯し給へる神等の功勞に報い給ひて、其鎭り坐さんと欲し給へる處に、それ〳〵鎭め奉りし事を書して、稚日女尊誨之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅令祭とあるは、延喜式攝津國八部郡生田神社なり、生田社、當社と勳位も同等なるを見れば、同神にて、荒魂和魂を別ち祀れるにて、住吉の神荒魂和魂を別ちて、長門と攝津と兩所に祭りしと同類ならん、書紀に其偏を洩して載せざれども、下文引く所の播磨風土記に、其洩せる方を書せば、此二書を合せて、此御神の事、備はるといふべし、また一神兩所に分れ立つ事は、事代主神初は阿波國に坐しゝに、後皇后を助けて、功勳を顯はし給へるにより、攝津國長田に鎭め奉る、式に阿波國にては、事代主神社といひ、攝津國

にては、長田神社といふと同例なり、然れども舊一神なるを以て、其間十餘里を隔つといへども、毎年九月十六日、神輿玉津島に遷宮なし奉る、名づけて濱降の神事といふ、又、紀伊國造と天野祝部とは、共に天名草彦の子孫にして、玉津島神は國造の齋き祀れる所、丹生神社は天野祝部の齋き祀る所、神輿遷幸の事も、日前宮の神職と、天野の神職と、共に同く事を執行ひし事、皆異神ならざる證とすべし、此御神皇后を助け給へる事は、釋日本紀所引播磨風土記に、息長帶日女命欲平新羅國下坐之時、禱於衆神、爾時國堅大神之子爾保都比賣命著國造石坂比賣命敎曰、好治奉我前者、我爾出善驗而比々良木八尋柞根底不附國、越賣眉引國、玉甲賀々益國、苦尻有寶白衾新羅國矣、以丹浪而將平伏賜、如此敎賜、於此出賜赤土、其土塗天之逆柞、建神舟之艫舳、又染御丹裳及御軍之著衣、又攪濁海渡賜之時、底潛魚又高飛鳥等不往來不遮前、如是而平伏新羅已訖還上、乃鎭奉其神於紀伊國筒川藤代之峯とあり、此神かく異國降伏功のあるによりて、弘安四年蒙古皇國を侵しゝ時も當社の靈驗殊に著るく、勳功を顯はし給ふ故に、和泉國近木莊を寄附せられし事あり、是かの征韓の故事に遵ひて、御願ありしなり、當社初筒川藤代の峯に鎭まり坐しゝに、夫より處々に遷り給ひ、最後此天野の地に遷り給ひ、永く此地に鎭り坐せり、この筒川は今筒香と書す、藤代峯、上人水呑峠、又石堂峯、或は子

粒ヵ嶽ともいふ、古老傳へて藤代峯ともいひしといふ、其地は上筒香東富貴和州板本三村の界なり、此邊より流れ出づる川を丹生川といふ、西北に流るる事五六里にして紀川に入る、此峯より東の方和州に流るゝ川を、又丹生川といふ、神武紀に丹生川上といふ、是なり、此邊總て赤土を生ずるを以て、丹生の名あり、又上筒香村より、川上東へ登る事三十町許に、天照大神顯れ給ひし舊地といふあり、そは丹生明神の訛傳なるべし、又下筒香村の西川の下に、明神岩といふあり、土人傳へて筒香明神の影向石といふ、是又御鎭坐の時、始めて下り給へる石なるべし、今上筒香村に、丹生四社明神を祀りて、莊中の氏神とす、故に是を筒香明神といふ、

高天原爾神積坐、天石倉押放天石門忍開給比、天乃八重雲乎伊豆乃道別道別給天、豐葦原乃美豆穗乃國爾美豆毛給天止志國郡波佐波爾在止毛、紀伊國伊都郡庵太村乃石口爾天降坐天、大御名乎申波恐之不申波恐支、伊佐奈支伊佐奈美乃命乃御兒、天乃御陰日乃御陰丹生津比咩乃大御神登、大御名乎顯給比天、

高天原爾神積坐云々は、高天原に鎭坐す所の、その天石座天石門を押放ち押開き坐して、八重雲を蹈別けて、降り給ふ由なり、神代卷に、于時高皇產靈尊以眞床追衾覆於皇孫天津彦々火瓊々杵尊使降之、皇孫乃離天磐座、且排分天八重雲稜威之道別々々而、天降於日向髮之高千穗峯矣、とあるを神武紀に、闢天關披雲路駈仙蹕以戾止、とあるが如し、美豆穗は瑞穗なり、美豆毛給は、いかなる語にや、いまだ思得ず、考に云、美豆は瑞なり、毛は穎にて稻の穗を云ふなり、穎の約ギなるを、けに轉じて云なり、瑞穗と云ふに同じ、瑞穗を毛と云事は、毛付毛見立毛など、今もいと多しとあり、さる言なるべし、綏風土紀に、大意皇國を豐年ならしめむといふなりと云へり、佐波留在止毛の佐波は敷なり、奄太村乃石口は紀伊國伊都郡奄太村の石口なり、此神始て天降り給ふ地をいふ、奄太、奄田、通じて書くなり、尙祚の式には石坪とあり、是今の慈尊院村の舊號にて、三谷村酒殿神社の西南の方に當りて、石口の瀧あり、怪巖奇石、古樹喬森、誠に塵外の勝地、神仙遊止の境と謂ふべし、七尋瀧、宮瀧といふ、御手印圖にも、兩殿の名を載給ひ、社記に崇神天皇之御宇まで、此社座、一曰榊山社とあり、然るを崇神天皇の時降臨と云ふは誤なり、古老傳へて大御神の始て天降り給ふ所と云ふ、文曆元年丹生惣神主解狀に、非當社神主、人爭可知此御榊山哉、是爲大明神根本垂迹之地故也云々とあり、今は三谷慈尊院は別村なれども、昔は通はして、奄太村と呼びしなり、又九度山の艮に、安田島といふあり、石口は麓の意なり、大御名云々、考に古言にて賞たし、伊佐奈支伊佐奈美乃命乃御兒は、卽丹生津比咩乃大御神にて、上に云へる稚日女尊にませり、神代卷一書に、稚日女尊坐

于齋服殿而織神之御衣也、舊事紀に、稚日女尊者天照大神之妹也、また天野社傳に、丹生大明神丹生津姫尊者、天照皇大神之御妹稚日女尊也、長承二年十一月太政官符に、(高野山縡)高野山王、此大明神云々、天照大神之御妹也、又嘉禎四年大塔修理願文に、抑鎮守者、丹生之靈祠也、豈非天照大神之同胞乎とみえ、播磨風土記に、國堅大神之子爾保都比賣命とある國堅は、伊邪那岐伊邪那美二柱の命、漂在國を修固給へるによりて、國堅大神と稱し奉れる事著く、爾保都比賣命の丹生津比賣命にて、保と生と音通なる事も明なれば、社傳と合せて稚日女尊同神なる事を證するに足れり、天御蔭日御蔭は、祝詞式遷祟神祭詞に、天之御蔭日之御蔭止仕奉氐とみえ、萬葉集藤原宮役民の歌に、高知るや天之御影、天知や日の御影と云へる、みな御舍の事に云へり、此も御殿を云へるにて、此處に鎭坐の文なきは、御殿を建て鎭坐すべき神、といふべきを、省きて告給へるなるべし、さて此神現身の天降りませるにあらず、御靈の天降まして、着して御名を顯し給へるなり、考に本社の御靈代は御鋺なり、と云へば、下に國加々志とあるも灼焉し、

川上水分乃峯 上坐天、國加加志給比、下坐天、十市乃郡口口 里、忌杖刺給、(品太乃天皇御門代田五百代奉給也)下坐天巨勢丹生 忌杖刺給下坐天、宇知郡布々支丹生 里忌杖刺給比下坐天、伊都郡町梨乃御門代(十四圖一里二坪同二坪同三坪員八段)御田作給天、下坐天、波多倍家多村乃字堀梨云、(十五圖二里二坪二百十六歩、同里五坪二段六十歩)幷天沼田云、(十五圖一里卅二坪、三百十八歩同里卅三坪四段二百七十二歩)御田作給下坐天忌垣豆 里御碓作、其田稻乎大飯大酒作、樂豐明奉仕天、上坐天伊勢津美 里大坐、

川上水分乃峯云々は、奄田村に天降りましてより、所々に遷りて、忌杖刺給ふことを云へり、川上水分乃峯、原本に分を方と作るは誤なれば訂せり、神名式大和國吉野郡吉野水分神社、丹生川上神社とある吉野水分丹生川上と云へる地なるべし、上の筒川の下に云へる事をも、合せ考ふべきなり、○忌杖の忌は、考に齋鉏齋斧の齋に同じく、齋清まはる杖にて、御靈代を捧げ持てる人の杖なり、刺は標さすの刺に同じく、神地の四至を標給へる由なり、殺風土記に、覺和の御手印緣起聞書に、忌杖者御祭已前四方杖立、其內人々居外不出、死人等不入之也云々、此說は齋祀のために、預め汚穢不淨を忌嫌ふ杖なり、聞ならく紀州荒河市場村の界に、忌松と云ふあり、八幡三船の御祭の時は、前日に忌松の所に竹を立つ、其を忌刺竹と云ふ、其竹を立つる限りは、其あたりなる村に、死人あれども、そこに葬り斂ることを得ず、他所へ移して殯斂すとぞ、是は覺和の忌杖を解するに同意なり、土俗の習語も、古き事の殘りて、徵する所あるもの歟、又每年十一月十六日、

天野の祭儀に、長谷宮下(クダリ)と云ふあり、惣神主及社人等大御神を守衛して、先志賀宮に詣り、榊を立て幣を奉り、齋拜、次に長谷の宮に遷(ウツ)りて、又初の如く祀る、考ふるに、是彼兩所は上古忌杖の所なる故、その遺風ありけるならん、又二月十三夜木祭の神事も、御榊を所々に立て、御祭祝詞を勤る式あり、是も忌杖の遺意なるか、載せて博識の考をまつ、〇國加々志は、平田氏の說に、國縣神の事を縣は借字にて炫(カヽ)すなり、其は大御神石屋に幽居坐し、時は、天も國も常闇(トコヤミ)になれるを、彼御鏡を造りて、招出し奉りしかば、天も國も炫き徹(カヾヤ)れる故に、しか云へりとあるが如く、神着の人の御靈代の鏡を捧げて、水分峯に上りけるが、神鏡のをのづから炫きわたるさまを、如此は云へるならん、縁風土記に、國を曜すにて、鏡によれる詞なり、とのみ云へるは、言足らぬに似たり、〇十市乃郡口口は、大和高市郡に入谷(イラ)村あり、其地十市郡に近し、疑らくは古十市郡に屬し、此神の忌杖刺給へる地ならん、然らば三代實錄元慶二年大和國無位大爾保神授從五位下とある仁保神は、爾保都姫にて、入谷の入は丹生なり、其地に坐し、時寄奉れる御門代なれば、其處に品太天皇云々と、記せるものなるべし、〇御門代は、ミトシロにて、神田の義なり、神田を神功紀に、古くより美登之呂(ミトシロ)とよみ、縁紀天平廿一年紀四月の詔に、諸神多知(タチ)御戸代奉利(マツリ)とみゆ、之によりて、トシロは神戸にて、稻を奉るは民戸なれば、やがて神田を

も御戸といひ、代は實の意もて、そへ云へるにやとも、又戸代は歳代の借字かとも、又御年代の意にて、年は稻なり、其御稻を佃る地にて、苗代の代と同じなども云ひて、いづれ宜しとも、決め難けれど、日本紀私記に神田を、美止志呂(ミトシロ)とみえたるによりて思ふに、美は、發稱、止志呂は年代にて、年穀を佃くる田地の謂なるべし、考にみとは御門の意にて、神殿の御門を云より出て、卽神宮の事をもいへるなるべし、代は田數を計るの名なりされば神宮田の意なり、又人家に近き田を、門田と云ふ如く、神の御門田の意より出でたるなるべしと云へり、〇五百代の代は、シロと訓みて、上古田地の廣狹を度る稱なり、播磨風土記、安相里、云々、品太天皇從但馬巡行之時、云々國造豐忍別命被義名、爾時但馬國造阿胡尼命申給、依此赦免、卽奉鹽代鹽田廿。千。代。新撰姓氏錄に、輕我孫、云々、成務天皇御代、賜輕地三。十。代。地、法王帝說に、小治田天皇云々、布施聖王播磨國揖保郡佐勢地五。十。萬。代。采女竹良鄕の碑銘に、形浦山地四。千。代。云々、己丑年十二月二十五日、(この己丑は持統天皇の三年にあたれり、)萬葉集八、大伴坂上郎女が歌に、然不有(シカトアラス)五百代小田乎苅亂云々、などなほあれど省きつ、政事要略に、勘田租束積事、右被右辨官宣偁、慶雲三年九月廿日格曰、取令前束擬令內、把令條段租、其實猶益、宜田一町十五束令輸者、未知令前束令內、把格爭各其積幾損益之數、何而可會、又令與熟後熟前者、檢舊說、令前、租法、熟田五十代

租稻一束五把以大方六尺爲步、々内得米一舛、(此大升也)二百五十步爲五十代、慶雲三年格曰、准令以大方五尺爲步、々内得米一舛、(此升稱減大升)三百六十步爲段者、今按五十代與令段步積一同、即所得米其數亦同、然則段内得米三百六十升、實此大二百五十升也、因步多少積增減、是以准量、令前束與令内把非无增減、計算其積、令内十四把三分之二、當令前一束、稱量一同、其令有新古、惟格新之前古之後也、弘仁十三年十一月五日明法博士額田國造今足、とあるによりて、其步積を推すに、和銅以後の制(和銅大尺即唐大尺の方六尺步にて、曲尺の方五尺八寸六分八厘なり)にては、一代は七步二分、(上古五步なり)十代は七十二步、(上古の五十步なり)五百代は一段、(三百六十步にて上古の二百五十步なり)五十代は一段、(三百六十步にて上古の二百五十步なり)百代は二段、五百代は一町なり、(即三千六百步にて上古の二千五百步なり)と云へり、〇巨勢丹生は、大和志に、高市郡巨勢方廢、越村存と記し、同郡内丹生谷と云ふこれならん、宇和郡布々支丹生は、大和の宇和郡に布々支村なし、紀の伊都郡に富貴村あり、意ふに此村昔は宇和郡に屬せしならん、但宇知郡丹原村に、丹生川の神社あり、丹原生子の二村共に祭ると云ふ、伊都郡町梨は今詳ならず、疑らくは入鄕村なるべし、此村紀川の南涯にありて、高野寺領慈尊院九度山南村の間にはさまる、村名古は丹生鄕と書けりと云傳ふ、慈尊院の丹生明神の氏下の本村なれば、丹生鄕と云ふなるべし、村

の西に御座石あり、地中に埋れたり、傳へ云ふ、古丹生明神、弘法大師、佛師能光と、此石に腰をかけて、休み給ひし所といふ、按ずるに、丹生明神處々へ御還座の時の故事に、大師佛師の事を附會せしにて、こは告門に町梨の御門代とある地ならん、高野山に藏むる永承中の官符に、長柄村の内に、拾肆圖二里肆坪二段と云ふことみえたれば、此上の里なり、(町梨十四圖一里一坪なり)〇注に十四圖一里一坪、同二坪、同三坪、員八段とある十四圖は、十四條と云ふに同じ、一里は方六町の地をいふ、一里の内にて一二三の三坪にて、神田合せて員八段あるを云ふ也、此圖といふ事は、他の古書にいまだ見當らぬを、本居氏(内遠)の條里考に條里の坪の外に、又田數を量る名目に、圖といふがあり、圖はまづ丹生告門に、十四圖一里一坪、又十五圖二里四坪二百十六步、又十五圖一里卅二坪三百十八步、又廿四圖一里七坪一町とみえ、又永承四年官符に、長杜村(杜は柄の誤なり)見作田拾陸町壹段貳佰捌拾步、とある小譯に、拾參圖參里拾坪伍段、同圖肆里陸坪貳段云々、又拾肆圖貳里肆坪參段、又大野村見作田云々の小譯に、拾伍圖參里など見えたる圖なり、條里の事は、古文書に多く見えたれど、圖といふ名目をさ〳〵見あたらず、今按圖は條と同じく、縱の六筋といふ名なるべし、さるは今京都の條々の間に、小割の町筋あるを圖子(ヅシ)といふ、圖は大筋の意、子は其小割をいふ意と聞ゆれば、その大筋は即條に

あたれり、又俗に正圖に當つて見ゆる、圖がちがふなどの圖、又此ズントウある山などいふは、圖通りといふを、訛れるなるべければ、最も條を云ふ意の圖ならば、何條めの圖にあたるといふ事を、條を省きて圖と云へりともすべし、抑里の上に、冠らすべき名目は條なるに、上の文中には、條といはずして圖といひ、他の古文書には、條といひて、圖といはざるにても、圖里と云ふも、條里と云ふも、同じ意なる事を知るべし、然れども條里を記すべき制なるを、私に圖といふべしともおぼえず、按に圖は一條づゝの里を長くつらねて、書うつせる一卷の地圖を圖と云ひ、一條は一圖、二條二圖にて、其條の圖といふ意にて、いひしより轉じて、土地の條をも、圖といふ國も有りて、官にもさる稱有りしなるべし、(以上)といへるは珍らしき考なり、尙博く古文書どもを搜り索めなば、この圖といふ名稱の知らるべき由もありぬべし、〇波多倍家多村は、續風土記に今の大野村の邊なるべし、又天沼田も、堪梨里に接して、大野村領なるべし、今詳ならず、忌垣內は齋垣內の義にして、齋は齋服屋齋部などの齋に同じく、齋愼む由なり、今那賀郡細野庄に垣內村あり、村中丹生社あれば、忌垣內は垣內村なるべし、〇御碓作其田稻乎大飯大酒作は、延曆大神宮儀式帳、禰宜內人物忌等職掌の條に、禰宜云々、宮內雜行事、管職掌諸內人物忌等乎率弖、明衣冠着弖、木綿多須岐懸弖、度會郡司乃佃奉禮留御田稻乎、物忌乃、子等仁令春炊奉弖、志摩國神戶百姓乃進雜御贄乎、三節乃祭朝夕御饌供奉、また淸酒作物忌云々、職掌陶內人作進瑾三口仁碓舂、白御酒備儲供奉、また土師器作物忌云々、御碓卌二口、御枳根卌二口とあるにて、其さまを思ふべし」大飯は常陸風土記行方郡當麻鄕の條に、大生里古老曰、倭武天皇坐相鹿丘前宮、此時膳炊屋舍搆立浦濱、編艀作橋、通御在所、取大炊之義、名大生之村、とあるにて、大飯は大炊の義なることを知り、また和名抄に大炊の唱を、於保爲とあれど、實はオホヒなるべき事も知らるれば、職名の大炊は、かならず大飯なる事を辨ふべし、樂豐明は三字にてトヨノアカリと訓むべし、豐明は記傳(三十二卷五十七丁)に、古事記坐大嘗而爲豐明之時とも、豐樂とも書き、万葉に豐宴とも、書紀には宴また讌、宴樂、宴會、宴饗、肆宴、などあるをよめり、豐は例の稱辭、明はもと大御酒を食、大御顏色の赤らみ坐を申せる言なり、とあるが如し、此も御田に作れる稻を舂きて、大飯大酒に作りて、其の御酒御食に、赤丹穗に赤らびませる由なり、」伊勢津美、此地詳ならず、

上坐天巨佐布所爾忌杖刺給比、下坐天小都知之峰爾太坐、上坐天天野原忌杖刺給比、下坐天長谷原爾忌杖刺給比、下坐天神野麻國爾忌杖刺給下坐天那賀郡松門所爾太坐、下坐天

安梨諦夏瀬丹生忌杖刺給比、下坐天日高郡江川丹生忌杖刺給比、返坐天、那賀郡赤穗山乃布氣云所留大坐天（品田、天皇奉給物、淡路國三腹郡白犬一伴、紀伊國大黒小黒一伴、此犬口代赤穗、村布氣田千代美野國乃三津柏又濱木綿奉給）遷幸天名手村丹生尾乃所圍夜殿大坐、（品田、天皇依奉給御門代口道餘梨千代奉給也）遷幸天伊都郡佐夜久宮留大坐、然而則澁田村乃御門代御田（廿四圃一里七坪一町八坪一町、九坪六段、四坪三段、五坪三段、六坪二段、）作給天、神賀奈淵所留樂豊明奉仕給也、則天野原留上坐皇御孫乃命乃字閇湛乃任留、於土乎波下留堀返、下土乎波於堀返、大宮柱太知立奉給比、高天乃原留知木高知奉、朝日奈須耀宮、夕日奈須光留宮留、世長杵留常世乃宮留靜坐止申、

巨佐布は伊都郡古佐布村の下に、降臨の地とて、底なき沼田あり、今に至るまで不淨の糞を禁す、其側に明神の的場と云ふ所あり、小都知乃峯は、天野神祠の後に此名あり、俗に小粒が峯といふ、正保の圖にウツケカ峯と注せり、天野原は今の宮地なり、長谷原は那賀郡長谷莊總て五箇村あり、伊都那賀兩郡に亘り、其屬邑當郡に在るもの三箇村、伊都にある者新城中二箇村なり、二村を上庄、三村を下庄と云ふ、寛喜建長の文書に、長谷鄕とあり、宮村に丹生高野兩大明神あり、莊中五箇の氏神あり、長谷原留忌杖刺給比と、あるは、卽此社なり、神野麻國は、共に那賀郡の庄名なり、眞國庄宮村に高野明神あり、是忌杖刺給へる所なるべし、那珂郡松門は猿河庄田村の艮一里餘、友淵庄界の山上猿河谷村の內に、小名松戸と云ふあり、安梨諦夏瀬丹生、この安梨諦は、郡名の安諦なるを、後人の梨の字を、副へたるなるべし、持統紀三年八月甲申、紀伊國阿提郡、續紀大寶三年五月紀伊國阿提、飯高、牟婁三郡、天平三年五月、阿氐郡などもみえ、後紀大同元年七月戊戌、改紀伊國安諦郡、爲在田郡、以詞涉天皇諱也、とある在田の字によりて、安梨諦とせしものなるべし、夏瀬は在田郡田殿庄出村の小名烏居戶の中、白山の麓に、丹生明神の森あり、今猶夏瀬の森といふ、其東に丹生村あり、東南に丹生圖村あり、日高郡江川丹生は、日高郡川上庄に、下江川上江川の二村あり、村中に川あり、卽江川といふ、其源眞妻山の麓の尾續を、切目庄松原村に、眞妻明神の社ありて、土人丹生の眞妻明神といふ、是江川の丹生社なるべし、今松原村の隣村に丹生村あり、那賀郡赤穗山布氣は、那賀郡田中庄に赤尾村あり、赤尾村より東南四町許に、長田庄上田井村あり、上田井村の東六七町許に深田村あり、是古名の遺れるなり、深田村の坤四町島村領に風森大明神、社あり、若一王子丹生明神等を祀れり、是大坐し地なるべし、注に品田天皇奉給物淡路國三腹郡は、和名鈔、淡路國三原郡、（美波良）また應神紀二十二年、淡路御原之海人、古事記（應神段）に、阿波知能三腹郎女とみえ、紀伊國大黒小黒一伴は、丹生氏系に、三野國在別牟毛津止云人

乃兒犬黑比止云者、彼御犬二伴率引、弓矢手取持云々、とあるに當れり、さて三腹は、此御世に屢狩し給へる地なり、此事、詳に日本紀に見えたり、白犬一伴は、行宮の邊に、飼置給へる田犬一伴なり、大黑小黑は、その犬の名を云へりと聞ゆ、古に犬の名ありしことは、垂仁紀八十七年の條に、昔丹波國桑田村有人、名曰甕襲、々々家有犬、名曰足往、とあるは、犬の名の物に見えし始なるべし、また播磨風土記託賀郡條に、品太天皇、獵犬名麻奈志漏と、此なる大黑小黑とある是なり、かゝれば犬に名をつけて、喚びたるものなる事著し、獵犬には殊に名ありて、其を呼びて、猪鹿を追はせたるものにもあるべし、」美野國は、續風土記に備前國御野郡なりと云へり、されど三野國在別牟毛津とあるを思ふに、姓氏錄に、牟義公、景行天皇々子大碓命之後也、景行紀に、大碓皇子の事を、因此遂封美濃、仍如封地、是身毛津君、守君、二族之始祖也、古事記（景行段）に、大碓命亦娶弟比賣生子押黑弟日子王、此者牟宜都君等之祖也、とみえ、景行紀に美濃國有善射者、曰弟彥公、とあるに、丹生氏系の弓矢手取持と云へる、かた〳〵由ありて聞ゆれば、もしくは美濃の牟宜都君にて、犬黑比は押黑弟日子王にはあらじか、とさへ思はるゝなり、（もし然らば、犬は大の訛にて、大黑比、卽押黑と云ふに近し、）たとへ同人にあらずとも、美野は美濃國なるべし、」加納諸平云、伊都郡澁田村の東南二十餘町皮張村に、皮張明神社あり、山中にて山路尤嶮峻なれど、社殿備れり、皮張石、社地の側なる山上にあり、長一丈許、石面平にして削れるが如し、面に犬の足跡あり、相傳ふ狩場明神々供の猪鹿の皮を張れり、故に號くとぞ、（寛云、村名の皮張は、狩場なるを、明神の名を避けて、皮張と云へるより、皮を張る由の傳說もある事とみゆ、）皮張明神又狩場明神と稱て、其先景行天皇の皇子大碓命より出て、美濃國牟義公の後裔なり、應神天皇の御宇、勅ありて備前國御野郡より本國に來り、此地に居住して、數世麋鹿を獵して、丹生明神に供ふるを職とす、明神の世に當りて、田獵の途中弘法大師に逢て、高野山の地に導引す、其後弘仁五年五月日病に罹りて死す、皮張の百合野に葬る、大師を導きし功によりて、沒後神と祀らると云ふ、（寛云、應神の朝の人、いかでか弘仁まで、長らふる事あらん、然るを云々の故によりて、後に神となるなど云へるは、空海の事を神異にせんとする、例の僧徒の謾言也、）其皮張と云ひ、狩場と云ふ、皆田獵によれる名なり、また立石と云ふ奇石、宮村溪流の中央にあり、昔狩場明神々供の爲に、此に獵す、其時大猪出て、明神を目がけて走り來る、明神此立石の上に登りて、其勢を避け、遂に猪を射留たりと云傳ふ、是に因りて犬飼谷と云ふ谷もあり、祝詞石、路傍にあり、天野惣神主、此石上にて立石に向ひて、祝詞を唱ふ、とみえたり、下に載する今昔物語と合せ考ふべし、」〇三津柏又濱木綿は、丹生氏系に、美乃國美津乃加

志波、波麻由布飯盛器止寄給支とあり、三角柏の事は、夫木抄に、鴨長明みわそゝぐみつの柏のしたり葉の、長々し世をいはひ來にけり、左注に、伊勢記云、この國にみつの柏といふものあり、小侍從か歌に、神風やみつの柏に問ふことの沈むにうくは涙なりけり、とよめり、これにて占ふことあるにや、年ごろおぼつかなくおもふことを、此たび人々に尋ぬれば、え聞およばぬよしをのみいふ、いかなることにか、この柏輔親卿集に、御裳濯川の岸に生る、とよみ侍れば、そのわたりにあるかとて尋ぬれば、昔やありけむ、今の世には志摩國の内に、どぐの嶋といふ處にあり、木のうへにかつらのやうにて生ひたるを、のぼりてきりおろす時、平に伏して落ちたるをば取らず、竪ざまに落ちたるばかりを取る、その落ちやうにて、卜問ふ事のあり、とかや、云傳へたる、これは神宮四度の御祭の時、かならず入る物なり、御前の御遊はて、四の御門の腋に、どぐらのことをいふおほみわを設け、社のつかさ、この三角柏を、各一葉づゝ持てよれば、そのうへに此みわをそゝぐ、ことさら是を腰にさして出づるなり、長柏ともいふにや、寂阿法師百首の歌の中に、思ふことどぐの御島の長柏、ながくぞ頼むひろきめぐみを、と云へり、かやうにきけど、いまだそのすがたをば見ず、この日或人のもとより贈れり、柏のやうにて廣さ三四寸長さ三尺ばかり、まことに常の木草の葉には似ず、云々、とあるもの是也、濱木綿は萬葉四に、三熊野之浦乃濱木綿百重成、心者雖思直不相鴨、とある略解に、濱ゆふは今濱おもとゝいふ、其莖の皮幾重もかさなりて、七月花咲り、花の形、木綿の如く白く垂るれば、しかいふならん、其皮のかさなれるをもて、百へに重れる如くと、いはん序に設たり、萬葉類林に、暖氣に應じ生るにや、近年植て弄べども、生ひ不繼絶るなり、二種あり、小さきは、花幣に帛切かけたるやうに與あるもの也、大なるは、花形蘆の如くにて、莖なども丈夫にて、すべて卿だちふつゝか也、葉おもとに似て長く、身木は芭蕉のやうに、いくへも白き薄皮にてつゝめり、今は草花弄ぶ人多く、かやうの物世に目なれたり、今も紀伊國の濱邊に多して、他に聞及ばずと云へり、さて此二種の葉を飯盛器としつる由也、名平村は、今那賀郡の庄名となる、名平莊より名平川を隔てゝ、西の方に、上丹生下丹生谷の二村あり、古は名平村の中なりしなるべし、今上村の西に、丹生明神の神社あり、是夜殿建給へる地なるべし、夜殿は、和名抄、寢殿、(和名禰夜)方言腰云、(與止乃)寢室也、とあるやとう殿也、注文の口道除梨よみがたし、脫誤ありとみゆ、伊都郡佐夜久乃宮は、佐夜は地名にて、久乃宮はヒサノミヤとよむべし、伊都郡佐野村あり、久乃宮は、萬代宮常世宮と云ふに同じく美稱なり、然而則の三字この祝詞には似つかぬなれど、シカシテ則などよみてあるべし、澁田村は、今伊都郡志富田庄ありて、西志富田東志富田の二村あり、

古文書に、澁田と書す、神賀奈淵は、志富田村の邊紀川の淵の名なるべし、」天野原は已にみゆ、皇御孫命は天皇を稱し奉れるなり、字閇湛乃任爾六字、考ふべからず、」○於土乎波下爾堀返、下土乎波於堀返と云へるは、唯土を堀穿つ事と、心得むは事もなけれど、こは必上古土功をするに、土を築堅むる一法なるべく思ゆ、其は熊澤了介が堤を築く事を言へる說に、堤を築くには、鍬取の者、持ちたる土をくだきならし、石竹木茅の株までもはねのけ、是を取除る役人あり、何にても土に雜るものあれば、よわみになる故なり、さてならしたる上へ、又土をもたする時、東の土は西へもたせ、西の土は東へもたせてよし、役人は一倍多く入れども、堤を自然と山の如く、堅固にせんとなり、と云へるを思ふべし、了介は堤を築くに、尤術を得たりときく、或は神聖の遺法を、傳へしにもやあらん、」朝日奈須夕日奈須の奈須は如くにて、宮を稱ふる發語なり、世長杵爾は、世乃長閇爾の誤にはあらざるか、續風土記に、當世乃宮に對したれば、世長の杜の意にて、神地を稱ふる詞なるべし、杵は木根にして木の生立る神地をいふなり、常世宮も又稱へたる詞なりと云へり、

皇御孫乃、大御神爾依奉給大御門代、大飯大酒黑黃千取、白黃千取、御贄千稻、引並天奉止申須、所奉仕大飯大酒者、伏香不爲、取咋見不爲、淸淨奉仕止申須、皇御孫命乃依奉給大飯止、田長御世爾濟奉仕支、馬爪至限、鹽未至限、天雲乃可皿立限、依奉給也、」遠國乎波千尋田久繩乎以弖、懸依給比、荒國乎波大御佩以天平給比、白雲乃退居、靑雲乃棚引限、物代乎依奉給也、」曳立者天止等久、打積者、國止等久、谷古久乃佐度限、物代乎依奉給止申須、

大御門代は、大和國十市郡に坐しゝ時より以下、依せ給へる御門代を云ふ、」大飯大酒は忌垣豆爾御碓作、其田稻乎大飯大酒爾作、とある大飯大酒にて、殊に潔齋して造れるを、後までも奉れるなるべし、」黑黃千取、白黃千取は、黑酒千樽、白酒千樽と云ふに同じ、黑白は濁酒と淸酒となり、取は罇の轉語にて樽なり、古事記に少女の罇をとれる事を、本陀理登良須母と云へり、本陀理は、秀罇の義なり、」御贄は日本紀私記に、苞苴を於保邇倍、神武紀に苞苴を珥倍ともよめる如く、新饗の約りたるにて、新物を神にも人にも饗へ、みづからも食ふより出でたり、さて朝廷に貢るを、大爾閇とも、贄とも云へれば、神に獻るも同じ、」千稻は祈年祭詞に、千穎八百穎、廣瀨大忌祭詞に、千稻八千稻、また龍田風神祭詞に汁爾母、八百稻千稻爾引居置氐、とある是なり、さて所々の御戶代より獻る千穎八百穎、千稻八百稻は、云ふまでもなく、彼大黑小黑等の田犬もて、獵せし獸をも、御贄に供ふる由なり、」引並は、引居置などの引とも思はるれど、列の誤にて列並天なるべし、」伏香は伏して其香を嗅ぐ事を云ひ、取咋は手にて取食む事を云へり、さる事をばせず、いたく

忌愼む由なり、」皇御孫命乃依奉給大飯止とある止は、とての意にて、天皇の寄給へる大飯とて、最尊びてなり、」○田長の田は發語にて、假りて書る文字なり、」馬爪云々は、祈年祭詞の辭別に、伊勢爾坐天照太御神能太前爾白久、皇神能見霽志坐、四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限、青海原者棹柁不干、舟艫能至留極、大海原爾舟滿都々氣天、自陸往道者、荷緒縛堅氐、磐根木根履佐久彌氐、馬爪至留限、長道無間久立都々氣氐、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打掛氐、引寄如事、皇太御神能寄奉波、荷前者皇太御神能大前爾、如横山打積置氐、殘乎波平聞看、とある意ばへに、大かた似たり、鹽末は六月々次祭詞に、谷蟆能狹度極、鹽沫乃留限利、とあれば、末は沫の誤なるべし、また天雲乃可皿立限も、同詞に天乃壁立極、國乃退立限、とあるに引合せて、可皿は壁の義なれば、壁立もカベタツと訓むべき事を知るべし、千尋田久繩の久を之に、棚を枯に作れるは誤著ければ改めつ、物代は種々の御贄とすべき供物の品を云へり、谷古久は谷蟆と聞ゆ、古久とも久久とも通ふ語なるべし、（以上は上代の祝詞なり、品田天皇以下は、後世に書きそへしものと見ゆ、

品田天皇依奉給神堺（東至丹生川、西至星川幷神勾、南至阿諦河南横峯、北至吉野河）一天日次命、太神封戸二戸依奉也、一水海宮、淨御原宮、二御宇天皇、並封戸二戸依奉也、一平城朝

廷大八嶋國所知食倭根子阿倍天皇、封戸二戸幷大御衣等依奉也、又平城朝廷大八嶋國所知食倭根子白龜天皇奉賜大御弓御佩等奉給也、又平城朝廷大八嶋國所知食倭根子布太天皇奉給大御宮作料物依奉給也、次朝廷大八嶋國所知食倭根子神野天皇、勳八等大御位奉給也、又代代天天皇奉賜五大位、相次四大位、相次三御位、幷加階奉賜也、又皇天皇奉賜佛舍利入玉臺、大御佩大御弓桙箭、幷幣帛明妙照妙海山物者鰭狹物鰭廣物、如横山打積、大酒者瓶於高知廻腹滿濟汁爾毛穎爾毛儲備所奉乎、平久聞食賜天、皇天皇乃大寶御坐月日止共平久、文武百官諸國乃國宰等國造七郡及至于品部神民百姓、百壽全保、福壽豐稔、守助給邊止、恐恐毛申志賜止申壽、

神堺、東至云々、西至云々、丹生川は今高野寺領富貴莊箇香莊に接したる大和國十市郡の丹生川なり、星川は、伊都郡四村莊の村名に殘れり、神勾、今那賀郡神野川曲りて、天野川の下流に落合ふ處なるべし、阿諦川は在田川なり、茲にいへるは在田川の上流、今の花園莊五里か谷なるべし、横峰は花園莊の南の峯にして、東の方は大和の國と界し、西の方は在田郡と界す、吉野川は、卽紀川をいふなり、○此四至につきて、空海が謀計の巧によりて世の人のしらず〳〵、思ひまどへるゆゑよしを、いさゝか云ふべし、古本今昔物語卷十一、弘法大師始建高野山語に今昔弘法大師、眞言敎諸の所に弘め置給て、年漸

く老に臨給ふ程に、數の弟子に、皆所々の寺々を讓給て後、我が唐にして擲げし所の三鈷、落たらん所を尋むと思ひて、弘仁七年と云年の六月に、王城を出て尋ぬるに、大和國宇智の郡に至て、一人の獵人に會ぬ、其形面赤くして長八尺許也、青き色の小袖を着せり、骨高く筋太し、弓箭を以て身に帶せり、大小二の黑き犬を具せり、即此人大師を見て過通るが云く、何その聖人の行き給ふぞと、大師宣はく、我唐にして三鈷を擲て、禪定の靈穴に落よと誓ひき、今其所を求め行也と、獵者云く、我は是南山の犬飼也、我が其所を知れり、速に可奉と云て、犬を放て令走之間、犬失ぬ、大師夫より紀伊の國の堺大河の邊に宿しぬ、此に一人の山人に會ぬ、大師此事を問給ふに、此より南に平原澤有り、是其所也、明日朝に山人大師を相具して行く間、密に語て云く、我此山の王也、速に此領地可奉と、山の中に百町計入ぬ、山の中は正しく鉢を臥たる如くにて、廻に峰は立登れり、槍の云む方なく大なる竹の樣にて生並たり、其中に一の槍の中に、大なる竹胯あり、此三鈷被打立たり、是を見るに、喜び悲ぶ事无限し、是禪定の靈崛也と知ぬ、此山人は誰人ぞと問給へば、丹生明神となむ申す、今の天野の宮是也、犬飼をば高野の明神となむ申すと云て失ぬ、大師返給て云々、其中に高さ十六丈の大塔を造て、丈六の五佛を安置して、御願として名づけて、金剛峰寺とす云々、などあるは、空海が神教に託て、即金剛峰寺を建つる張本としつる由を云へるものなり、また高野大師遺言（承和二年三月十五日に記せるものなり）に云く、弘仁七年、表請紀伊國南山、殊爲入定處、作一兩草菴、去高雄舊居、移入南山、嶮峰絕遙、遠阻人氣、吾居住時頻在明神、衛護、常語門人、吾性猥山水、疎人事、亦是浮雲之類、追年待終焉、此窟東、太上皇帝有勅下、安宿中務供養、餘月還更居高雄、天長皇帝即位任少僧都、再三奏辭不免、在公雖云萬事无遑、春秋之間、必一往看彼山裏、路邊有女神、名曰丹生津姬命、其社廻有十許町澤、若人到着、即時傷害、方吾上登日、託巫祝曰、妾在神道、望威福久也、方今菩薩到此山、妾之幸也、弟子昔現人之時、食國皇帝給家地、以萬許町、南限南海、北限日本河、東限大日本國、西限熊神山谷也、冀獻永世、表仰信情云々、如今件地中所有見開田三許町、名常荘是也、といへるも、神教に言託て、丹生津姬の神地を領せん爲の奸計なるが、其四至などは、告門にみえたる神堺をも、豫て心に認置きて、かゝる說を構へたりしものなるべし、故帝王編年記にも、弘仁七年弘法大師入高野占入定處云々、或曰、則得丹生明神之讓號、管領當山、兼點金剛峰寺之跡云々とあり、この或曰は、實に彼が奸計を看破りて、云へるものと聞えて、いとめでたし、猶いはゞ足水家所藏文書のうちに、弘仁七年七月八日太政官符を載せて云く、空地壹處、在伊都郡以南山中、曰高野、四至、四方、高山、右得僧綱牒偁、十禪師空海牒云（中略）准禪經說、件地尤宜修禪、今思上奉爲國家、下

爲諸修行者、蒙夷荒薮、建立修禪一院、經中有戒、山河池水、悉是國主有也、若比丘受用他、不與而取、名爲賊住、況復許物、卽犯盜罪者、加以法之與廢、悉繫天心、若大若小、不敢自由、望請蒙賜彼地、早答國恩者、

右大臣宣、奉勅依請云々、とある次に、吾上登日、丹生津姫命及御子所附屬山地四至、東限大日本國、南限海、西限應神山谷、北限日本河、事情注進告文、譽田天皇、定界四至、東限丹生川上、南限當河南橫峰、西限神勾星川、北限吉野川、具注丹生氏天平十二年籍文、幷祝詞相傳、祭文、官符所載四方高山、東高山摩尼峯、（大日本國、今大和國名也、紀伊國堺山也、謂丹生川々上是也、）南高山當河南長峰、（謂阿手河、南橫峯也、）西高山應神山、（謂神野山神勾、谷及生石峯是也、）北高山字田峰、（謂丹生北吉野川南峯是也、又謂槇尾、）云々とあるを思ふに、此文書は、空海の存在し時より、なほ未程遠からぬ頃、高野山の四至を圖し、これに弘仁の官符、承和の上表、また遺告をも書加へて、後證にしつる事のありしが、存り傳はりしものなるべし、さて上件の文どもに因て、空海が底意を推考ふるに、まづ應神天皇の御世に、定め奉れる神地の四至を、既くも我有にせむと思ひながらも、經中有戒、山河地水、悉是國王有也云々、と表を飾り、陰には丹生津姫神宣ありと云ふ事を以てせしかば、世の人々も、おのづから其謀におちいりて、朝廷よりも其請を聽され、衆て巧みしの如くなれりと思ふ時に至りては、吾居住時、頻有明神術護、卽限山四至、永獻三寶、表

仰信情、と云ふ說を構へて、自ら神言ありしさまに聞ゆべく旁脈しく文章なし、其遺告文には、親く神言を受けて、應神天皇の定め給へる神地を賜はりし由に構造りて、卽神地を以て佛地とせしつるより、世俗みな金剛峰寺ある事を知りて、丹生都比賣神社のまず事を、知る者なきまでにいたれるは、いと歎はしき事ならずや、○天日次命とある、天日次は、天日嗣にて、代代の天皇を稱し奉れば、何の天皇ともわきがたし、應神天皇に續ぎたれば、仁德天皇を指し奉れるにや、と云ふ說もあれど、決めがたき事なり、恐らく二戸の二字は衍にて、世々の天皇の奉れる封戸と書出したる文なるを、次に二戸依奉とあるによりて、誤り寫したるものなるべし、水海宮は、淡海宮にて、淡海は近江なれば、天智天皇の都の地を云ひ、淨御原は天武天皇の都の地なり、かく連ね云へるは誤にて、原の下に二御宇の三字と、天皇の下に、並字を脫したるなるべし、さらは二御世に、二戸づつの神封を奉りしなり、平城朝廷云々阿倍天皇は元明天皇の御諱なり、大御衣は神衣なり、次に白龜天皇とあるは、光仁天皇の御諱を白壁と稱し奉れるを、訛りてかくは記せるなるべし、次に布太天皇は、詳かならねど、次朝廷を神野天皇とあるに依らば、布太は平城天皇の御諱、安殿の訛りとも云ふべし、さて安殿はアタと訓めるにて、持統紀に紀伊國阿提郡綴紀にも阿提、また阿氐郡とみえて、何れもテイの音なるに、御諱の殿も

デム音なれば、アテと訓來りつれど、萬葉七(十九左)足代過而絲鹿乃山之櫻花、と足代は、紀伊の地名にて、阿提郡英多を讀めるにや、とも思はるれば、提氐ともにタの音あり、安殿の殿もダムの音なれば、アタなるべし、と黑河春村いへり、これによりて按ふに、布太の布は、安あた阿の寫誤にて、アタ天皇なるべき歟、よく考へ定むへきなり、次朝廷は、平城の次の朝廷にて、今の平安城なり、神野は嵯峨天皇の御諱なり、勳八等大御位奉給也は、續風土記に、遺告(第十函の本)に、吾依明神衞護、興隆密教、是我山鎭守也、就中奉勅命以後、對仕度々御祈、威驗揭焉、因茲兼檢社事、重加位階、云々とあるは、勳階の事なるべし、此事を信堅の御手印緣起聞書に、嵯峨天皇御宇祈請明神、防崇道天皇難、依之奉勳八等と云へるは、此に吻合へりと云へり、又代々天天皇奉賜五大位、相次四大位、相次三御位、幷加階奉賜也、とある代々天は代々之なるべし、五大位は從五位を授かり給へるを云へり、文德實錄仁壽元年正月庚子、詔天下諸神、不論有位無位、叙正六位上とみえ、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、紀伊國從五位下勳八等丹生都比賣授從四位下とあり、この從五位下を授かりしは、仁壽以後貞觀以前に、ありしとみゆれど、年月日知りがたし、四大位は、貞觀元年從四位下より、三代實錄元慶七年十二月廿八日庚申、紀伊國從四位下勳八等丹生津比賣神授從四位上、とあるまでを云へり、此後正四位下となり給ひしは、淳

方勘狀に、寬平九年十二月、五畿七道諸神被奉增一階とみえ、正四位上は、園太曆、延文五年正月一日條に、天慶三年正月四日、有結政請印事云々、又太政大臣於式曹司召大內記文時仰云、五畿七道名神等、可奉贈一階之由、可作祈文者、則成草案進覽之、爲平東西兵亂也、云々、また康永三年八月廿九日條に、天慶三年巳未、天下諸神奉增一階、宣下及度々之間云々、太神宮諸雜事記、天慶四年三月廿八日云々、又七道諸國神社被增奉位階了、とある時の事なり、三御位は從三位と聞ゆ、淳方勘狀に、天曆六年五月、同被奉增一階、天慶亂賽也、とみえたり、以上の位階は、次々に書加へたるものなるべし、又皇天皇奉賜佛舍利入玉壺云々、この處より以下は、上代の文とも思はれず、祝詞のさまにもあらず、後人の書加へしものとみゆ、海山物者云々、廣物の下に、毛荒物毛和物などの詞、脫ちたりしなるべし、瓱腹滿濟を原本に瓱颰酒海とあるは、誤なる事著ければ訂せり、○大寶御坐は、聖人之大寶曰位の語によれる文と聞ゆれば、其意を得てよめり、國宰は國司にて、國造は紀國造なるべし、七郡は紀伊の郡數にて、品部は雜戶の民、神民は神戶の民を云へり、抑丹生津比咩の神は、神功皇后新羅を擊給ふ時に、神威をあらはし給へる事は、已に播摩風土記を引きて、云へるが如くなるに、弘安蒙古襲來の時も、威靈を示したまへるによりて、和泉國近木鄕を、寄附せられし事もみえたり、世人かゝる神德おはします神な

る事をも知らで、徒に高野の佛尊しとのみ思ふは、いと味氣なきわざなりかし。

栗里先生雜著卷二 終

栗里先生雜著卷三

男栗田勤輯

常陸吉田神社事蹟考

當國茨城郡吉田村に鎭坐す　吉田大明神は、延喜式神名帳に載され給へる那珂郡吉田社にして、齋き奉る所の神は、纒向日代宮に天下治食し大帶日子淤斯呂和氣天皇の皇子日本武尊也と云傳ふ、（延喜式、吉田社古記、○按倭名鈔、那珂郡吉田郷あり、今茨城郡に屬て、吉田村と云は、其舊名の遺れるなり、吉田社神事目錄に、吉田九村とあるは、此郷に隷たる村々を云に似たり、今之を考ふるに、同目錄に、吉田郷拂澤村、吉田郷千波村、遷宮用途目錄に、吉田郡大野、建長八年文書に、吉田郡信田尻、嘉元四年文書に、信田尻村田畠在家とありて、其分注に濱田、澁江、酒戸の地名を擧げ、延慶二年文書に、吉田、笠原、藥王院應永九年文書に、吉田郷阿佐村なとあり、此阿佐村は今千波の上にあさの臺と云地ある是也とそ、又後には此吉田郷を本として、吉田郡と云を置りと聞ゆ、今其郡界四至を佐竹文書嘉元四年田文に考ふるに、東南は涸沼を限り、西は大戸村の邊に至り、北は馬渡、部田野、東石川村を界としたるか如し、姑く附て考に備ふ）これを常陸第三社と申す（吉田社文

書、藥王院文書、○按當社を第三社と云し事は、建暦三年文書に、當社者國內第三之鎭主、また應安元年文書に、ひたちの國吉田第三の社、藥王院永仁五年の文書に、常陸國第三社なとあり、）古は神社の制造に、六間廻廊、三間の回廊あり、又鳥居玉垣も麗しかりつと見えたり、（仁治二年文書）また御財倉、御燈屋、東細殿、南屋、廳祭殿、（寛治四年文書、○按御財倉仁治二年の文に、寶藏とあり、）又三鳥居の外、廳屋なとあり（仁治二年文書）その末社は散飯宮、押手宮、笠原宮、電宮、稻荷宮、飯宮、國見宮、早歳宮、坂戸宮、水戸宮、千五百余所宮、八龍神宮なと見え、（吉田社文書神事注文）凡年中の祭事は、正月一日御祭、（料參斛、○神事注文に、正月一日吉田鄕役、同七日坂戸之役、同八日同十四日浮之鄕役となり、（已下圏外にしるせるはみな神事注文としるべし）、此は朝廷より賜はる料の外に、この鄕々よりも祭料を奉りて仕へたる由也、下皆之に倣へ、さて文永八年の文に正月七日御戸開之時云々とあるによれは七日に御戸開の事ありしなり、）歳御祭、（料二斛、）二月御祭、（料參斛、○二月一日川崎鄕役、）三月三日御祭、（料參斛、○三日草餅鳥梟神事、從卅三鄕役、（按鳥梟の字誤ある歟）四月五日御祭、料參斛、○四月五日膝着御祭、恒富七ヶ鄕役、（按着本文差に作る誤れり、今大神事の條に依て之を訂す）、按に貞觀儀式大祓の條に、祝詞座在路南西、座前置軾布、延喜四時祭式に、神主軾料云々（たゞ祝詞料とあるも同し）神主の祝詞を讀時跪く料に布

を敷設くる事と聞ゆるに附て思ふに、膝着祭とは、神官等神庭に寄集ひ其膝着に座列て、祝詞を讀む御祭のありしなるへし、）五月五日祭、（料貳斛、○五日御田、神事吉田、寺家八乙女一人、浮之鄕百姓八乙女一人、常葉鄕一人、酒戸一人、吉沼鄕八乙女一人、合五人、按にこは此鄕々より八乙女を出して仕奉る由也、）六月依那布上祭、（料貳斛、○六月六日氷神事、從中西役也、同吉田拂澤村、同夏越拂從笠間郡德藏赤澤、按に依那布上祭はいかなる祭にか、二祭の內いつれの祭ならむ今詳ならす、）七月御祭、（料參斛、○七月見浦御神事、袴塚鄕役、同七日御祭、吉田鄕役、）八月新物祭（料三斛○八月子日御神事、浮鄕吉田千波役、）九月祭、（料參斛、○九月九日、箕河鄕役、同十五日嘉例神事、大戸鄕役、同十九日月日御祭、神生分役、十月十日收納神事、山本鄕役、按に每年九月十五日を大祭とす、此日神輿細谷村の舟渡場の邊に假屋を設けて此地に巡幸し給ふ、こは古神領の地に依ての事なるへし）、十一月御祭、廳神久羅、（料）參斛、○本書羅の下料字脫たるに似たり、故今之を補ふ、さて廳神久羅は、廳神樂にて、廳祭殿にして神樂を行ふ御祭ありしにもやあらん、）黑九祭、（料貳斛、○按此祭今詳ならす、）飯宮祭、（料參斛、）夕神久祭、（料參斛、○按に久の下羅字脫たるにて、夕神樂にはあらじ歟、延喜式、園韓神祭の條に、五色帛各三尺、朝神樂料とある名目證とすへし、さて按ふに、夕神久祭朝祭と次序たるは、夕神樂朝神樂祭の義ならむか、）朝祭（料參斛、）千五百

集神祭、(料□□、○按にこは上に千五百除所宮とある神にて、千五百集神とも云る歟、)國主御祭、(料參斛)□神御祭、(料貳斛、)また十二月初午神事、七社宮上神事、(この七社は、何神をさして申せるにや詳ならねど、世に常陸の七社とも、水戸の七社とも申す事のあるは、もし此社ならんか、佐野六藏家藏文書に、七社は水戸潮、國見、坂戸、師保井、吉田、笠原とありて、一社闕たり、今考ふへき由なし、附て後考に備ふ、)などありて、みな朝廷より祭料を賜はりしなり、(寛治四年宣旨)また十一月捧幣、神事、同月午日より辰日に至るまで祭を行ふ、これを十二度祭事と云、また東宮神事、(四月五日、從恒富七郷、勝着、同廿九日流鏑馬、下居吉沼田錢)左大臣祭、(二月十八日、中西中東役、)右大臣祭、(三月廿七日、恒富七郷役、)毛懸、初午神事、(五月三日、鹿島郡役、)御素木拂神事、(六月晦日、吉田郷之内拂澤村、)風流神事、(七月十六日、吉田九村役、)漁之神事、(八月九日、吉田郷千波村、)賴朝神事、(九月廿九日流鏑馬、坂戸下居兩郷役、)を毎年大神事とす、(神事目錄)凡其神領の地、吉田本郷、並山本郷、(承久元年弘安二年文書)細谷名田、(建久七年文書)袴塚郷、常磐郷、朔幣田各二段、(建仁二年文書)箕川村朔幣田、(建暦三年文書)神生村、佐渡村、(建長二年文書○按今見川村と千波村の間に小流あり、之を佐渡川といひ、其邊を佐渡といへり、)宇喜郷、(嘉祿三年文書)酒戸、吉沼、河崎等の郷あり、(文永二年文書○按藥王院安貞二年田檢注目に、吉田郷分田二十九丁大、此内

神田四丁七反、酒戸郷分除三丁七反、河崎郷分除二丁六反細谷村分除田八殿、吉沼郷分除六反、山本郷分除三丁一反、また仁治帳に、袴塚郷分除二丁半神田、とある分注に、佐渡村、神生村と見え、又宇喜郷分除九丁七反神田とあるは、皆當社領と聞えたり、さて山本郷は、神社、文書藥王院文書を考ふるに、山本郷武熊村とある時は、今の武熊町の地、又河崎郷は今の河崎町の地をなべて云る名なるへし、神生村は或書に江戸氏水戸城に居し頃、神生平と云ひ、天正中に神應寺を建し地にて、今の常磐郷藤澤小路是也と云り、さもあるへし、神應は神生の通音を用ひしなるへし、)其神殿は、廿年毎に一度之を造る、(小槻隆職祝詞、建暦二年文書、○按神社の宮殿を廿年毎に改め造る事は、天武天皇朱雀三年に、伊勢大神宮をしか制玉へるより起れり、其它は住吉、鹿島、香取の三社なれど、其始め詳かならず、日本後紀弘仁三年六月辛卯、神祇官奏言に、住吉香取鹿島三神社、隔廿箇年、一皆改作、積習爲常、其弊不少、今須除正殿之外、隨破修理、永爲恒例、許之、とみえたれば、弘仁より以前の制と聞ゆ、さて正殿をのみ改めらるゝ、制なりしかと、三代實錄、貞觀八年正月廿日丁酉條に鹿島大神宮勅六箇院、二十年間一加修造云云、元慶六年十二月九日勅に、以下總國神稅稻云云、充造正一位勳一等香取神社雜舍料、隔二十年一作例也、とありて、猶舊の隨なりしを、延喜臨時祭式に、凡諸國神社隨破修理、但攝津國住吉、下總國香取、常陸鹿島等神社、正殿、廿年一

度改造と見えたるに依らは、此時弘仁の制に復され給ひしなり、かくて伊勢及ひ三社の餘、此例更に聞えたる事なきを、當社の鹿島に次て造替あるは、深き故こそありつらめとも、今は知かたし、その造替は、長寛元年一度、次に卅一年を經て建久四年一度、こは長寛より廿年は壽永二年にして、彼西海大亂ありし時なれは、延たるにやあらむ、次に建久より廿一年の後、建保二年、次に廿七年の後仁治二年、次に卅九年を經て延慶二年なとにありし趣、文書に見えて、次々に云るか如し、古へはかならす廿年毎に造替ありしなるへけれと、後には伊勢の神宮さへ年紀に違へるも、時々聞ゆれは、當社の卅餘年に過ぬるも怪むへきにあらすかし、）凡神殿造替の時、御體及ひ神寶を假殿に遷し奉るを、假殿遷宮といひ、御社修理終て後、正殿に坐奉るを、正遷宮といふ、（左衛門太郎陳狀大畧）正遷宮は、朝廷其日時を卜定て、神寶を發遣し給ふ、（仁治二年文書）年中祭祀及造營の用途は、社領の諸鄕また禰宜祝等より供奉るもの之を國役と云ふ、（建保二年文書右衛門尉三善氏在判文書、神事目錄を參取）凡其社務を行ふ者、古に在ては吉美侯氏なり、（○按日本武尊を祀れりと云傳へによりていはば、吉美侯氏は豐城入彥命の裔にして、日本武尊の御父景行天皇の皇祖父に坐せは、其御子は、日本武尊と、從兄弟に坐せり、故其因緣に依て、この神社に仕奉れるにやあらむ、）

吉美侯氏に代て、其職を繼者を小槻宿禰といふ、（承安二年文書）小槻氏世に左大史として大政官の文書を掌る、（職原鈔、小槻系圖）故京師に在て、當社の事を攝行はれき、故當國に預所職を置て、社務の事を沙汰せしむ、（吉田文書大意○姓氏錄、三代實錄、小槻系圖を合考ふるに、小槻宿禰姓は、垂仁天皇の皇子淤知別王に出たれは、日本武尊の大后兩道入媛の御兄弟に坐し、淤知別王の御母と、入媛の御母も御兄弟なれば、甚親しく坐しけむ故、其御緣もて、この社に仕奉りしならむ）又大舍人氏あり、其は蓋神社を建創めし時より仕奉るを以て、之を氏人と云ふ、（正安四年文書）後或は大祝たり、或は田所職に任さる故、遂に田所を稱號とす、今大宮司田所氏即其裔也、（吉田文書大意）其神官は、宮司、（寛治四年文書）神主、（永仁三年、嘉元三年、正德三年文書）大禰宜、（正應四年文書）禰宜、（承安二年文書）大祝、（寛治四年、元亨三年文書）權祝、田所等の職あり、（建曆三年、文永八年、嘉元四年文書）其下神官は、每夜社頭に宿直仕奉る、（元弘元年文書）又長大夫、笛大夫、納豆大夫、大祝大夫、衆生禰宜、筒柄大夫、賀良大夫、高禰宜、小禰宜、拂祝大夫、なとあり、（こはいはゆる下神官の名目にや）又舞人、八乙女を置き又田所に社人十六人を附置れき、（神事目錄）當事神社の御盛なりし事、想見るへし、今も社家四戶あり、每年の祭禮四月、五月十一月の五日、六月晦日の秋、九月九日、十五日に之を行ふ、十五日神事を以て大祭とす、この夜神輿細谷村の舟津（那珂

川の岸)に出御し給ふ、御鉾、御旗、御榊、次に神樂男、神樂女、笛皷を調て前行し、神官田所大宮司以下數人、或は神劒を持ち、或は幣を取て扈從し、府下の氏子數百人、各〻燈をかかけ神輿の前後に從て送り奉る、其儀甚盛なり、(〇按事蹟雜纂に、湊の和田に、田所磯と云所あり、古老傳へ云此磯は昔倭建命東征の時、舟開し給ひて陸奥に至りまし、地なり、昔は九月十五日の祭に御輿を舟に乘奉り、那珂川を經て、田所磯に至る例なりしが、爭論の事ありしより此事やみたりしとそ)吉田神社古今の沿革、大抵此の如し、

田邑天皇(濬謚文德天皇)天安元年五月壬戌、在常陸國從五位上勳八等吉田神に從四位下を授け給ひ(文德實錄〇按從五位上勳八等に叙されし事、正史に洩たれば考へき由なし)」水尾天皇(清和天皇と申)貞觀五年八月壬戌、從四位上に進め(三代實錄)同十四年、新羅海賊の患あるを以て、勅して數度の祭會及諸雜舍修理料租穀八百三十束を寄奉る、(吉田文書〇按三代實錄、貞觀十二年六月、肥前杵島郡、兵庫震動せり、之をトふに、隣兵を戒むへしと云へり、此時禁置し新羅七人逃れたり、八月對馬國新羅に近きを以て、弩師一員を置くの事を請ひ、十一月藤原元利麻呂、新羅と謀を通して國家に寇し奉らむとすること、など見えたれと、此十四年の事は見えす十二年より打續きて、新羅の事ありしを以て、御祈などありしなるへし)

陽成院天皇元慶二年八月八日辛未、正四位下を授奉り(三代實錄)後山科天皇(醍醐天皇)延喜の式制には、既に名神大の社にして、每年二月四日、國司祈年祭の奉幣に預り給ふ、其幣に大小社の差別あり當社には、絲三兩綿三兩を奉らる、(延喜式)朱雀院天皇天慶三年正月壬申、是よりさき平將門等叛奉れるに仍て、天下諸神に一階を增奉るの御祈あり、(園太曆源平盛衰記)此時當社の神位を增て、正四位上に進め、封戸を寄加へらる、(參取園太曆源平盛衰記吉田社建曆三年文書)

白河院天皇永保元年二月丁卯、天下諸神に一階を增の詔あり、仍て此時從三位の神階たり、(革曆勘文源平盛衰記〇本書一階を增の詔あるのみにて、從三位を授奉る由はなけれと大意を取すへてかくは記せるなり、已下みな同し)

堀河院天皇寬治四年、(〇按本書月日闕)勅して數度祭會幷に諸雜舍、修理料租穀捌百叁拾束を奉り給ふ、貞觀十四年新羅海賊の時御祈ありし例に依し也、此時宮司正六位上吉美侯氏、大祝大舍人氏あり、(寬治四年文書)

崇德天皇長承年中、(〇按本書年月日並闕)左大史小槻宿禰政重を以て社務とし、吉美侯氏に代らしむ、(承安文書)

永治元年七月丙午、革命の御祈に依て、天下諸神に一階を增奉る、此時正三位に進給ふ、(百

鍊鈔、革暦勘文、源平盛衰記）

近衛院天皇久安五年二月廿九日、宣旨を下して云、是よりさき恒例、神事、法の如くならず、神領の民、供神物を奉らず、或は上下諸人、四至、内に濫行ある事なきを禁めき、今より後、社司公民等各權威を施し、濫行を致す者は、在所並に交名を進むべく若知て告さゞる者は神人も重科に處すへしと仰せ給ひ、

仁平元年四月八日、吉田郡武田荒野を以て神領とせらる、（吉田神社文書）

二條院天皇長寛元年、（〇按本書月日闕）遷宮の禮を行ふ、（小槻隆職祝詞）初社務小槻宿禰政重の男を師經と云ひ、次を永業と云ふ、（小槻系圖）並に吉田社務を行ふ、（隆職祝詞）永業の弟を左大史隆職と云り、（小槻系圖）

永萬元年、（〇按本書月日闕）隆職を以て社務を行はしむ、（隆職祝詞）是歳六月神祇官より御年貢物を本社に奉りき、（伯家部類）

高倉院天皇承安二年十二月廿九日、辨官符を下して云く、初吉田社司解文を捧けて云く、謹て案内を檢ふるに、税使役を停むへきの本下文、數代の國判あり、（〇按本書、件の使役は代始の大神寶税使以下、五体御卜秡役等是なり）而るに國司在廳官人等、是非を論はず、課役を充らる、依て社境を騒亂し、神事例に違ふ事を致せり、又神田は不輸の地、全く公田にあらず、神人は不課の民にして、衆民に異なり、然れは勅事國役を宛課すべからず、然るに　伊勢二所大神宮の役夫工、造内裏、大嘗會の時、猥に譴責らるゝは左道の甚しき也（〇按　伊勢二所大神宮役夫工、造内裏、大嘗會米等を諸國に課する事は、延喜式に見えたる事なければ、夫より後、　朝廷の御威勢も衰へて、古への制度の如くならざりし故に、神社佛寺に課せて、其用途料を奉らしめ給ひしものなるべし、其は中右記寛治八年八月廿七日早旦、自關白殿有召、即參入云々、内覽諸國役夫工解狀、（備後、備中、播磨、上野、）仰云、上野國、自本有亡弊、聞依爲實檢、遣使了、云々九月十七日、於陣伊勢遷宮役夫工國解三通、（伊賀、越後、遠江）覽新上卿新中納言被命云、伊賀早可奏下殘二ヶ國解狀、心閑見給可左右者、云々、十月十日天晴、有政、依可請印伊勢外宮役夫工等官符也、十月卅日伊勢太神宮内外遷宮之比、諸國役夫工等相催之間、多有亡弊、聞過今三ヶ年可被造宮歟、多以同申云、東鑑建久元年二月廿二日丁酉、造伊勢大神宮役夫工米事、諸國地頭等、有未濟之旨、去年十二月帥中納言奉書到來之間、日者被經沙汰、今日被奉御請文、云々、去年極月十二日御教書、同廿四日到來役夫工米、問事、權右中辨親經奉書謹拜見候畢、知行國々者、先日任被仰下候旨、已令致沙汰候也、其中下總國以被仰下旨、早可加下知候也、抑御免庄々、就先度仰、令除候之處、信濃、越後、上總等國々、可令加免之由、親能下向之度、被仰下て候へば、追文令除候畢（中略）宇

都宮熱田宮八幡宮御領所役事、尤可然候、可令進濟之由被仰下候上、重可令下知候也、凡背被仰下之旨、致對捍候はん輩は、重て注文にて可令下知候也、朝家、御大事に候之上、廿箇年一度之役に候、旁不可致懈怠候也、云々、六月己丑、太神宮役夫工米事、信濃國未濟所々相交之由、造宮使言上之間、被差副雜色時澤、於使可催献之旨、被仰下云々、廿九日壬子、諸國地頭等造大神宮役夫工米事、多以有對捍之間、造宮使頻申子細之間、重被仰下畢、仍日來被經其沙汰、且被觸仰地頭等、且被進請文云々、又本國稅所氏文書、建久五年二月賴朝在判の文に、役夫工米之濟例、慥可致沙汰事也、凡吾朝六十餘州は、雖爲立針之地、伊勢太神宮の御領ならぬ所あるべからず、同賀茂神社建仁四年三月の文書に、下中郡庄幷鴨部宮内云々、右庄者任鳥羽院白河後白河御起請之旨、被停止大嘗會米役夫工米以下萬雜公事畢、云々、於自今以後者、一向令免除之處也、云々、寛元元年四月十日丙辰の東鑑に、大嘗會用途未濟所々、可相催之由、被仰政所、卽施行、云々、また本國府中惣社文永十一年六月の廳宣に、右大嘗會者、天下之重事、諸國之課役、口是以所被宛召段別三升米也、早任宣旨、平均令宛催、早速可進濟云々、鹿島神社正應二年五月造太神宮所の下文に、常陸國鹿島社領料役夫工米事、右當役者、依爲朝家無双之重事、不嫌三社領三代御起請之地不論先例之勤否、證文有無、平均可致沙汰之由、代々雖被定下、自住古無件役勤仕之例之由、於御奉行所被申子細之上者、任

先例於口口口口社家方一圓下地進止之地不可懸催無役一向所避進也云々、東寺天承元年三月辨官符に應早任先例令免除造伊勢太神宮役夫工充課當寺所領丹波國大山庄幷攝津國垂水庄事云々、權大納言藤原朝臣宗忠宣奉勅宜任先例令免除、建武五年八月文書に、大嘗會米事、院宣如此、於濟例者雖爲段別參升、以撫民之儀停止雜事以下課役所省宛直錢參拾文也、また曆應元年十月文書に大嘗會米事院宣御敎書如此、早任被仰下之旨、三代御起請之地幷三社御領等外者、平均隨田數、來二十三日以前被運送段別參拾文、充代錢、於淀河宿者、任配符田之等、可請取之、若令日限違期者、任御事書之旨、嚴密可致其沙汰候、云々謹上、攝津國諸庄園領主御中、また永和二年十月の文に、丹波國大山庄大嘗會米事、諸國寺領平均被免除上者、當國催促暫可被閊之由被仰出候也、また鹿島神社至德元年十二月の文書に、常陸國大嘗會米事、於鹿島神社大禰宜治親分者、任先例所令免除也、また文正元年七月留守所下文に大嘗會要脚若狹國段錢之事、太郎保本所十二町九段廿分、一段別八十文宛、右任五月一日之御敎書當來十三日以前可有究濟、若難澁在所者可令口口入部者也云々、栗王院應永十二年九月の文に、常陸國吉田郡吉田社供僧神官等申、當社領役夫工米段別錢事、大使亂入之由、供僧等就歎申之、糺明子細候處、於彼社領者依無公田、去承安二年十二月廿九日役夫工米以下諸公事等、勅免之條、公驗明白之上、所令免除也、云々山城祇園

神社元久二年官符に准官省符、地、停止官使検非違使國使大祓清祓使等、闕入、免除役夫工大嘗會造内裏口口貢蘇已下、恒例臨時勅院、事大小國役「云々、また北野神社應永廿三年の文書に右伊勢造宮（附諸社）御祓大嘗臨時恒例、課役等准三社領三代御起請符之地、永令免除之處、動有催促之濫云々、太不可然、於向後者、毎度雖不被仰出之、悉、以永代所令免除也、などあるにて、大抵其趣を知るべし、上に云る賀茂文書に據りていはゝ、神宮役夫大嘗會米等を課する事は、既く白河天皇の御世以前の事なるべく、惣社東寺の文に據る時は、太嘗會米は、段別に三升と云御法なりしが、或は撫民の爲に三十文を召し、或は八十文とせられし事、三代起請とは賀茂文書によるに鳥羽白河後白河の三代なる事も知られたり、なほ役夫工米は、下の嘉祿寛喜寶治文永等の條にしるせるをも合せ見るべし、此等の事、猶它の書にもあるめれど、今は己が見得たる限りを記して、後考に備ふるのみ、）又當社は吉美侯氏を以て社宜として、社務を行はしむ、而るに世澆季に及び、人凶惡を好み、在廳官人等、非法の國役を課せ、且神境を押妨くる事あり、是に依て去長承のころ、故ありて當社社務を小槻宿禰政重に寄附る所なり、其後相受て社務を行ひ、當社の部要を亂さゞるは、唯此人にあり、望請くは永く國司の妨を留めて、隆職の子孫に社務を行はしめむ者、故勅して請の隨に之を行へと仰せ給ひき、（吉田文書、○按社宜疑らくは禰宜の誤ならん、）

治承四年十二月乙卯、革命の御祈に、天下諸神增一階の勅あり、此に至て從二位に進給ひ、（諸神記、源平盛衰記、）

後鳥羽院天皇文治元年三月四日、又增一階の勅に依て、正二位に進給ひ、（諸神記）

建久四年、（○按本書月日闕、）國司社家等に勅して、新に神殿を造らしむ、九月八日辛未棟上あり、十二月十六日己酉、遷宮の式を行ふ、此日左大史小槻隆職使を遣し、幣五捧、五色幣帛五前、御鋺四面、鈴十口、御鉾十兩、銅御器五口、同御盞廿口口、御箸五口、御廉七間、御帳三流、赤地唐錦一枚、綾綱一端御疊三枚、獅子狛犬各一頭、口口神寶御裝束禰宜明衣等を調へ、馬一匹を率副て、壽命長遠、子孫繁昌等の事を祈る、（隆職祝詞○按本書年月なけれど、文中に隆職知行の後、社務を總行して、已に廿八年に及へり、長寛元年御遷宮以後、居諸推移云々、四月一日丁酉、口九月八日辛未、十二月十六日己酉とあるに據て、長寛元年より以後を長曆もて推考ふるに、建久四年四月朔は、卽丁酉に當り、九月朔甲子にて、八日卽辛未に當り、十二月朔甲午にて、其十六日卽己酉なれば、其建久四年なる事著明し、故今訂書ことかくの如し、）是よりさき源賴朝卿府を鎌倉に建て、諸國に守護を置き、庄園に地頭を置て、自總地頭となり、勢を恣にしてみな家臣を以て地頭とせしより、國司の權守護に移り、領家又其地を失て、天下の政關東のまゝになりき、（東鑑、承久記、保暦間記、神皇正統記）初承平中

平國香常陸大掾たりしより、是に至て二百六十餘年の間、多氣氏世々其職を掌りしが、是歲六月鎌倉の命に依て、多氣太郎義幹が所領筑波郡及南郡北郡を沒收して、一族馬場次郎資幹に與へて、大掾職を襲(ツガ)ぬめしを以て、是後馬場氏又常陸大掾たり、(常陸大掾系圖、是歲以下東鑑)

七年二月十四日神領內細谷村田所貞恒名田參町、桑二十本分の租を免除すべき由、鎌倉殿の命あり、

廿御門院天皇建仁元年正月廿二日、鎌倉令を下して、神領年貢の絹布精好ならず、且期に後るゝを以て、今より印文を差し、四月を期とし、國中第一の絹四十匹を奉るべき由を仰す、(正治三年文書)二月甲午、天下諸神增一階の勅あり、仍て從一位に進み給ふ、(革曆勘文、諸神記)

二年閏十月廿九日預所下文を以て、社領袴墓(ハカツカ)鄕常葉(トキハ)鄕先例の如く、七月十二月朔幣田(各二段)を勤仕奉らしむ、(吉田社文書○校にこの朔幣と云事は、月毎の朔に幣を奉る例にて、其幣の七月十二月の料をは、此二鄕の田より出すへく制たりしなるべし、今昔物語集に、今昔陸奥守として平維叙と云者有けり、貞盛朝臣の子也、任國に始て下て神拜と云事すとて、國內の所々の社に參り行けるに、口口の郡に、道邊に木三四本許有る所に、小き神

祠あり、人の寄著たる氣なし、守これを見て、共に有國の人々に、此には神の御するかと問けるに、國人の中に、年老て奮き事なども知ゆらんかしと見ゆる廳官の如く、此には止事なき神の御けるを、昔田村將軍の此國の守にて在しける時に、社の禰宜祝の中より、思ひ不懸(カケヌ)事出來て、事大に罷成て、公けに被奏(マウサレ)拔して、神拜も除かれ、朔幣拔も被止て後、社も倒れ失て、人參る事も絕て久く罷成たる也云々と語れば、守此を聞て極て不便也ける事かな、神の御錯(アヤマリ)には非じ物を、此神本の如く崇め奉らむと云て、そこに暫く留て、薪切り掃はせなどして、其郡に仰て、忽に社を大に造らせて、朔幣を奉り、神名帳に入奉りなどしけりと見えたる文を引て、伴信友が云る說に物語集に朔幣を奉り、神名帳に入れ奉るといへるは、國守かの國內神名帳に載たるかぎりの神社に、每月の朔日に、幣を奉る恒例なりしなり、其は釋日本紀に引きたる淡路國例式に、正月元日、國內諸神奉(二)朔幣(一)事、(每月朔日准之云々、正六位上生石神社とあるを以て、諸國の例も然ありけむ事准へ知るべし、(下學集神祇門朔幣あり)さて生石神社は、式に載られず、國內諸神と云へる中にて、いはゆる國內神名帳に入奉れる神なるべければ、これをも證とすべきなり、但し官社に朔幣奉らるゝ例は、いまだ慥に書に見あたらざれど、然らぬ神たちにすら奉らるゝに、官社を除き奉るべきにはあらざるがうへに、淡路國例式に國內諸神云々とあるをもて、推て知るべきなり、

今も下野國宇都宮明神には、朔幣（サク）とて、正月元日、二月朔日に、二前に餅、鴨雉子、鯉、鮒斗鮑、大根、鹽鮭、串鮑、鹽、未醬、炊飯、酒等を奉る例也、又康正元年に記せりと見ゆる丹後國田數帳、加佐郡の部に、朔幣料田拾壹町、一宮御料と見えたり、他社にもなほ朔幣の例の遺れる所ありぬべし、但其供物は、必しも定りたる事はあるべからず、今の世にもおほかた神社には朔ごとに酒餅などを奉るめり、自ら朔幣の例の遺れるものなるべしとあるは實にいはれたり、其官社に朔幣ありし例は本文、また建暦三年の條に引る文書、また鹿島神宮の文書、貞應二年太神宮田數注文に、田余廿九丁（タリ）に、毎月五ケ度御供田、云々同朔幣田七町八段、（月毎六反）とあるもの證とすべし、又新治郡稻田神社の緣起に、本社を去事四町許に今雜幣田と云地ありて、古へ祭禮の時、種々の物を調進しつる由云傳ふと見えたる雜幣は、朔幣の誤にはあらじ歟、また應永六年に書寫せる日前國懸大神宮神事記に五月一日御供頭人南人母朔幣十（列以下如常）六月一日御供頭人上土師朔幣、（十列以下如常）七月一日御供頭人東行事、朔幣、十列以下如常と云八月より十二月に至るまで朔幣の事を記せるみな此定なり、又若狹國若狹彦神社の詔戸次第に朔幣詔戸幷（ニ）返申同前（建長七年の文なり）また肥前河上宮政所注進神田坪々事とあり、安元二年の文書に壹町正月朔幣田云々、饗膳者宮方七十五前、國方五十五前也、壹町五

月朔幣云々、壹町九月朔幣、とあるを以て、官社に朔幣を奉らる、證とはすべきなり、預所職は專ら社領の年貢雜役等の事を知る官也、（正應二年、正和四年文書）後鎌倉家人、此職たるに及て、社務の權も又衰へぬ、（吉田文書大意）

順德院天皇、建保元年四月十五日、辨官牒を國司に下して云、去建暦元年十月三日社司解狀に、當社は國内第三之鎭主、靈驗無二之明神也、是に依て、天慶中別勅願に依て、封戸を加へ、神位を增給へり、其後名稱古今に聞え、靈威都鄙に顯る、爰に神殿破損の時は、吉田、那珂兩郡に仰せて造營せしむるもの例なり、然るに建久造營以後、廿廻の星霜を經て、數宇の棟梁已に傾きぬ、早く沙汰なくんば殆（シト）基跡を失はん、中に就て一宮鹿島社は今年已に遷宮あるべし、當社相次て勤行せらるゝは定例也、早く先例に任せて、國司に仰せて造營せらるべし、又當社御供四月御祭の備は、毎年不闕の勤なり、其料の籾、年毎に十斛、東西那珂兩郡（〇按倭名鈔那珂郡廿二郷の内、入野吉田安賀常石全隈日下部志萬阿波芳賀石上鹿島茨城八部洗井十四郷は、中世の那珂西郡にて、文祿より茨城郡に隷り、朝妻岡田河内川邊那珂武田幡田七郷（天井一郷は其所詳ならず）は中世の那珂東郡にて、今那珂郡に屬たる地是也、と宮本元珠いへり、さて此東西とは、那珂河を界として云るものなり）より之を奉る例なるに、東郡の公文慶宣法師去建仁元年より十一ヶ年の間、對捍を致せり、其積を

計るに、五十五斛に及びぬ、西郡にも其例を見習て、兩年分を對捍せり、神事の違例、みな是によれり、早く官使を以て兩郡を催促し、綟宣法師を京師に召て、其罪を斷給へと申せり、故に此に至て國司に勅て、請の如く之を行はしむ、八月勅願に仍て、箕河村の荒野を以て朔幣田に充給ひ九月大舍人成恒を權祝に任して、父貞恒に代らしむ、(吉田社文書)二年二月、權祝成恒(按本書成恒二字なし、今上文に據て之を補)等吉田社を造る用途料物を注進す、(凡准絹參疋二丈、准布十六段、机參拾前、(小上机五前、小机廿五前、)酒拾瓶、御坐疊陸帖、荒薦貳拾枚、御簀松拾把、御供粢壹斛、御幣紙參帖、膝付准布參段○按吉田社文書、無年號、用途料物の斷簡を載て、御供粢二石、布十二段、絹六疋、糸一兩、莚十五枚、薦廿枚、饗膳二立六前、酒廿五瓶、小上机廿前、吉田郡大野絹一疋、二立一前、酒一瓶、粢二斗、莚一枚(下文闕)とあり、是等中古供物のさまを見るに足れり、故今此に附て、後攷に備ふ、)是歲蓋神社の造營あり、(○按去年造營の事を、兩郡に命せられしを、此に至て用途料を注進するに據ば、此歲の造營なる事著し、故今訂書する事此の如し、)九月鎌倉より大掾馬場資幹に命せて、在廳地頭兩職を兼行はしむ、(東鑑)地頭も又神主等と共に、神社の祭祀修理の事に預る、(貞永式目)

三年九月、國司より在廳官に命て、大戸長岡及中根鄕を以て吉田社內田倉、篭神、兩社造營の料に充らる、(吉田社文書)

五年三月廿日、去年神官等恣に阿容をなし、包安(○按本書姓闕)用途料米を私し、舊材を用て兩社の造營精好ならざる事を致せり、故此に至て、左大史下知狀を下して、其事を糺問せり

承久元年五月廿六日、社領山本鄕川前鄕等を以て地頭の雜役に充る事を停む、

三年閏十月廿四日、初鎌倉より地頭馬場資幹に命て、社頭の地を犯す者を制しむ、(小槻氏書翰、本書月日なし、然れど下條を合考ふるに、蓋同時の事、)此に至て又神官等に仰せて、今より後社內の事、地頭等自由の沙汰あるべからざる由を命す、(承久三年文書)是歲北條義時書を社務左大史小槻國宗に賜て、社領の狼藉を禁ずる旨を傳ふ、(小槻氏書翰)國宗は隆職の子なり、(小槻系圖)

後堀河院天皇嘉祿二年七月、社務、朝命を社領に傳て、造　伊勢大神宮役夫公米は、先例准布を以て進濟せられしかど、今度は見米を進むべし、若見米にあらずば、錢百文を八升に充て、之を奉るべき由を命す、(○按承安二年社司の請に依て、既に　伊勢神宮の役夫工を充る事を停め給ふ時は、又此命あるべからざるに似たれども、承安より以後に至て、其事廢て行れざるにや、姑附て攷に備ふ、)

三年六月廿八日、社領宇喜郷の地頭田所に命て、定使貞保の未進米を進らしむ（〇按貞保は下に神主代貞保とある同人なり、定使とは文書の趣を考ふるに社領の納米等をもて、京に使する職にて、其田所の犯人の事をも沙汰しつるものと見えたり、）

寛喜元年七月、預所の下知狀に云、吉田本郷犯人過料の事、領家地頭田所定使三分たるべき旨、壬生殿下知狀に見えたり、然るに近年其沙汰なきの條尤不審也、今より以後先例に任せて、各地頭相共に田所成恒と沙汰すべし、又甲乙の輩、領家の下知、預所の成敗と號て、自由の横論を致し、社內犯人の過料を以て、地頭一人の進止とし、地頭定使等神領逃亡人の能田を爭ひ、薄田を棄るを以て、神田の荒廢を致せり、故今より以後、領家の下知といふ者ありとも、社內住人、京下定使、慥に證文を尋出して、甲乙の輩を糺し、犯人の過料は、三分して領家地頭田所定使に分ち、逃亡の跡は地頭定使相共に他人を居て、其田を耕さしむべし、と仰せ給へり、

四條院天皇文暦二年八月、是よりさき田所職大舍人成恒、條々の過怠に仍て、其職を罷る、（寛喜二年文書）此に至て成恒其過を悔、起請文を進るを以て、復權祝兼田所職とせられたり、（吉田社文書、〇按權祝兼三字は、藥王院建長八年文書に據る、）

仁治二年三月廿七日、遷宮神寶の持夫遲參の事に付て社務主殿頭小槻國宗（名據系圖）下知狀を下して云く、右遷宮社內の大營、遲遲の勤役なり、件持夫鄉別に一人、地頭役として沙汰し進る者、先例なれば、子細に及べからず、之に依て既に正殿遷御の日時を定め、三月一日神寶を發遣し、四月二日遷御あるべき由を仰するの處、神寶持夫今月十七日に參洛するを以て、日時を勘改めたり、且宇喜郷幷箕河村の役夫、早く進上らるべし、地頭沙汰人等、事を鹿島社に寄せ、對捍を致す事を停め、先例に任せて三鳥居、外廳屋、竈神殿、寶藏、廻廊三間の未造を造らるべし、左右雷電御體朽損に及べり、其造替の事は、寶前に於て社司宮人等丹祈を致し、證文を取て之を定むべし、廻廊六間幷に玉垣等は社司神人の給田を以て造終へ、正殿御裝束神寶の用途は、國衙より出さしめよと、仰給ひき、後嵯峨院天皇寶治元年四月國廳より吉田社領鄉々の地頭に仰せて、

伊勢豐受大神宮の役夫工米二十一斛玖升一合を進濟せしむ、（吉田社文書）此頃田所成經山本鄉地頭山本（七字今按を以て之を補ふ其事乾元元年の條に詳なり、）保幹と名田を爭て、關東に訴ふ、時に成經理なく地頭を忽諸にするの故を以て、田所職を止らる、（正安四年文書、〇按に本書寶治年中とあるのみにて、幾年幾月なる事を載さず、故姑く此に附、

寛元二年、初て吉田地頭職を置る、（增修和漢合運圖）三月、社務小槻國宗又書を下して云、

諸國庄園幷ひ、犯過人の過料は、領家方二分、地頭方一分、相分て沙汰すべき由、關東の式條、新補率法顯然なり、就中當社領內、先例、領家地頭各一分、田所定使等一分つゝ相分て支配せり、而るに近年地頭一向に張行して、領家之に關る事なき、甚其謂なし、自今關東式條及先下知狀に任せて、沙汰せよ、と命(オホ)せ給ひき、

後深草院天皇建長二年七月、預所、文を社領內神生佐渡村に下して云、兩村もと薄地なりし故に、年貢五束を貢らしむ、今既に熟田となれる時は、半減せしむべからず、早く員數の如く段別に十束代を進濟すべき由を沙汰す、

四年五月、鎌倉殿宿願に依て、來八月上旬熊野參詣あるべきの間、常磐袴墓兩鄕より件用途錢十貫文を調進せしむ、(吉田文書)龜山院天皇弘長元年二月廿日革命の御祈に依て、天下諸神に一階を增奉る、此時正一位に進み給へり、(園太曆、革命勘文、諸社根元記)

文永二年十二月、大舍人成恒の讓に任せて、其子忠恒を田所職に補し、社領酒戶吉沼河崎等の鄕務を掌らしむ、(文永二年文書)此後田所忠恒恒高(按本書、恒高姓闕たり)各爭ふ事あり、爰に於て恒高狀を捧て、忠恒神社の御鎰幷に神寶物を私する由を訴ふ、(文永八年文書斷簡○按吉田社文書云、先年大祝恒光所職を止られし時に御鎰を神主代貞保(貞行の父)に渡さるゝの處、異姓の者に與ふる例なきを以て、權祝成恒に渡さる然るに□幹の訴訟に依て、貞保を田所に補任せらるとありて、成恒の孫友恒長恒貞保の子貞行の訴ありし由見えたり、さて幹字の上蠹損は、保字にて、彼寶治中に田所成恒と山本保幹の訟ありし時、貞保を田所に補されしより、此文永の頃に至ても、互に爭ひしにやあらん、若然らば恒高は貞行の子なりしなるべし、又按或書に今千波村の蔀氏は舊(モト)吉田に住て、宮之助なりしが、神社の鎰を掌れり、又此氏より分れて權守氏と云あり、また宮部氏と云が同しく吉田に居て、社職に預りけるが、佐竹氏水戶城主たりし時、甚く沈淪(シヅミ)て、蔀は千波村、權守は大場村、宮部は大串村に住む事となれりとぞ、さて思ふに、此蔀氏は恒高の裔などにて古へは神社の御鎰を掌し故に、かく云傳たるにはあらじ歟、姑く附て考に備ふ、)

七年七月廿三日、田所職に下知して、當社御鎰の事は面々參洛して子細を申すべく、御炊女耕作田、年々犯用分は、慥に責進せらるべし、吉田鄕御年貢未進は、本數の如く沙汰し恒丸名田の所當は今年より本名主に懸て、沙汰あるべし、と仰せ給ひき、(前大和守有能狀)

十二月十二日、遷宮の式あり、(恒高訴狀)

八年十一月、大舍人長恒を權祝田所職に補(ナ)さる父忠恒の所勞に依てなり、(長恒補任狀)

是歲恒高田所忠恒を訴へて云く、忠恒所持の御鎰は、恒高に渡すべき由、度々仰下さると雖も、或は紛失或は重服內の由を申し而して彼鎰を以て御戶を開き奉り、加之(シカノミナラズ)忠恒物(モノ)

狂身（クルハレキ）たるに依て、一兩年の間繩を附られしに、御遷宮の時は、重服をも忌ず、不淨の身を以て丞（カムジケナク）も御正體を懷き奉れり、既にかゝる猥穢を致し、且去年定め下さるゝ、遷宮の日時を誤り、十二日に（定下されし日次は十一日也）御體を渡し奉る事、罪科輕きにあらず故に今年正月七日御戸開の時、禁忌の身とせられき、且去る仁治假殿御遷宮の時、故恒光は關東御勘氣に仍て、其子細を申明らめむ爲、在京の間、田所成恒自由に任せ飯宮御正體を渡奉るの時、御體十三體を殘し畢ぬ、且程なく疔瘡の病を受、存命し難きに依て種々願を立て僅に一命を助かれり、嚴重の靈驗爭か恐奉らざるべき、忠恒等之を見ながら、只一旦の利潤を計り、御體を穢し奉り、尚又年來御寶殿に納奉る寶物は、御體共に假殿に渡し置奉り正遷宮の時、大祝の役として、下し賜る事往古よりの例なるを、忠恒押留て遷宮以前件の寶物を押取の條、貪欲の甚しき故か、物狂の所爲歟、希代の重科なり、御戒なくむば向後猥濫斷絕なかるべし、況や忠恒禁忌の身となり、使者を遣して御神事に狎しむ、今年正月七日、御戸終に開かざるは、古今未曾有の事にて忠恒咎ある不忠人たり、然るに動すれは恒高異姓の由を申て、濫妨を企る事以の外の惡行也、抑當社の舊例、氏人轉任なきに非ず、然らば縱令（タトヒ）異姓たりとも、已に其職に補せらるゝ者、何ぞ其役を勤めざるべけんや、況や養子として其跡を傳へ、姓を賜ひ職を勤る、年序又久しきをや、早く忠恒等押取る所の金銀御幣、種々の寶物を糺し返され、所當の罪科に行れん事を請ふと申しき（文永八年文書斷簡）

後宇多院天皇弘安元年十月田所成恒の讓に任せて、野井、堀内（〇按本書、此下闕文あり）宿戸屋敷在家田畠を其子宗恒の領知とす

二年十一月、大舍人友恒をして、吉田社領本鄉幷山本河崎二箇鄉々務職を掌らしめつ、六年十一月十三日、社領吉沼村を以て、田所長經に給ふ

八年六月、國廳より吉田領住人等に命せて、造伊勢二所大神宮役夫工米卅九石九斗七升九合を進濟せしむ、

九年五月、大舍人重恒（重恒は成恒の孫宗恒の子也）をして、吉田鄉屋敷名田畠等を知行し田所長恒の妨を停めて、有限神事を勤行しめ、閏十二月八日、國廳より恒富四鄉吉田給主等に課せて、造宮幷神役神物延引なく勤むべき由を仰す、神官行事大舍人長經の請に依てなり、

伏見院天皇正應元年十月十四日、是よりさき大舍人長恒過あるを以て、職を改められしかど神社の爲に忠ありて怠なし、仍て權祝兼田所職に還補せらる、

二年八月、大藏丞大舍人友恒を以て、吉田河崎等の鄉、幷細谷村預所職とし、十五日神主職

に補され、恒例臨時の神事當社修理田の事を掌らしむ、
四年正月廿日、社領宇喜郷成恒の苗跡公田一町幣田一町、給田三段を田所給分として、長經に充給ふ
永仁元年、長經權祝兼田所職たり、(櫟王院文書)
三年十月廿六日、大藏丞友經の子大舍人家經を神主とし、社務を行はしむ、家經は童名乙岩丸と云ひ、弟清恒童名松犬丸と云ふ、此後家恒死たりき、(○按本書家恒友經等の名或は家經友恒に作る、並別人にあらず、姑く附て後考に備ふ)
後二條院天皇乾元元年六月廿四日、田所成經の孫長經山本保幹の孫幹盛と又田所職の事を公方に訴ふ、(正安四年文書○按本書山本二字なけれど、幹盛陳狀の題書に、左衛門太郎陳狀とあり、徳治二年の文に、山本左衛門太郎と見えたるに據て考るに、幹盛の山本左衛門太郎と云し事も明かなり、故に定め書す事此の如し)
初長經訴へて云、田所職は當社の進止にして長經重代相傳の所職なる事、御下知以下證文に明白也、而るに幹盛祖父保幹自由に任せ、田所得分を抑留し平民公事をも打止る間、去寶治中越中權守(名欠)奉行として保幹成經訴陳せしに、未だ御成敗を蒙らず、又長經先祖當社大明神の氏人として、御垂跡已來八百餘歳、屋敷名田畠在家下地今に相違なき

を、越前前司殿成經を改易し、屋敷を追出さるゝ、事所見を立申べしと云へり、幹盛是を辨して云く、彼田所職は地頭領家の計として、私に宛補するの間、綾怠の時改易せらるゝ事、度々なるを、重代相傳の由を申は僻事なり、寶治中成經地頭を忽諸するに依て、名田畠得分を召上られし以後數十年、長經申達せず、當御奉行に屬して、訴申の條、奸媒顯然なり、且此の如き不實を構出して、地頭に敵對するの條、罪帶科輕からずと云へし、次に田所權祝、格別の職なるに、長經彙の間、事を新司に掠め、其身を氏人に寄せ、八百餘歳田所の由、眼前の矯飾也、尤八百餘歳補任を召出さるべしと申き、後五年にして、此事終に決せり、(幹盛陳狀嘉元三年閏十二月、初友恒の讓狀に所職名田等は、乙岩丸に讓與ふ若故あらば舍弟に讓渡さるべしと云り、此に至て、余三清恒をして神主職名田畠等を領掌しむ
徳治元年九月十日、大舍人重恒相傳の地信太尻村濱田澁江酒戸西狹間島廻宮後大神宜給田等を以て、子孫太郎久恒に讓り、其權祝の田地を以ては正月十五日御粥の神事、其信田尻村を以ては、毎月十五日國司御祭を勤めしむ吉田社文書此時吉田社領凡百五十八町六段半(佐竹氏文書載嘉元田文○按本社所藏寛喜元年文書に、社領田百五十町と見え此後五十七年弘安八年文書に、田數百五十町六段半とあるに據らば、此後此年まで廿一年の間に、神領八町を增加へたりと見えたり、附て考に備ふ)二年六月七日、大舍人重經清

經が請に依て、當鄕（○按本書前文闕たれど、當鄕は山本鄕なる事著し、）田畠在家を神官等に打渡すべき由を山本左衛門太郎に仰す、吉田文書左衛門太郎は、卽ち幹盛なり、（正安四年、德治二年文書）初山本氏地頭の權に誇り、田所の地を掠めて、互に爭ひしが、此に至て田所氏の舊領に復さる、（吉田文書大意）

花園院天皇延慶二年二月廿四日、鎌倉より書を下して、本社いまた造營の沙汰なく、且筥原社本社造營に先たちて、遷宮を行ふ事を糺さる、

正和五年八月十八日、左衛門則能（○按本書姓闕）を以て領所職とす、

後醍醐天皇元亨三年八月廿九日、大舍人清經を神主に補さる、（○按此時僧敎有所職たり）

嘉曆二年六月廿九日、僧祐眞を社領幷箕河村預所職として、僧敎有に代らしむ、初敎有及代官大進房承秀右衛門次郎泰廣兄弟或は城郭を構へ、或は年貢を抑留するを以て也、（吉田社文書）此後鎌倉既に滅びて世中甚く亂れしかば、預所職も又絕たり、（參取東鑑、太平記、吉田文書、）

元德二年二月二日、權祝屋敷名田畠幷田所職を以て、長經の惣領長經に讓與へしむ、（元德二年文書）是歲社領田所得分先例に任せて、沙汰すべき旨を命せ又下神官等社頭每夜の宿直を怠る事勿らしむ、（元和元年文書）

元弘元年八月十二日、重ねて神社の宿直幷に神物對捍の不法を戒しむ、

三年七月廿六日、北條高時の黨類を除くの外、所領安堵の勅を下し給ふ、

建武元年十月十日、阿佐孫三郎久恒吉田大祝大舍人家恒か所在見阿村に押寄て、大袋苅田に火を放て、吉田屋敷等を押領す、（建武元年文書）久恒蓋し又大祝大舍人氏なり、（建武二年文書）

後村上院天皇正平七年、（北朝文和元年）十一月晦日、大祝大舍人政恒相傳の畠所を以て、神宮寺に寄附す、

八年四月十一日、大禰宜含人恒成また吉田郡吉田鄕濱田地三段を神宮寺に寄進せらる、（藥王院文書）

後龜山院天皇天授五年（北朝康曆元年）三月十五日、平幹詮神田三段を寄奉る、

後小松院天皇應永元年四月、田所代彦九郎兼田所職滿恒あり（藥王院文書）此時猶田所を以て職掌とする事を失はず、元龜中に至て、田所加賀守なる者あり、其田所を以て專ら稱號とするもの、蓋或は此間にあり（吉田文書大意）

三年五月廿五日、散位氏義（○按本書姓闕、永正の頃、山入氏義あれど、此と自ら別人なり混

ふべからず)吉田郡吉田鄉内小沼田一段を以て、末社笠原社の御供田に寄奉る、(吉田社文書)

九年七月十九日、大禰宜大含人恒成吉田郡酒戸鄉の田四段、及阿佐村在家二宇を以て、神宮寺藥師佛に寄進す、

十二年九月、承安二年の勅に依て、社領より役夫工米段別錢等を課する事をゆるさる、

十七年十二月十三日、大禰宜恒忠吉田鄉二反を藥師佛に寄進す、

廿四年十二月廿一日、田所恒安の領地吉田田所名田を以て税所式部次郎滿長知行分に充つ、(吉田社文書、滿長據税所文書○按税所文書十七年十二月、吉田郡田所職知行分を、税所式部次郎に渡すべきの文あるは、又此事をさして云る也)

廿八年十一月六日、是よりさき在廳官人、累年困窮して、大抵職田を鬻き、公事を行ふ事あたはざりしかば、大椽滿幹に朝命ありて、其田地を舊に復さしむ、(鹿島大禰宜文書)此に至て滿幹故吉田田所職税所滿長が職田の半を税所某に與へて、社役に參らしむ、(税所文書○按鹿島大禰宜應永五年文に、税所刑部少輔詮治と云人あるの外、税所氏なる者所見なし、某疑らくは詮治ならん、姑附て後考を竢つ)

正親町院天皇元龜元年十一月十日、水戸城主江戸彦五郎重通太刀一腰を社内に納む、元

服の祝に依てなり、(吉田社文書)

天正四年三月十日、皇子誠仁親王(○按皇胤紹運錄、近代帝系、親王は後陽成院天皇の御父にして、陽光院贈太上天皇におはし坐り、)御手つから第三宮の三字を書給ひて、三位大宮司田所清恒に賜ひ、當社の扁額とせしむ、今社前の鳥居に懸は卽是なり、(西山雜錄、吉田社古記)蓋應永より以降天下悉く亂れて、民其處を安うする事あたはず、我水戸の如きも、馬塲氏、江戸氏、佐竹氏など朝に亡ひ夕に興り、互に地を掠め國を爭ふ事を宗として、神を敬ひ奉るの何物たる事を知らず、(參取常陸大掾系圖、常陸國誌、税所文書)故に當時古の神領或は武士の地となり、神官の所領又これを藥師佛に寄附するに至る、其道を失ひ義に昏き事、既に此の如し、是を以て神宮寺益盛にして、神社の祭禮甚た衰へたり(吉田社文書、藥王院文書大意)爰に　太政大臣征夷大將軍源朝臣家康公其亂を伐平け給ひ、慶長中に及て佐竹義宣を出羽の秋田に移し、水戸城を以て　公子中納言賴房卿(私謚威公)に寄し給ふ、(藩翰譜、烈祖成績)此卿殊に神道を崇め、其東國を任され給ふを以て、深く日本武尊の蝦夷を平定ひし功烈を慕ひ給ひき、(威公年譜、人見卜幽奉悼威公辭)後光明院天皇慶安元年十月廿四日、大將軍家光公神戸十五石を充奉り、續て朱印を下し給ふ、(吉田社古記、寺社便覽、)

靈元院天皇寛文七年十一月、贈大納言源光國卿（私謚義公）本社の舊式に從て、本殿、拜殿、玉垣、神膳殿、神樂殿及末社、荒垣、兩御門、看督長社、寶藏、手水屋、兩鳥居階等を改め（○按或書に、舊は藤柄の松並より行當り曲る處より、直に社地の中段、山根傍に道ありて、今いふ女坂を往來し、宮中より臺町に通ひつと見ゆ、又女坂より上、臺町齟齬の柵門までの間を新町と云て一乘院の舊趾なり、此寺は神社に向ひて建たりと云ふに據ときは、今の地位と異なるが如し、八年の梁牌文に、吉田神社、地屬爽塏、境含景象、古檜老杉、舞仙嵐之蕭颯、奇樹靈卉、彰名區之異產、背負笠原、面望湊臺、左仙波之沼池、右國關之亭衢、とあれと、こは今の形狀を凡に云るものにして、古のさまにはあらざるべし、さて思ふに、此造營の時恐らくは神社の地位を改給ひしならん歟、姑く附て後攷を俟つ）日月の鉾、四神の旗、神樂器、もろ〳〵の神寶を納め、乙女八人、神樂男五人を置き、藥王院（卽ち神宮寺）の僧徒、神社に預る事を廢て、別院に住しめ、又其寺田を收て、本社修葺料に充給ひき、（義公行實桃源遺事吉田社古記）

八年三月、正遷宮の式を行ふ、其後　光國卿神社に詣給ひ、太刀神馬を奉て、家臣松平志摩守をして幣帛を捧け今井新平をして祝詞を讀しむ、（辻達所記梁牌文、吉田社古記、○按此時陽光院宸翰の扁額を懸たる鳥居の前にて下乘し給へりと云）是歲繪馬堂を補理り、

三十六人歌仙の歌かきたる額を奉り、（三國筆海堂正木正眞書）本社に繪馬懸る事を禁めらる、（高倉氏雜記）

延寶二年二月七日、卿又潔齋沐浴し給ひて、神社に詣て、五種の神寶及幣帛を奉り、國民の安穩を祈り給ひ、（吉田社古記所載祝詞○按祝詞に日本武尊の御靈の大神の宇都の廣前に恐み恐みも白す、惟延寶二曆甲寅年二月始の七日、參議從三位行右近衛權中將兼左衛門督臣源朝臣光國云云、と記し給へり、附て考に備ふ）

東山院天皇元祿三年十二月、神社に藏る古文書を裝潢ひて、四卷とし（一葉の縫目に印を捺給ふ、印文に常山とあり）副本を具へ（岡字の傍に朱書もて考訂を加へ、目錄一卷を附けて、之を神庫に納め、又社の南なる佛寺一乘院を毀て、香火の烟を遠さけ、新に新坂を造り、（○按に新坂は今藤柄より臺町に登る坂を云へり、是歲四月藤柄坂（卽女坂にて一名乘物坂）を以て本街道とせられし故也刑罪汚穢の者、社域を過る事なからしめ、鳥居の下に新に階を設け、側に御手洗を穿り、橋を架けて、橋邊に枋示を植、髮長、女髮長等三衣を脫棄ずして神門に入る事を禁め給ひ、又藤柄町を以て神戶に定め給ふ、（吉田社古記○按に女坂より左右に曲り、くひ違ひの木戶に至るまでを、宮中と云て、大宮司田所氏の支配地なり、姑附て考に備ふ）

五年神社の古印文を摸して、吉田宮印の四字を家臣伴緒に命せて、彫刻しめ、之を神殿に納め奉りき、（西山雜錄、彰考館往復書案○按吉田社古記、銅印方一寸五分餘、高さ又之に同し、印背に源光國卿の四字を刻み、黑漆の箱に入れて、白木の箱もて之を覆ふと云り、）

十一年二月十七日、源綱條卿（私謚肅公）日月鉾、四神の旗を改造らしめ給ひ、松平伊勢守を遣して之を納奉り、（吉田社古記）

寛永四年二月十日、社領十石を充給ふ、前の社領に合せて、凡二十六石餘、（吉田社古記、寺社便覽）初　義公神社を修營給ひしより、祭奠の盛なる事、又古に近く、且世々の君たちも、此神を重みし給ふ事、絕ずおはしましき、

仁孝天皇天保十五年、正月十五日、是よりさき贈大納言源齊昭卿（私謚烈公）　義公の遺志を承繼せ給ひて、大に神道を興隆し、武備を總め、（烈公行實、常陸帶）深く此神を尊崇給へる餘り、末社雷社の廢たるを興し、（○按此社は絕て久しかりしを、常葉村神應寺域内なる雷神地に再興し、寺僧を去て大宮司の預り祭る事とせらる、）笠原社に神領七石を寄し、又大日本史一部を以て、本社に納め給ふが如き事、又頗多し、此に至て田地百石を寄し奉り、茨城郡の總鎭守とせらるべきの命ありき、されど其後幾だもあらぬに、此卿ゆくりなく禍事に遭給ひて、其事終に空しくなりぬるは甚も慨く甚も惜しき限りならずや、

（吉田大宮司記錄）嗟吁義公の當社を崇奉りしは、蓋　威公の御志にして、烈公の土地を寄し奉るも、又　義公の志を繼し給ふ故にこそはありけれ、然らば後の明かなる君かしこき臣等、よく三公の志を繼て、神道を興し武威を奮ひ給はば、名神も又かならず威靈を顯はし座て、國家の爲に福祥を降し給ふ事のあらさらんやは、

二所別宮

笠原神社、今子安大明神といふ、本神の西南一十餘町笠原村にあり、弟橘媛、木花開耶姫命を祭ると云り、（吉田社古記）十一月末日、祭を行ふ、（吉田文書）今九月廿九日を用ふ、（大宮司筆記）

酒門神社、（○按文書、酒門を酒戸に作る、）今本社の東南十餘町坂戸村にあり、木花開耶姫命を祭ると云り、（吉田社古記）十一月丑日祭を行ふ、（吉田文書）今正月十日を用ふ、（大宮司筆記）

末社

水戸神社、舊水戸城淨光寺門内の高岬にありしを、後に本社瑞垣の内左方に遷し祭る、（文苑雜纂、吉田社古記、水府温古錄、○按今淨光寺門を入て右の高岬に池水あり、旱魃にも竭る事なし、俗に之を水戸の水と云、卽明神の御手洗なり、今水戸の大名、蓋また此

に起れり)十一月寅日、祭を行ふ(吉田文書)今に至て猶然り、(大宮司筆記)
飯神社、今本社瑞垣の内左方に在り、(吉田社古記)十一月戌日祭を行ふ、(吉田文書)今に
至て猶然り、(大宮司筆記)
國見神社　舊猪山の池水の外に在りしを、佐野彌左衛門と云者、之を古宿邑に遷し祭る、
(佐野六藏家藏文書、按本書源威公の時佐野彌左衛門に猪山御堀の外屋敷を賜ふ、此
に常陸七社の内なる國見明神の社あり、依毎年霜月十五日祭を行ひしが、後に暇給れ
るを以、其下屋敷(古宿邑)に遷して祭りしこと見ゆ、今本社玉垣の内右方にあり、(吉田
社古記)十一月亥日祭を行ふ、(吉田文書)今に至て猶然り、(大宮司筆記)
早歳神社、古は山本郷武熊村にあり、(吉田文書、藥王院文書、寛文三年府下寺院改帳の
大要を參取、○按藥王院應永廿五年武熊村の田注文に、はやとし前と云事見え、寺院改
帳に、竹熊早俊山常光寺を廢て、其地を無木養琢に賜ふとあるを合せ考ふるに、早歳神
社も、今竹熊の地に在し事明らけし、たゞ其舊址考ふべき由なし、水府温古錄に、中世武
熊に早歳社ありし由云るは、據ありて聞ゆ、姑附て考に備ふ、)
今本社瑞垣の内右方に在り、(吉田社古記)十一月子日祭を行ふ、(吉田文書)今に至て猶
然り、(大宮司筆記)已上六社、並に寛文七年、之を修營せらる、(吉田社古記)

稻荷神社、今本社瑞雛の外にあり、(吉田社古記、○按吉田文書、已上七座並に宮とあり)
散飯宮、(○按左經記、長元四年十二月十九日壬戌、參齋院女房、曰朝夕御膳、散飯等、坐野
宮時、奉難良刀自之神廿日癸亥夜部所聞之散飯事、案内前院、江家次第相模召合、條に、三
四番、間供御膳云々、立御飯、凡毎供可取三把歟、禁秘鈔御膳事の條に、御膳三度、是只女房
サバヽカリ取之云々、近代只立箸許也、取左波立箸云々、建久三年四月二日の明月記諒
闇の事を云る條に、下官云々、供朝夕御膳、御ロロ黒漆無臺御座平座敷席、有御脇息圓坐
止銀器用黒漆、合子、高盛御さば器等、正器如恒、不奉御膳、不警蹕、內待鳴扇如例云々、源平
盛衰記、光隆卿向木曾許の條下、木曾義仲猶間中納言光隆郷を遣しつる事を云て、イツ
シカ田舍合子ノ大ニ尻高ク底深ニ云々、毛立シタル飯ノ黒ク粗交ナリケルヲ、堆ク盛
上テ、云々一ツ折敷ニ居テ、根井持來テ中納言ノ前ニサシ居タリ、大方トカク云計ナシ、
云々中納言ハ青ク興醒テ、メサズ、木曾是ヲ見テ云々猫殿唯掻給ヘ／ヽト勸タリ、イト
ニ穢シク思給ケレ共、物モ覺ヌ田舍人食スシテアシキ事モゾ在ト、被思ケレハ、メス體
ニ翫テ、中底ニ突散シ給ヘリ、木曾ハ散飯ノ外ニハ何モ殘サス食舉云々、また重衡向南
都被斬條に、下臈ノ云ナル死粮トハ、只今死スル者ノ魚鳥アルベカラストテ、取除サス、
散飯タブヤカニ取テ、佛前ニ備テ、其後ハマイラス云々、座添蓋褻鈔に、サバヲ取ハ、何事

ゾ云々、或ハ散飯或ハ生飯又三飯三把ナド書リ、先散飯ト書ハ、日食ノ上分ヲ取テ、或曠野鬼神ノ分トシ、或ハ阿利底母ノ食トシ、或ハ魂靈神料ニ充ッなどある趣を考ふるに散飯とは物食ふ時に、初穗を神に取り供へ置て、さて自ら食ふ事と聞ゆるに就て思ふに、此散飯宮も本社に神饌を奉る時、此神にはまづ其初穗を取り供ふる事のありしなるべし、されど、神名は今考ふべき由なし）

押手宮、（〇按に押手は印にて、古には諸國の大社大寺に、朝廷より印を賜ひ置く事のありて、神社の解文などには、其印を捺して奉りしなり、故　朝廷より賜れる印璽なるを甚重みしつるが餘り、平生は社に籠置て神と齋き祭りし物にや、諸國の大社に璽宮と云があるは是なり、近くは鹿島の神社にも、押手宮あり、殊に鹿島にては、神官轉任の文書に今も其印を用ふる事なりとぞ、本社に所藏る文書の中に、吉田宮印とある印を捺したるも見ゆるを以て思ふに、中世までは、其印を此神社に藏置て、猶鹿島の如くぞものしたりけんかし、）十一月午日、祭を行ふ（吉田文書）

電宮、（〇按に今末社の住吉社と同殿に座す雷神は、この電宮とは異にして近き頃祭りしなり、思ひ混ふべからず、）十一月申日祭を行ふ、（吉田文書）

千五百餘所宮、十一月卯日祭を行ふ、（吉田文書）

八龍神宮、十一月辰日祭を行ふ、（吉田文書神事注文）已上五座、今みな絶たり、（吉田社古記）件の餘に伊勢二所大神宮、多賀宮、天滿天神社などを數多あれど、其は後に由緒ありて祭られし神にて、古文書に見えざる社なれば、今記すかぎりにあらず、

〇吉田社神宮寺、吉田本郷にあり、（藥王院文書）即、今の藥王院是なり本尊藥師佛を崇めて、天台を宗とす、（水府寺社便覽）傳云ふ

桓武天皇の御願所として、此寺を創めらる、（藥王院文書）建長以來神官或は社領を分て寺田とし、國中の住人等所領を割て寄進する者多く、且大掾平氏の族、世々此寺僧たるを以、寺田日々に益して、社領頗に減少く、大永中に至て、江戸但馬守藤原通泰尤も藥師佛を尊崇て、本寺を再興せしかば、神宮寺益々盛にして、神社大に衰ふ、其甚しきに至ては、僧徒神社の祭を掌る者ありし也、（義公行實、桃源遺事、）

〇飯宮神宮寺、

後小松天皇應永元年四月九日、兼田所代彦九郎細谷蓬萊畠八段を寄進する、卽ち是なり、（藥王院文書）今既に絶たり、

慶應三年丁卯七月

附錄

余この書を作る時、楓軒小宮山先生（名昌秀）の著せる吉田神社考ある事を知らざりしが、今年（明治二十年）先生の孫紹介主の宅に於て、始て之を見る事を得たり、其書項目を分ちて、鎭座、第三宮、名神大、神位、社領、宮司、社務、預所、田所、定使、地頭、神宮寺、天神宮の十二とす、この内四項を此に掲出して、恐考の闕漏を補ひ且參照に備ふといふ、

預所、預所と云ふ職の事、朝廷より、置れし物にはあらず、庄園など有せらるゝ人々のおのが心のまゝに誰人に成りとあつけ置て、所務せし物と見えたり、（按秘史に玉海を引て、元暦元年二月十八日勅、五畿七道近年武士不憚皇憲、恣輝私威、徴發七道、或侵神供、或奪佛餉、何況院宮諸司及人預哉、とこの人の預と云ものを取扱ものを、預所と云なるべし、）此名目にならひて、當社の預所も鎌倉より命せし物なるべき歟、正和五年左衛門尉親重奉にて、吉田社領沙汰人への文書に、常陸國吉田社領等、可有御知行之由、御教書案文被遣候、御預所職之事、被補左衛門尉則能候、有限御年貢以下色々御公事等、任先例可被其沙汰候、依仰執達如件とあり、これによるに、右様の事すべて取計ひし役人と見えたり、（〇按東鑑元暦元年五月廿日玉井四郎資重濫行を停止せし文書に、丹波國出雲社者、蓮花王院御領也、預給能盛法師、年來令知行、何有稱地頭之濫哉とあり、是等も同し事とみえたり、）頼朝以來鎌倉の爲る所、表向は朝廷の御爲によろしく、御助けと

も成り奉るが如くはかりしなれば、其名目もこれに順したる事也、たとへば諸國に守護を置れしが如きも、國守は京に在りて、何事もとゞき給ねば、下々のほしひまゝなる所行なき樣に、これを守護し奉るといふに似て、實は其守護の所得も國守よりも多く、威權も其上に出たる也、當社の事も小規宿禰世々宮司として、京にあり、社務を知行するといへども、其屆かざる事國司よりも甚しかるべし、依て鎌倉にて假りに社務に預り、其事を行はしむる事、猶國司の下に守護ありし如くなり、預りといふは假の詞にて、眞ならぬをいふ、今も御預地など云ふある、と同し意なり、（東鑑に文治二年正月廿四日、日吉塔下彼岸衆訴訟事とある文書に、重家自近衛殿賜小橋庄預所職候畢とあり、又同年三月十二日注進三箇國庄之事といふ中に、越後國小泉庄、新釋迦領、預所、中御門大納言宮河庄前齋院御領、預所、前治部卿於田庄、院御領、預所、備中前司信忠、佐味庄鳥羽院十一面堂領、預所、大宮大納言入道家嘗名庄六條院領、預所、岐判官代惟繁、紙屋庄殿下御領、預所播磨局など云ふ見えたり是等を併せ考へて知るべきなり、）是も終には預りて返さず、其所得は小規よりも多かりしなるべし、故に鎌倉許定衆三善などが預所に補して後には、小規方への納地と鎌倉への所務と、自然と地を分しものにもあるべき歟、正應二年に小規宿禰より命じて大舍人友恒を吉田河崎等郷細谷口の預所に補すとあ

るにて知らるゝ、也鎌倉亡ての後には、當社の預所と云ふ者絶えて見えず、騷亂の間神領皆失ひて田所などか我物にせしと見えたり、

田所、田所といふ職、東鑑、治承五年四月卅日にも見えたり、當社の田所者、平幹盛が申狀には地頭領家の計として、私に所宛補也といへるとく、宮司社務より命ずる事にて、小槻宿禰より補任の文書に見えたり、其職掌は建暦三年大舍人成恒父の貞恒に代り、權祝並田所兩職に補せる文に、田畠大小事、任先例可沙汰とあれば、社領田畠の事あつかひする役人故、田所と云しなり、其家の事、長經の陳狀には、先祖當社大明神の氏人にして、垂跡以來八百餘歲、無相違傳來のよし見えたれば、何れ古き家なるべし其姓名の文書に見えたるは建久三年權祝田所大舍人花押（○貞恒なるべき歟）同七年田所貞恒建暦三年貞恒子成恒、（南職に補）文永二年、成恒子忠恒、（田所職）文和二年忠恒子長恒（南職）と父子相續して見えたり、此成恒の子より三家に分れし也、成恒が子宗恒、々々が子重恒、（大禰宜）重恒が子久恒（大祝大舍人阿佐孫三郎）といふ見え、觀應二年大祝大舍人政恒文和二年には政恒と大禰宜大舍人恒成といふ連名あり、又成恒が孫友恒（正應二年預所神主）友恒が二子兄家恒、（大舍人神主）弟清恒（元亨三年神主大舍人）とあれば、此時には神主、大祝、權祝と三職並補したる事にや、建武元年久恒がはからひとして、家恒

が見河村の在所を放火せし事抔も見ゆ、一族の内爭ありて、いづれか滅て又一となりし成るべし、明德五年に兼田所代彥九郎花押、兼田所滿幹花押とも見えたり、それより遙後元龜の比に至りては、田所加賀守と有、すでに田所の職を世々にして終に氏とせるが如し、（唐にも此例多有、司馬氏抔の類也）今の田所と云ふは、此加賀守が子孫なるべし、

定使　定使は當社よりの上納物等、其外の用事あるときに、京に使する役人と見えたり、嘉祿三年の文書に、近年之間、所當未進依有其數去々年於京都被責定使貞保之所、自國可令辨進之由進請文と見えたり、これにて知るべし、宮司小槻京に在る故、不得已此職ありしなるべし、

地頭、地頭の事、中山信名曰、これは地面より出せる物、田地の廣狹により割宛あるものゆゑ、其ものをば地頭錢、地頭米、などいへて、それを取立る者を地頭といふ、續古事談にも見えたり、この職はもと庄園にのみあり、公の料地にはあらざるなり、秀按に神領も庄園に同じく不輸の地なれば、當社にも地頭と云ふあり、地頭田所相共に收納の事を計らひしなり、文書に見えたるは建久三年地頭代兼案主信花押とあるを始として、嘉祿三年には地頭田所相共に官物等を沙汰し進すべき旨見え、寛喜元年には地頭

定使相共に百姓逃亡沙汰致すべしとあり、文暦二年には吉田社領地頭住人等とあり仁治二年には御遷宮勤役、郷別一人爲地頭役、令沙汰進者先例也とあり、寛元二年には、諸庄園之習、犯過人出來候時、於過料領家方二分、地頭方一分、相分可致沙汰之由見えたり、其初は田所同樣の役人にて、今の地組頭など云ふ者の如く成しに、賴朝諸國に地頭を置てより、其勢自然と強く成り、所謂大名と云ふ者に成れるなり、當社地頭の事も、和光院所藏の和漢合運に、寛元二年ヒタチノ吉田地頭職初ると見えたれば此時よりして前々の地頭とは事變りしなるべき歟、この以前資幹地頭たるには左大史小槻花押（無年號此資幹の事東鑑に見ゆ）文書に見え、應安二年には吉田郡吉田内地頭職一分中、淨興庵田畠事、右の所は平家幹女子男殿よりこのかた、代々相傳所なりとあれば、家幹資幹父子よりして、大掾氏の族これに補したりと見ゆ、又平幹盛か申狀には、田所職は地頭領家の計たりとあればすでに田所を臣僕の如くに見て、領家をも下に置く如きの勢ありしと知るべし。

別記

己この社の事をなにくれと考ふるに就て日本武の皇子の尊のありし昔の御行迹を考へ正しく書記しつるに自ら皇子の傳めきたるものこそいで來にたれば、本編に記さまほしく思ひ侍れど本編とは文の體裁も異なれば、載さず猶かいやり捨むも惜らしきまゝに、事蹟考の別記とはしたるなりけり、

日本武尊は、纒向の日代宮に天下治食し

大帶日子淤斯呂和氣天皇（後の漢謚景行天皇）の皇子に御座り、天皇吉備臣等が祖若建吉備津日子之女名は針間之伊那毘能大郎女に娶坐て、生坐る御子（五柱の中に）大碓命　小碓命　二柱坐き（古事記）天皇此二柱一日に同胞に生坐る事を異しと思ほして碓に言揚し給ひき、故其二柱の皇子の名を大碓小碓と申す、（日本書紀）小碓命亦名倭男具那命（○按に日本書紀、日本童男に作る、）幼き時より雄畧しき氣まし御壯なるに及て容貌人に超て身長一丈御力強く坐り、（日本書紀、古事記）是よりさき磯城瑞垣宮に　叙　宇

御間城入彦五十瓊殖天皇（漢謚崇神天皇）の御世、將軍を四方に分遣して、教命に順はざる者を伐しめ給ひし故に天下安寧なりしを此御世に熊襲　厥　叛き蝦夷寇なみ奉りき、故二十五年七月、武内宿禰をして北陸及東方諸國の地形百姓の消息を察しめ給ひ、二十七年十月、（日本書紀）

天皇小碓命に詔く西方に熊曾建二人あり、是伏はす无禮人等なり、故其人等を取れと

詔給て、遣しき、此時に當りて、其御髮額に結せり、(古事記)爾小碓命善射者美濃國の弟
彦公及其率て來し石占横立また尾張田子之稻置乳近之稻置等を御從人とし、(日本
書紀其嫉倭比賣命の御衣御裳を給はり劍を御懷に入れて幸行き故其形勢を窺ひ(日
本書紀古事記)熊曾建が家に至りて、見給へば其家の邊に軍三重に圍み室を作りてぞ
居ける、(古事記)於是其親族を集へ新室樂せむと言動て、食物を設備へたりき、故密に其
傍を遊行て、其樂する日を待給ひき、爾に其宴樂の日になりて、其結せる御髮を童女の
髮の如梳り垂れ其嫉の御衣御裳を服て、既に童女の姿に成て女人の中に交り立て、其
室内に入坐き、爾熊曾建兄弟二人、其嬢子の容姿に見惑て、己が中に坐て、酒飲戲つゝ、盛
りに樂たり、而して更深人閑ぬる時、御懷より劍を出し、熊曾が衣衿を取て劍以て其
胸より刺通し給ふ時に、(參取日本書紀古事記)其弟建見畏て逃出き、乃其室の椅本に
追至りて、其背を取へ、劍もて尻より刺通し給ひき、爾其熊曾建白しつらく、其刀を莫動
し給ひそ、僕白すべき事ありと啓す、故暫許して押伏給ふ、於是白言、汝命は誰に坐ぞ、
吾は經向之日代宮に坐々て大八島國所知大帶日子淤斯呂和氣天皇の皇子名は倭男
具那王に坐す、意禮熊曾建二人不伏無禮と聞看て、意禮を取殺と詔ひて遣せりと詔ひ
き爾、其熊曾建まことに然まさむ、西方に吾二人を除て建く强き人なし然るに大倭の

國に、吾二人に勝て建き男は坐けり故吾賤賊の陋口を以て、御名獻らむ、(故吾以下
日本書記)今より後倭建御子と稱申すべしと白しき是事白し訖つれば、即熟瓜の
如振析て、殺し給ひき、故其時よりぞ御名を稱て倭建命とは謂しける、(古事記、○按倭
建命書紀に日本武尊とある並同し、因みに云建とは威勢ありて猛き者を云稱にて、熊
曾建の建も即是也、熊曾建は西方の國々に並なき建き者なりと思ひ誇りつるに、皇子
のこよなき武力に堪ざる事を悟り、畏りて、皇子は眞に大倭の建なりと稱へ奉れるな
れば、ヤマトタケルノ命と訓べきなり、と若狹人伴信友が云るぞよろしき)然して後弟
彦等をして熊曾の黨類を悉く斬しめて、(日本書記)還り上り坐時に、山神河神及穴戸
神吉備穴濟神を皆平服和して參上り坐き、即出雲國に入坐て、其出雲建を打殺し給
ひ、(古事記吉備穴濟神五字日本書記)難波に至り坐時に、柏濟の惡神を撥平げ
て參上りて、覆奏しき、四十七年、
天皇群卿に今東國安からず、暴神多に起り、蝦夷悉く叛けり、誰を遣して平むと詔
給ふ時に、日本武尊、此は大碓命に任給へと御對白し、かば、大碓命懼て逃坐ぬ爾に
日本武尊雄詰して詔ひけらく、吾熊曾を平けて幾許もあらぬに、東夷又叛く時は、天
下何日平底なむ、故吾頓に平服奉むと白し給ひき、故吉備臣祖吉備建彦大伴武日連尾

張連建稻種公を副へて七掬脛を膳夫とし、(日本書紀、尾張連建稻種公據天孫本紀、熱田社寛平緣起、)比比羅木の八尋矛を給ひ、東方十二道の荒ぶる神、不順人等を言向和せと詔紹ひき、故命を受給はりて罷行す時に、伊勢大御神宮に參入坐て神朝廷を拜給ひて、其姉倭比賣命に其由を白し、卽罷ます時に、倭比賣命天蘂雲劍を給ひ、(○按天蘂雲、本書草那藝とあれど、今其舊名を用ふるは、日本書紀神代卷、景行紀一說に據る、)亦御甕を賜ひて、若急事あらば茲甕口を解給へとなも詔ける、故尾張國愛智郡に到坐時建稻種白さく氷上邑は臣產土なり、此に休息給へと申して、其家に入坐しめき、爰に稻種公に其妹宮簀媛を妃とすべく期置給ひ、又汝は山道に向へ、我は海道を經て、坂東の國に行逢はむと詔ひ、(愛智郡以下、寛平緣起、)東國に幸して、山河の荒神等を平和し給ひき、故爾相武國に到り坐る時、其國造詐り白さく此野中に大沼あり、此沼に住神甚く道速振神也と申す、爰に其神を看行しに、其野に入坐つれば、其國造其野に火をなも放たりける、故欺えぬと知食て、其姉倭姬命の賜へる御甕の口を解開て見給へば、火打ぞ有ける、こゝに先其御刀以て草を刈撥ひ其燧もて火を切出向火をつけて燒退て還り出坐て、皆其國造等を切滅し、卽火を着て燒給ひき、(古事記)故その劒名を改めて、草薙劒といふ、(日本書記、寛平緣起、)其より入幸して走水の海を渡り坐時此は小海にこそあれ、立跳にも渡りつべしと高言し給ひつ

るに、其渡神浪を興て御舟漂蕩て得進み渡り坐さず、爰に其后名弟橘媛命白し給はく、妾御子に代りて海に入なむ、御子は任の政遂て復言奏し給へと奏して、海に入しかば、其暴浪自ら伏て御船得進みき、(參取日本書記、古事記、)爰に　日本武尊上總より轉て陸奥に入坐時、御船に大鏡を懸て、海路より葦浦に廻り横に玉浦を渡りて、蝦夷境に到り坐き蝦夷賊首島津神國津神等竹水門に屯て、距き奉らむとせしに、御舟を看て、豫に其威勢に怖て、得勝まじき事を知り、悉弓矢を捨、望拜て、君の容貌を見奉れば、倫に超給へり、若神人に坐にや、姓名を受給はらむと白す、　日本武尊、吾は現人神の御子也と詔ひき爾、蝦夷等悉に海に降立て、御舟を扶け岸に着奉り、卽順服奉りき、故其酋帥を俘にし、從者仕奉らしめ給ひ、日高見國より還上り坐て、(日本書紀)八槻郡なる八土蜘蛛黑鷲神衣媛草野灰保々吉灰阿邪爾那媛拷猪神石萱狹磯名各も各も其族を集め、八處の石室に屯居るを征給ふ時に、土蜘蛛等力を合せ、津輕蝦夷許多を語らひ、猪鹿弓、猪鹿矢を石城に連ね、官兵を防奉れるを以て、官兵得進まざりしに、　日本武尊槻弓槻矢を取て七發ち發ち、八發放ち給ふ、其七發の矢は雷の如鳴響て蝦夷の徒を追放ち八發の矢は八土蝦蛛を射貫きて、立處に斃し給ひき、(陸奥白川郡大善院所藏古書所引陸奥風土記)其より西南常陸國に至り、(日本書紀)多珂國の藻島を過ぎ飽田の野に獵し、

久慈の國迺鹿に至り給ひ、(常陸風土記)御軍を那珂國吉田山に息め給ふ、今九月十五日の祭に、神輿を此地に座せ奉る事は、卽其の緣なり、(吉田社古記、○按本書此地は今神社の域內なる朝日三角山是也)然して行方國なる當麻佐伯烏日子を殺し、薩都國栖寸津毘古を斬り給ひ、汝都武野に留り座て弓弭を修理しめ、槻野の淸泉に臨みて御手を洗ひ、更に車駕を廻らして、現原の丘に幸し、山川の物色を愛給ひ、大益河より舟に乘らして鳴野に至り、相鹿大生里に至て丘前宮に御座、信太茨城を經、(常陸風土記)新治筑波を過て、甲斐に至り給ひ、酒折宮に座て、蝦夷悉く順服奉りつれど、信濃及越國いまだ皇化に從はず、(日本書紀)故吾は山道を往む、稻種公は海道を渡りね、共に尾張の宮贄媛の許に行逢はむと詔給ひて、(寬平緣起)其より武藏上野を歷て、西方碓日嶺に登り、弟橘媛を慕坐て東南を望て、吾嬬者耶と詔ひき、故此により東の諸國を吾嬬國といふ、爰に吉備武彥を越國に分遣して、其地形險易また人民順否を察せしめ、(日本武尊書紀)篠城邑に御食給ふ時、稻種公の僕徒久米八腹馬を馳來て稻種海に入て卒ぬと白す、故其海に入る由を問し給ふに、八腹白さく、駿河の海を渡る時、海中に鳥あり、其鳴聲可怜、毛羽甚奇麗し、其名を覺賀鳥と云ふ、此鳥を捕て我君に獻らむと云て、帆を飛し

鳥を追ふに風波荒く起り、舟傾き覆りて、海に入つと奏すを聞食て甚慟み給ひき、(寬平緣起)其處より前に、約置し、宮簀媛の許に入座し、卽御娶て其家に留り給ひき、(日本書紀、古事記、)夜頭則に向すと、隨身劒を桑木に掛て遺忘して寢殿に還り座し、卽驚かして往て取給ふに、其樹甚く靡れり、然れども其を憚らす持歸りて、桑木の光彩さまを語り給ふに此樹は齋神異ことなし、劒の光れるならむとまをす、故默然御寢ましき、其後御劒を授け坐て、我京華に歸らば、かならず召上てむ、此劒は神なり、故此を寶とし持齋きて吾形影とせよと詔き、(尾張風土記、寬平緣起)時に近習人大伴武日諫め奉りけらく、此御佩の劒を置給ふべからず、前程なる氣吹山に惡神あり、劒氣にあらずば、何で其神を得平け坐なむと白す時に、日本武尊言揚して、縱彼惡神ありとも足を擧て蹴殺してむと詔ひて、(寬平緣起)其御刀の草薙劒を、其宮簀媛の許に置て、伊吹山の神を取に幸行き、(古事記)於是其山神大蛇に化て道を塞たり、日本武尊主神の蛇に化る事を知ずて是大蛇は必荒神の使者ならむ既に主神を殺てば、其使者は何か問むと詔て、蛇を跨て行す時に、山神雲を興し氷を零して、(日本書紀○按此大蛇のことを、古事記には大きさ牛の如き白猪と作り)日本武尊を打惑し奉りき、故還り下坐て、玉倉部の淸泉に至りて息ひ坐る時に御心稍寤ましき、(古事記)當藝野上に至坐し時に詔給

へるは吾心恒は虛空よりも翔り行むと思ひつるを、今吾足得歩まず、當藝斯の形に成れりとぞ詔ける其地より差少し幸行に甚く疲坐るに因て、御杖を衝して稍々に歩みまして、便伊勢に移り、(六字日本書紀)尾津の前一松の許に到坐るに、先に御食坐しゝ時其地に忘らえたりし御刀失ずて猶ありき爾御歌よみし給はく、尾張に直に向へる、尾津の前なる、一松人に在せば、太刀佩ましを、衣服せましを、一松吾兄を、(古事記)また行幸して、能褒野に至坐る時に御病急になりぬ、(日本書紀古事記)故俾にせる蝦夷を神宮に獻り、吉備武彦をして、東方を順服つる由を奏さしめ給ひ、(日本書紀)卽御歌を、表登賣能登許能辨介、和賀淤岐斯、都流岐能多知、曾能多知波夜、と歌竟て卽崩ましぬ、(○按日本書紀に、是歲景行天皇四十三年に當りて、御年三十とあれと、二十三年十六と云に符合ず、且其年紀疑はし、故今取らず)故靜使を奉りしかば、(古事記)天皇甚く嗚咽悲泣坐て、群卿百寮に御葬の事を命給ひき、(日本書紀)於是倭に坐后等も、又御子等も、諸々下來坐て、御陵を作り給ひ、(古事記)能褒野に葬し奉りき於是八尋の白智鳥に化て、御陵より出て天に翔り、倭國に向て飛行ぬ、(參取日本書紀、古事記)因其棺槨を開きて見れば、明衣のみ徒に留りて、屍骨は無りき、(日本書紀)爾其后等御子等、其なる小竹の苅杙に御足跣破れとも、其痛を忘れて、哭追行坐つゝ、御歌よみし給ひき、(古事記

○其歌に曰、淺小竹原腰なづむ、虛空は行ず、足從行くな、又其海塩に入て、煩行坐し時の歌曰、海處行けば、腰なづむ、大河原の茅草、海處はいざよふ、又其磯に居給へる時の歌曰、濱つ千鳥、濱よは行ず、磯傳ふ、是四歌は皆其御葬に歌ひたりき故今に其歌は天皇の大御葬に歌ふなり、)爾使者を遣し給ひて、白鳥を追尋しかば、倭琴彈原に停りぬ、仍其處に陵を造りたるに、更に其國より飛翔り行て、河內國志幾の舊市邑に留り坐き故其處に御陵を造りて鎭り坐しめき、是三陵を白鳥の御陵とぞいふ、(日本書記、古事記、寬平緣起、○按延喜式神名帳、伊勢國朝明郡鳥出神社內は、日本武尊の白鳥と化て飛出給ひし地なる故に、鳥出とは云なり、今此あたりを富田と云は登理傳を訛れるなるべし、大和國の琴彈原の地をも富田と云る、同故事にて、同名なるを思ふべし、又和泉國大鳥郡大鳥神社は其社の流記に日本武尊を祭ると云傳へたり、河內國より更に飛去たまへる時に、彼處にもしばし留まり賜りしなどありけるにや、又式に同郡多治速比賣命神社あり、弟橘比賣命を祭ると云り、又陸奧國柴田郡大高山神社苅田嶺神社は、觀迹聞老志、封內風土記を考ふるに、みな白鳥大明神と云て日本武尊を祭ると云傳へて、かの白鳥の故事を訛り傳へたり、又源平盛衰記に、日本武尊白鶴に化して、西方に飛て、讃岐國に至り白鳥明神とすと云り、今大內郡白鳥村に白

鳥大神宮と云ありとぞ、附て後考に備ふ）然れども亦其地より更に天翔りて飛行しぬ因其功名を傳へむとして、武部を定給ふ、（日本書紀、古事記、○按倭名鈔に、伊勢國安濃郡建部、太介無倍、美濃國多藝郡建部、石津郡建部、出雲國出雲郡建部、美作國眞島郡建部、備前國津高郡建部などは、武部の部の住居るより負る名にて美濃なるは　日本武尊に從へる弟彦公に由緣ある地なるを以て建部を置れしにはあらむ、出雲のは風土記に、健部卿云云、先所以號宇夜里者、云云而後改所以號健部之縁向槍代宮　御宇天皇勅不忘朕御子倭健命之御名健部定給爾時神門臣古禰、健部定給卽健部臣等自古至今、猶居此處、故云健部と見へたり、又式に近江國栗太郡建部神社は、今勢田の神領村にあり、建部明神さいふ、下野國那須郡健部山神社は、今武部村武部山にあり、蓋　日本武尊を祀りしならむ、又美濃國神名記に、本巢郡正六位上武部明神と云もみゆ、）此日本武尊伊久米天皇（漢諡垂仁天皇）の女　兩道入姫命（又名石衝比賣命御母は山背大國之淵の女弟苅羽田刀辨といふ、小月山君、小槻宿禰等の祖淡知別命は此弟苅羽田刀辨が姉の出坐る所也、）に娶て、御子稻依別王（○按舊事紀、別に稻入別命あれど、同名を誤傳へしなり、古事記には布多遲比賣の子と作り、足仲彦命布忍入姫命稚武王を生坐、（○按古事記兩道入姫の生坐る御子は、足仲彦命一柱とし、稚武

王は橘姫の弟所生として、布忍入姫命の事はみへず、）又其海に入坐し弟橘媛命に娶て生坐る御子稚武彦王又吉備武彦の女に武養鹽命を娶たるは、同名を誤りしなり也、）十城別王を生坐し、又山代之玖々麻毛理比賣を娶て、足鏡別王を生坐き、（○按舊事紀、別別王伊賀彦王　（○按舊事記に、伊賀彦王の外に、又五十日彦王命と云あるは、同名を誤りしなり、武田王佐伯命　（日本書紀、古事記、舊事記）この四柱王等は、其御母の名詳ならず、故稻依別王は、犬上君、武部君等の祖、（舊事紀、稚武王の下に近江建君祖とあるは稻依別を誤りて云傳へたるものなるべし、建久八年注進大隅國圖田帳に、田所檢校建部宗房權大掾建部近信執行建部清俊宗新大夫建部高清また田所檢校建部宿禰など見えたるは、今薩摩島津氏の臣に、禰寢氏と云もの其後にて、卽日本武尊の裔なること其家藏文書にて知らる、事あり、事長ければこゝにいはず、（卽帶中津日子命は、天下治し食き、（古事記、舊事記）次に稚武王は宮道君等の祖、（舊事紀○神名帳山城國宇治郡山科神社二坐、並大、月次、新嘗とある社、今勘修寺村にありて、宮道明神とも、兩社大明神とも云ふ、卽宮道氏の祖神にして、延喜十一年より官帳に付き、公家卷秋の祭、四度官幣に預ること、本朝月令、新國史、公事根源等に見えたり、また帳に肥前國松浦郡田島坐神社名

鳥大神宮と云ありとぞ、附て後考に備ふ、）然れども亦其地より更に天翔りて飛行しぬ因其功名を傳へむとして、武部を定給ふ、（日本書紀、古事記、○按倭名鈔に、伊勢國安濃郡建部、石津郡建部、出雲國出雲郡建部、美作國眞島郡建部、備前國津高郡建部などは、武部の住居るより負る名にて美濃なるは　日本武尊に從へる弟彦公に由縁ある地なるを以て建部を置れしにはあらむ、出雲のは風土記に、健部卿云云、先所以號宇夜里者、云云而後改所以號健部之緣向槍代宮　御宇天皇勅不忘朕御子倭健命之御名健部定給爾時神門臣古禰健部定給即健部臣等自古至今猶居此處故云健部と見へたり、又式に近江國栗太郡建部神社は、今勢田の神領村にあり、建部明神ございふ、下野國那須郡健部山神社は、今武部村武部山にあり、蓋　日本武尊を祀りしならむ又美濃國神名記に、本巢郡正六位上武部明神と云もみゆ）此日本武尊伊久米天皇（淳誕垂仁天皇）の女　兩道入姫命（又名石衝比賣命御母は山背大國之淵の女弟苅羽田刀辨といふ、小月山君、小槻宿禰等の祖淡知別命は此弟苅羽田刀辨が姉の出坐る所也）に娶て、御子稻依別王（○按舊事紀、別に稻入別命あれど、同名を誤傳へしなり、古事記には布多遲比賣の子と作り、足仲彦命布忍入姫命稚武王を生坐、（○按古事記兩道入姫の生坐る御子は、足仲彦命一柱とし、稚武

王は橘姫の弟所生として、布忍入姫命の事はみへず）又其海に入坐し弟橘媛命に娶て生坐る御子稚武彦王又吉備武彦の女吉備穴戸武媛を娶て武殻王（○按舊事紀、別に武養鹽命を載たるは、同名を誤りしなり也）十城別王を生坐し、又山代之玖々麻毛理比賣を娶て、足鏡別王を生坐き、（○按舊事紀、別本書紀、古事記、舊事記）この四柱王等は、其御母の名詳ならず、故稻依別王は、犬上君、武部君等の祖、（舊事紀、稚武王の下に近江建君祖とあるは、稻依別を誤りて云傳へたるものなるべし、建久八年注進大隅國囎田帳に、田所檢校建部宿禰など見えたるは、今薩摩島津氏の臣に、禰寢氏と云もの其後にて、卽日本武尊の裔なること其家藏文書にて知らる、事あり、事長ければこゝにいはず、（卽帶中津日子命は、天下治し食き、（古事記、舊事記）次に稚武王は宮道君等の祖、（舊事紀○神名帳山城國宇治郡山科神社二坐、並大、月次、新嘗とある社、今勘修寺村にありて、宮道明神とも、兩社大明神とも云ふ、卽宮道氏の祖神にして、延喜十一年より官帳に付き、公家春秋の祭、四度官幣に預ること、本朝月令、新國史、公事根源等に見えたり、また帳に肥前國松浦郡田島坐神社名

神大とある社、今上松浦明神と云て、即稚武王を祭れりと云傳ふことそ、又同郡志々伎神社は今志自岐村にありて、下松浦明神と云ふ、即十城別王を祭る所なり、）次に武哀王は讃岐綾君、登表之別、麻佐首等の祖（古事記○按本書伊勢之別宮首之別と云を擧て、此王の後としたれど、舊事紀を考ふるに、本書恐らくは誤あるに似たり故取らす、）次に十城別王は伊豫別君等之祖、（舊事紀、皇胤紹運錄、）次に足鏡別王は鎌倉之別、小津君、（○按君字舊事紀に據る、神名式伊勢國桑名郡尾津神社二座とある、此社今は戸津村の北濱野村の隣にあり、八劔宮と云、即古の尾津濱にて、尾張國海部郡なりしが今は海埋りて陸となり、伊勢に入て海邊は遙の東になれり、濱野村の長は草薙忠右衞門と云て、日本武尊の後と云傳ふとそ、）石代之別、漁田之別等の祖、（古事紀、○按舊事紀、稚武彦王命は、尾津君、揮田君の祖とあるに據は、漁は揮の誤りにや、いづれをよしとも今決め難し、又葦敢窺見別命は、窺口君等祖とあるは、足鏡別王と同じかるべし、姑附て考に備ふ、）武田王は尾張、國丹羽建部君の祖佐伯命は參川御使連等之祖也、（舊事紀）初天皇日本武の皇子の功業を思ふか故に、葬祭の禮悉く天子の式に從ひ、之を尊みては、天皇とも稱へ奉り、御墓をも陵と白したりけむと思ゆるを、（日本紀古事記常陸風土記、仙覺鈔引阿波風土記）五十三年に至て、天皇詔ひけらく、吾愛子を慕思ふ事猶止時

なし、故小碓王の平し國を巡狩給はむと詔ひて、伊勢より東國に轉り、（日本書紀）上總國安房浮島宮に行幸し、即葛飾野に行幸して、御獵し給ふ時に、大后八坂媛は借宮に留り坐て、磐鹿六鴈命に詔はく、此浦に異鳥の聲聞ゆ、其駕久我久と鳴り、其形を見まく欲すと詔給ふ、即六鴈命船に乘て鳥許に至れば鳥驚きて他浦に飛き、猶追行とも、遂に得捕ず、於是詛けらく、汝鳥よ、其音を戀て、貌を見まく欲するに、他浦に飛遷りて、其形を見しめず、今より後陸に得登らされ、若大地の下に居は、必死む、海中を以て、住處と爲と云て還る時、舳を願すれば、魚多く追來、即角弾の弓を以て、遊魚の中に當しかば、即弭に着て出て忽に數多を獲つ、名けて頑魚と云ふ、此を今諺に堅魚といふ、（今角を以て鉤柄に作りて、堅魚を釣るは此由也、）船潮の涸るに迹て、渚上に居ぬ、堀出さんと爲に、八尺白蛤一貝を得つ、磐鹿六鴈命件二種の物を捧て、大后に獻りき、即大后譽給ひ悦給ひて詔く、甚味く清く造りて、御食に供奉らむと欲と詔ひき爾時申さく、六獐料理て供奉むと白して、无邪志國造上祖大多毛比知々夫國造上祖天上腹天下腹人等を喚しめて、胎に爲り及炙焼して雜造盛て、河曲山の梔葉を見て、高次八枚に刺作りて、眞木葉を見て、枚次八枚に刺作りて、日影を取て綬とし、蒲葉を以て美頭良を卷眞析葛を採て手繦にかけ、帶に爲、足纒を結て、雜物を供結飾て、乘輿御獵より還入

坐時に、供奉むとす、此時勅く、誰しが造りて進れる物ぞと問給ふ、爾時大后奏し給はく、此は磐鹿六鴈命献る所の物也、と奏し給ひければ、即獄給ひ譽給ひて、勅く、此は磐鹿六鴈命獨が心には非ず、斯は天に坐神の行給へる物也、大倭國は行事を以て、名に負する國なりと、詔て、膳大伴部を給ひき、(高橋氏文、賜膳大伴部據日本書記)更に常陸國信太の浮島の帳宮に御して賀久賀島の聲を聞して伊賀理命に捕しめ給ひき、(常陸風土記、塵袋、〇按に如此この賀久我島をしも捕しめ給へる事は、かの建稻種公が忠誠心を以て皇子命の御爲に此島を捕むとして身死ぬるが、其皇子を可愛と思ふ御心には、其仕奉れる臣等の事までも思し出られて、殊にあはれ深く思ほしての御事にもやあらむ、)而して東國より伊勢を經て、倭經向宮に還坐し、五十六年、豐城入彦命の孫彦狹島王の子御諸別王に詔して、專ら東方を治しめ給ふるに、蝦夷を伐平けて、東國久しく事無りき、是に由て子孫今に東國にあり、(日本書記)後に　吉田神社の宮司として仕奉れる吉美候氏も、又其裔なり、(新撰姓氏錄、吉田社文書)志賀高穴穗宮に　馭宇天皇(漢諡成務天皇)五年九月、天下諸國に詔して大國小國の國造及國々の堺大縣小縣の縣主を定め給ふ、(日本書記、古事記)此時小止與命を尾張國造とす、其子建稻種の功を思はしてなるべし、又常陸の域に新治國造筑波國造仲國造久自國造高國

造を定置る、(舊事紀)こは皆　日本武尊の征け給ひし功勳に因て、猶皇威を耀し給はむとの御所爲也、(日本書記、古事記大意)

穴門豐浦宮に天下治食し大帶中津日子天皇(漢諡仲哀天皇)元年十一月詔しけらく朕いまた弱冠し間に、父王既く崩坐て、神靈白鳥と成りて、天翔り坐つれば、一日もおちず仰望奉るを、冀白鳥を得て陵域なる池に養て、其鳥を見つゝ、慰めてむと詔給て、諸國に令て白鳥を奉らしめき、(日本書紀)初日本武尊の形影精神を留給ひし草薙劍は、宮簀媛前約違へす、獨御床を守りて仕奉りつるに、光彩日の如く、靈驗頻りに著れ給ふを以て、社を定め神劍を安置奉りき、此は今尾張國年魚市郡　熱田神社にして、(日本書記、古事記、尾張風土記、寛平緣起)世に第三宮といふ卽チ是也、(源平盛衰記、平家物語)そもそも〳〵我吉田神社は其造營始め給し年紀詳ならずと雖も、(〇按吉田社正安中の文書、田所長經の詞に、長經先祖者爲當社大明神之氏人、御垂跡以後八百餘歲とあるに據て、其年紀を推計ふるに、大抵　顯宗天皇　仁賢天皇の御世の間に當れるが如し、姑く附て後考に備ふ、)古昔　日本武尊蝦夷を伐て還り給ふ時、官軍を息めし地なるを以て、此神を齋奉つと云ひ傳へて、(吉田社古記)常陸第三ノ社と稱奉るも、熱田神社におほろげならぬ、由緣坐に依ての事なるべし、(吉田文書〇因みに云、世に本地垂跡など云說

は、最澄空海等の姦僧がいひ出せる事にて、取るにも足らねど、熱田の神社に藥師如來とか云佛を本地とし、其神宮寺には、藥師を本尊とすと云へり、今我　吉田神社には、本地佛といふものはなけれど、神宮寺藥王院に安置所の佛も、藥師なるがうへに、彼尾張の神宮寺の寺務なる如法院の天台宗なるも、又由緣ありて聞ゆ、

忌部神社所在檢註を見て思へる事ども　明治七年十二月・稿

余さきに神祇志料を編するにあたりて、阿波國忌部神社の久しく湮滅に歸するを慨し、其の明徵を得て、神德を世に耀し奉らんと思ひき、其の折しも、(明治七年)其の國人小杉榲邨氏が建言書を得て、其の所在を明にするとを喜び、尋で大澤清臣氏が、敎部省の命を奉じ、社地を實歷檢查して、記せる檢注文を見、いさゝか愚見を陳べたることありしが、程もなく官の上奏を歷て、國幣社に列せられ、其の社は、殖麻郡山崎村日鷲神社と定められしを、甚うれしく思ひ居りしに、この頃に至り其の山崎の神社をば、式社にあらずとして、更に神社を改定せられしと云ふことを聞けり、かれ驚きて、その後に定められし社は、いかなる證據あるにかと問ひしに、他に證あるにもあらず、たゞ社山に樹木のあると否とを以て、判定せしなりと答ふ、余聞きて茫然自失、十八年前の事を憶起し、感愴に堪へず、故筐を搜りて、此の文を得たり、因て寫して貴所に投ず、貴所謄錄して、江湖諸彦に質すに、本社の是非孰れにあることを以てせば幸甚し、大澤小杉二氏は皆余が僚友なり、さきに本社檢定の事に預れり、二氏亦果して余と感を同ふするならん、

久しく世に湮滅せる、忌部神社の所在を考ふるに就きては、此の神の阿波國に鎭座する緣源、又其の神孫の此の地に止りて、其の神に仕奉れること、又其の神孫なる忌部氏(卽三木氏)の家に、傳ふる文書の古典に徵すべきと、將その文書に因りて、本社の所在も、知らるゝ、事をいはでは、明瞭ならざるを以て、其の大略を左に記し、考案に備へんとす、

忌部神社に齋ひ祭る所の神は、高皇產靈神の子天太玉命に從ひて、天祖に仕奉れる天日鷲命にまします、上古天祖天照大御神の天石窟に入り給ひし時、此の神榖木を種殖ゑて、白和幣を作り給へるを以て、麻殖神とも申し奉たり、其の例に因りて、神武天皇都を橿原に定め給ひし時、其の子孫また太玉命の孫天富命に從ひて、肥饒の地を求めて阿波國に至り、榖麻の種を殖う、其の奇彼國にあり、大嘗の年に木綿麻布種々の物を貢る、この故に郡名を麻殖とする由、古語拾遺に見えたれば、卽この郡中に天日鷲命の神孫は住みつゝと見えたり、其は續日本紀(神護景雲二年七月乙酉)に、阿波國麻殖郡人忌部連方麻呂忌部連須美等十一人賜姓宿禰(忌部越麻呂等十四人賜姓連(位階をば省きて記せり)とある

にて著ければなり、かくて其の氏人世々この郡中に住めるより、其の祖神を祭りし故に、神名帳に同郡忌部神社あり、また忌部郷と云ふ郷名もあるなるべし、是れ忌部神の此の地に鎭り坐し、其の神孫の此の地にありて、祖神に仕奉れる事の證なり、又貞觀儀式（大嘗祭條）に木綿麻各一斤云々、（已上阿波國麻殖那賀兩郡所輸）また阿波國麁布一端木綿六斤云々、（已上忌部所作）阿波國忌部所織麁妙衣、（神語所謂阿良多倍是也）預於神祇官辨備、納以細籠置案上、四角立賢木、阿波忌部一人執者、木綿賢木前行とみえ、延喜大嘗祭式にも、同じ趣にみえたるが如くなるを以て、大御祭に供ふる麻木綿は、麻殖郡に住める忌部氏人より、獻られしこと明なり、かくて其の神孫故事のまゝに行ひ來りしを以て、今も麻殖郡三木村に三木貞雄ありて、忌部神社に由ある文書、また大嘗會に仕奉れることの文書どもを數多所藏せり、其の文書の内、左辨官下文に、大嘗會悠紀所料、宜仰彼國（阿波國也）依先例以麻殖忌部氏人令織備附祇官（神祇官人のことなり）被進上者、（永仁文保延慶の三通何れも同じ趣なり）また太政官符に、使從五位下齋部宿禰親春、神部二人、右得神祇官解偁、爲令織進大嘗會荒妙御衣、差件等人、依例申送如件者云々（延慶文保正慶の三通、また同じ文意なり）などある文を傳ふるは、正しく忌郡の家筋にて、天日鷲神孫なればなるべし、こを上に云へる其の齋今在彼國、當大嘗之年貢木綿麻布及種々物、とあるに

思ひ合せて、三木氏は忌部氏にて神孫なる故、其の神社に仕奉り、大嘗の時は、古典のまゝに木綿麻等を作り荒妙の御衣を造り仕奉れるを知るべし、是れ忌部神孫の世々大嘗の御祭に仕へし事の證なり、（文書によるに、南北朝の少し以前までは其のことありしとみゆ）さて其の神孫を今に三木氏と云ふは、神世の例によりて荒妙の御衣を朝廷に貢ぎ奉る故に名づけ、其の族類の人々も、共に力を盡しし故に、一族を合せて御衣御殿人と（加）も云へりと聞こゆ、正慶元年の文書に阿波國御衣御殿人等十三人連署の契約狀あり、其の狀に、此上は一年二度（寄合）ヨリアヒヨクワヘテ（評定）ヒャウチャウアルベク候、會合二月廿三日、ヤマサキノイチ、九月廿三日イチヲ可定者也、とある、ヤマサキノイチは、卽今山崎村の忌部市とてある市のことにて、今も二月九月の廿三日に、同村天日鷲命神社の小祭あり、其の祭の日には、三木氏の家より距離凡五里の路程なるをむかしより必參詣する例なりとぞ、是れ文書と古典に考へて神社の所在を知る證なり、もし三木氏と云ふ者、忌部の神裔にあらずんばいかでか天日鷲命の遺業を傳へて、麁妙の御衣を織造らん、又いかでか大嘗會のことに預る所の文書を所藏せん、既に其の遺業を傳へ、又其の文書を藏するときは、天日鷲命の神孫なること必せり、たゞ其の神孫なるが故に、御衣御殿人契約の例をたがへず、山崎の市にゆくと見えたり、件の市を疎略にせず、五里の路程を經て參詣する

ことは、忌部祖神と坐す天日鷲命の神社（卽忌部神社）ある故なるべく忌部の神社の爲に、たつ市なるをもて、忌部市と云ふなどをも、上文に云へる趣と考へ合せて、山崎村の神社は、いよ〳〵式内忌部神社なること明瞭なり、（此の社を式内忌部神社と定むるは、今いひ出でたる新說にあらざること、寬政中に記せる阿波志にあるにてもしるべし）然るに世にものしらぬ者ありて、川田村の八幡、又は宮嶋村の八幡を、忌部神社なりと云ふ說も聞ゆれど、更に確證あるにあらざれば、信がたし、其は檢注附錄に云へる趣をみて、思ひ拂ふべし、

伊勢太神宮神領考 明治四年六月十五日稿

天下を治るの本は、神を敬ふより大なるはなく、神を敬ふの本は、皇祖天照大神を齋き奉るより先なるはなし、蓋此大神光華明靈の德、六合に照徹給ふを以て、生を此土に稟るもの、みな其恩德を被らざる事なき時は、此大神は實に道の本也、敎の本也、是以天皇此神を祭て政を施し給へは、天下皆其號令を奉じ、此神を敬て敎をなし給へば、蒼生皆其敎化に從はずと云事なし、故に歷世の天子必ず此神を敬祭り、神封神戶を奉て、粢盛に供奉りき、昔垂仁天皇の朝、大神を伊勢に齋鎭め奉る時、大倭國造伊賀國造、又伊勢國造建夷方川俣縣造大比古、安濃縣造眞桑枝、壹志縣造建呰子、飯高縣造乙加豆知、佐奈縣造御代宿禰、竹

首吉比古（○按國造と云は、其國の君にして、縣造と云は、又其縣々を治る人々なり）などと云者、みな各其所領の地を以て、神田神戶に寄奉りき、（延曆儀式帳）是神田神戶を太神宮に奉る事の書に見えし始也、

皇太神宮儀式帳云 纒向珠城宮御宇活目天皇御世、倭姫內親王遷、爲御杖代齋奉支、美和乃御諸原造齋宮出奉天齋始奉支、爾時倭姫內親王太神乎頂奉旦、願給國求奉時、從美和乃御諸宮發旦令出坐支、爾時御送驛使阿倍武渟川別命、和珥彦國葺命、中臣大鹿嶋命、物部十千根命、大伴武日命令入坐支、彼時宇太乃阿貴宮坐只、次佐々波多宮坐只、次伊賀、穴穗宮坐只、次阿閇柘殖宮坐只、其間卽伊賀國造等神、御田並神戶進支、次淡海坂田宮坐只、次美濃伊久良賀宮坐只、次伊勢桑名野代宮坐只、其宮坐時間伊勢國造、遠祖建夷方乎、汝國名何問賜白久、神風伊勢國止白支、卽神、御田並神戶進支、次河曲、次鈴鹿小山宮坐支、彼時川俣縣造等遠祖大比古乎、汝國名何問賜只、白久、咩酒鈴鹿國止白支、其卽神、御田並神戶進支、次安濃縣造眞桑枝乎、汝國名何問賜支、白久、草薙安濃國止白支、卽神、御田並神戶進支、次壹志藤方片樋宮坐只、其在阿佐鹿惡神乎、驛使阿倍大稻彦命、卽御共仕奉支、彼時壹志縣造遠祖建呰子乎、汝國名何問賜支、白久、宍往呰鹿國止白只、卽神、御田並神戶進支、次飯高縣造乙加豆知乎、汝國名何問

賜只、白久忍飯高國止白支、卽神御田神戸進支、而飯野高宮坐支、彼時佐奈乃縣造御代宿禰乎、汝國名何問賜支、白久許母理國志多備乃國、眞久佐牟氣草向國止白支、卽神御田並神戸進支、而多氣佐々牟遲宮坐支、彼時竹首吉比古乎、汝國名何問賜只、白久百張蘇我乃國五百枝刺竹田乃國止白支、卽櫛田根椋神御田進支、次玉岐波流磯宮坐只、次百船乎度會國佐古久志呂宇治、家田田上宮坐支、爾時宇治大內人仕奉宇治土公等遠祖大田命乎、汝國名何問賜支、是川名佐古久志留伊須々乃川止申、是川上好大宮地在申、卽所見好大宮地定賜支、朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國止、弓矢鞆音不聞國止、大御意鎭坐國止、悅給支、大宮定奉支、

此時神宮の大神主の遠祖大幡主命の所領、伊勢國內磯部川以東を、神國と定めて仕奉ると云り、（大同本紀○按此神國と云しは、後に所謂飯野、度相、多氣三郡の地也）

大同本紀云、皇太神御鎭座之時、大幡主命、物乃部八十友緒人等率荒御魂和御魂（御饌本記條）宮地乃荒草木根苅掃、大石小石取平天、大宮奉定支爾時大幡主命白久、己先祖天日別命、賜伊勢國內磯部河（○神境紀談作川）以東、神國定奉（飯野多氣度會許也）卽大幡主命神國造、卽並大神主定給支、

此後三百四十餘年の間は有爾鳥墓村に神庫と云を置て、神宮の政事を取り行ひ、神郡の租稅貢物の收納を掌るものありしを、孝德天皇の朝、古來の制度を新にせられし時、天下諸國の國造と云ものをも悉くにやめて、其所領をば朝廷の有とせられしかど、伊勢の神地は皇祖太神宮の鎭り坐す處なるを以て、度會の山田原と、竹村とに屯倉を立て、督領助領（○按督領は官名にして一郡を治むる者、卽ち郡領にして大領小領とも云へり）を置き、又大神宮司の職を任じて、（神庫司を改めて、大神宮司とせし也）其地を治められしのみにて、神領を動し奉る事はあらず、（大同本紀、延曆儀式帳）天智天皇の朝にも、多氣郡四鄕を割て、飯野高宮村に屯倉を立て、評督（評督は、卽郡領なり）を置きしかど、神地を朝廷に收められしとは見えず、（延曆儀式帳）唯垂仁の御世頃、神國と云る地を、此二御世（孝德、天智）に至て始て飯野、渡會、多氣三郡としたるのみにて、猶古の如く神宮の地なりし也、（延曆儀式帳、大同本記）

大同本記云、難波長柄豐前宮御世、飯野多氣度相總一郡也、其時多氣之有爾鳥墓立郡司、以己酉年、始立度相郡、以大建冠神主奈波任督造、以少山中神主針間任助造、皆是大幡主命末度會神主先祖也、（神宮雜例集）

皇大神宮儀式帳云、初神郡度會、多氣、飯野三箇郡本記行事、右從纒向珠城朝廷以來、至于難波長柄豐前宮御宇天萬豐日天皇御世、有爾鳥墓村造神庫、爲雜神政行仕奉支、而雜